を、何時と知らねば、慕ひ奉らずてはあらじとなり。何時と明かに知りたらば、或は歎かずあらむが、何時と知らねば歎かずてはえあらじとなり。

挽歌

○　これは既にいへる如く、卷第一卷第二を通じて一とし、これを三に分類せるうちの一にして雜歌相聞に對する部類の一なり。挽歌といふことは崔豹の古今注に「薤露蒿里並喪歌也出田橫門人。橫自殺門人傷之爲之悲歌。言人命如薤上之露易晞滅也。亦謂人死魂魄歸蒿里故有二章……至孝武時李延年乃分爲二曲。薤露送王公貴人蒿里送士大夫庶人。使挽柩者歌之、世呼爲挽歌」とあり。又晉書樂志に「挽歌出于漢武帝役人之勞歌聲哀切遂以爲送終之禮」と見え、その歌聲の哀惋なるにより柩を挽く時の歌とせしより挽歌の名出で、その後そを目的としてつくりたる歌あるに至れりとおほゆ。さるは文心雕龍の注に引ける文章志に「繆襲字熙伯、作魏鼓吹曲及挽歌」とあり、文選には詩の類別中に「挽歌」の目を立て、それらの詩を「挽歌詩」といへり。而して又往々これを挽詩ともいへり。

以上の如く挽歌といふ名目はもと柩を挽く時の歌の義なりしが、後には汎く喪儀に用ゐる歌の義となり、更に變じて死者を哭する詩の一體となりしものと見ゆるが、本集の用例を見れば又喪歌の義にあらずして、支那の所謂挽歌詩の義に近く、なほそれよりも更に汎く後世の歌集に所謂哀傷の歌といふに似たる用をなせるものなり

次にこれのよみ方なるが、「これを『カナシミウタ』とよむべしとする説あれど、これも如何なれば音にてよむをよしとするが、それも吳音ならば『挽』は古來の慣例によりて『メン』とよむべきなるが、今は普通『バンカ』といへば、それにても可なるべし。

○　なほ本書目錄の挽歌の下に「竹林樂」の文字を記載せることにつきての説は卷一のはじめにいひたれば今贅せず。

後崗本宮御宇天皇代　天豐財重日足姫天皇

○　この事卷一にいへるにおなじ。齊明天皇の御宇の天皇御宇の條を見るべし。

有馬皇子自傷結松枝歌二首

○有馬皇子　孝德天皇の皇子にして御母は阿倍倉梯麻呂大臣の女小足媛なり。齊明天皇の御代に不軌を謀り陽りて紀伊の牟婁の溫湯に病を療せむとして往き、歸り來りて國の體勢を讃めて天皇の志を動し奉りてかの地に行幸をすすめ奉りしかば、同四年十月十五日に彼地に行幸ありしがその留守に乘じて不軌を企てしが、事露はれて十一月五日に捉へられ九日に紀の溫湯の行宮に送られ、中大兄皇太子の訊問あり、同十一日護送せられ藤白坂にて死に處せられたまひぬ。御年十九。

○自傷　自ら傷しむことなり。史記蘇秦傳に「出游數歲大困而歸。兄弟嫂妹妻妾竊皆笑之。蘇秦聞之而自傷。閉室不出」とある自傷の義なり。

○結松枝歌　こはかの謀反の事あらはれ、牟婁の溫湯の行宮に護送せらるる途中岩代の地を過ぎ、そこなる松を結びてよまれたる歌なるべし。松枝を結ぶことは卷一「一〇」の歌に略その旨を述べたり。なほ歌の下にいふ事あるべし。

（一四一）

磐白乃、濱松之枝乎、引結眞幸有者、亦還見武。

○磐白乃　これは卷一「一〇」の歌に「磐代之岡之草根乎去來結手名」といへる磐代の地にして、紀伊國の日高郡にあり、牟婁溫湯に赴く要路にあれば、かかる歌も生ぜしならむが、なほその卷一の歌にその地名に磐といふ語の存する爲に特にかかる場合にとりいでてよまれしならむ。さて卷一なるは草を結びしなるが、松の枝を結びし例は卷六「一〇四三」に「靈剋壽者不知、松之枝結情者長等曾念」卷二十「四五〇一」に「夜知久佐能波奈波宇都呂布等伎波奈流麻都能左要太乎和禮波牟須波奈」などあるが、さる事をなす意はその長く恙なからむことをいはひちぎりてのわざなり。

○濱松之枝乎　古寫本の中には「ハママツノエヲ」とよめる本もあれど、多くの本に「ハママツガエヲ」とよめるをよしとす。「濱松之枝」といふ語の例は卷一「三四」の歌にあり。

○引結　「ヒキムスビ」なり。卷一「一〇」なるは草を結びたるなるが、ここは松が枝を結ぶなり。されど、末を祝し、幸を祈ふ意にて行ふことは同じ。卷一「三四」なる「濱松之枝乃手向草」とあるは既にいへる如く幣にしてここことは意異なり。「濱松之枝」といふ語同じとても混同すべからず。

○眞幸有者　「マサキクアラバ」とよむ。舊本に「マサシクアラバ」又は「マコトサチアラバ」などとありしを仙覺が改め訓みしなり。「マサキク」といふ語の假名書の例は卷十七「三九五八」に「麻佐吉久登比比底之物乎」卷二十「四三三一」に「麻佐吉久母波夜久伊多里弖」などあり。その「マサキク」は「サキク」といふ語に眞の義ある頭辭「マ」を添へたるものにして、「サキク」は幸の字の義なること卷一「三〇」の下にいへり。

○亦還見武　「マタカヘリミム」なり。卷三「二八八」に「吾命之眞幸有者亦毛將見志賀乃大津二緣流白浪」卷七「一一八三」に「好去而亦還見六、大夫乃手二卷持在鞆之浦回乎」卷九「一六六八」に「白崎者幸在待、大船爾眞楫繁貫又將顧」卷十三「三二四〇」に「樂浪乃志我能韓崎幸有者又反見」などいへるは、「マサキクアラバ」に對して「マタカヘリミム」といへる語の參考として見るべき例なり。又卷十二「三〇五六」に「妹門去過不得而草結風吹解勿又將顧」といへるはその結びたる松枝を「又かへりみむ」といへるに對しての參考とすべし。

○一首の意　我はこの磐代の松枝を引結びて、祈り願ふ事あり。我れ今事によりて嫌疑を受けたれど、其の事申しひらき相立ちて、恙なくあらば、この結びたる松枝をかへりて再び見むと希ふとなり。

(一四二)　家有者、笥爾盛飯乎、草枕、旅爾之有者、椎之葉爾盛。

○家有者　諸本「イヘニアレバ」とよめるを童蒙抄に「イヘナラバ」とよめり。されどこれは未然の事にあらずして、家に在る時には」の意なれば、舊訓の方よしとす。さて音を約めて「ニアレバ」を「ナレバ」とよまむも不可にあらねど、必ずしかせずばあらざる理由なく、又このままにて意通ぜざるにあらねば舊訓のままなるべし。

○笥爾盛飯乎　「ケニモルイヒヲ」とよむ。「笥」は和名鈔に「禮記注云笥思吏反盛食器和名介」とあり、玉篇に「笥盛飯方器也」と見ゆ。日本紀卷十六に「拖摩該儞播伊比佐倍母理」とある「タマケ」は漢字をあつれば玉笥の義なり。本邦にて笥といひしものは竹にてつくりしか木にてつくりしか確かなる證を知らねど、延喜式四時祭式鎭魂祭の條には「供御飯笥一合」……と見え、その下に「炊以韓竈訖卽盛蘭笥納横居案」と見えたれば、神に奉るに蘭にてつくれる笥を用ゐたりと見えたれど、そは古風を傳へられしが爲にして高貴の實用には供せられしにはあらざるべし。齋宮式初齋院の條には「銀飯笥一合、銀水鋺一合、」と見え、内匠寮式銀器に「御飯笥一合徑六寸深二寸七分銀大二斤八兩云々」と見えたればこの頃高貴の方は銀器にて飯笥といふものを用ゐられてありしなる事明かなるが、大方の歷史上の事實より推して銀器は奈良朝にはもとより、その前代にも既に用ゐられてありしならむと思はるれば、この有間皇子の笥と仰せられしもなほさる貴き器なりしならむ。さてここに笥といへるは上にいへる飯笥なることは著し。

○草枕旅爾之有者　卷一(五)軍王の歌にいへるにおなじ。

○椎之葉爾盛　古來「シヒノハニモル」とよみ來れり。然るを童蒙抄は「椎」は「松」の誤かといへり。按ずるに、椎の葉に飯を盛るとは如何にすべきか明かならず。さて又「椎」は普通に「シヒ」とよむ字にして和名鈔「椎子」の注に「和名之比」とあり、又日本紀神武卷には「椎根津彦」の名の椎に「椎此云辭毗」とあれば、椎とよむ事は不都合なるにあらず。されど椎は葉大ならぬものなれば、この上に飯を盛らむは如何にすべき事にか、考には「今も檜の葉を折敷て強飯を盛ことあるが如く旅の行方にてはそこに有あふ椎の小枝を折敷て盛つらん。椎は葉のこまかに繁くて平らかなれば、かりそめに物を盛べきもの也」といへり。然るに「椎」字は新撰字鏡を見れば「奈良乃木也」と注し、又續日本紀卷八に元明天皇を葬れる山陵を「大和國添上郡椎山陵」とかけるが、この天皇の山陵は延喜式に「奈保山陵」とあるによりて「椎」は「猶」の誤なりといひたれど、この山陵の所在は古の奈良山なる事著しければ「椎」を「ナラ」の語にあてしは明かなり。されば、ここも椎とよまれざるにあらず、又「ナラ」の葉ならば大にして今も山人の握飯を包み持つに用ゐる程なれば似合はしからぬにあらず。されど、今この歌は十月十一日の比によまれしなれば、槲の葉は直ちに得らるべくもあらねば、なほ常盤木の椎の方によるべくや。

○一首の意　事なくて家に在る時には然るべき飯笥に盛りて食すべき飯をば、今は旅にあれば、椎の葉に盛りて食するが悲しく物あはれなる事よとなり。この頃の旅は今の如く自由ならぬはいふをまたざれど、高貴の方の御旅行には然るべき調度どもをも具して行かれしならむ

なれば、椎の葉に盛るなどのはかなき事にもあらざりしならむと思はる。然れども、今有間皇子は謀反の嫌疑にて護送せられませば、その待遇は常の如くにあらざりしならむ。その旅中の實事を詠せられたれば、悲しく聞ゆるなり。從來この歌を古の旅の苦しさの例にひけるはこの歌の成れる由を顧みず又歌意を十分に味はぬ粗漏より出でたるなり。

長忌寸意吉麿見結松哀咽歌二首

○長忌寸意吉麿　この人は卷一「五七」の歌を詠ぜる長忌寸奥麿と同じ人なるべきが、それは大寶二年の歌なれば、上の有間皇子の時よりは五十年許の後の世によめる歌なり。されば、こは上の歌に因みある歌なればとて編者の便宜上加へしものなるべくして、もとこの御代の歌にあらず。或は後人の加へしものならむも知られず。

○見結松哀咽歌二首　「結松」と題にありて、歌にも結松とよめるを見れば、かの有間皇子の結びたまひしその松枝が、後世に名高くなりて結松の名を生ぜしならむ。哀咽は「かなしみむせぶ」と訓すべきが、その熟字は文選の陸雲與戴季甫書〔百三名家集〕に「重惟痛恨、言增哀咽」などあり。二首の「二」の字木版本に脫せり。誤なること著しければ多くの古寫本によりて補へり。

(一四三)　**磐代乃、岸之松枝將結、人者反而復將見鴨。**

○岸之松枝　「キシノマツガエ」とよむ。この松につきては上に濱松といひ、ここに岸といひ、次に野中とよめるを見れば、磐代の松とは、海邊の野の岸にある松なりしこと想ひやらる。さてこの下に「ヲ」格助詞の存すべき場合なり。

○將結　板本「ムスビケム」とあり。古寫本には「ムスビタル」とあるもあれど「將」字を「タル」とよまむ由なければ、從ひ難し。「將」字は「ム」の意の字なるを之を「ケム」とよめるは事實に基づきてよめるなり。さてこの「ケム」は連體格にして直ちに下の「人」につづくべきものなり。

○人者反而　「ヒトハカヘリテ」とよむ。「人」とはこの松を結びけむ人にして有馬皇子をさすなり。「カヘリテ」とは皇子の御歌に「マタカヘリミム」といはれたる如く、恙なくてかへり見けむかといふ意をあらはさむとていへるなり。

○復將見鴨　「マタミケムカモ」とよめり。「將」を「ケム」とよむは上におなじ。「カモ」は疑の「カ」に「モ」を添へたるにて、上の歌「一三四」に「吾袂振乎妹見監鴨」におなじ。但し、これは表に疑ひ、實はその事の無かりしことをいへるなれば、反語たるなり。

○一首の意　有間皇子が、この磐代の松枝を引結びて、まさきくあらば、またかへりみむと仰せられしが、その當人たる有間皇子は果して願ひの如く無事にて再び之をみたまひけむか如何に。否々さる事はなくして皇子は露ときえうせ給ひしが、松は昔のままに今に存して當時の悲慘事を語るに似たり。今まのあたりこの結松を見て之を思へば哀傷の念に堪へぬよとなり。

(一四四)　**磐代乃、野中爾立有、結松、情毛不解、古所念。**　未詳

○野中爾立有　舊本「ノナカニタテル」とよめり。このよみ方誤れりといふにあらねど、「野」は古く「ヌ」なりしこと既にいへる如くなれば「ヌナカニ」とよむべきものなり。磐代の野とあるにて、その地は海岸にて稍廣き地なるを考ふべし。

○結松　この事上にいへり。

○情毛不解　「ココロモトケズ」とよむ。「結松」に對して「トケズ」といへるは一は詞の文なるが、一は結松の古結べるままに殘れる故にいへるなり。而して、情も解けずといふは心の結ほれたるをいふなり。卷十七「三九四〇」に「餘呂豆代爾許己呂波刀氣底和我世古我都美之乎見都追志乃備加禰都母」とある如く心解くるとは心情の快き狀にあるをいふなり。卷九「一七五三」に「歡登母乃乎紐之緒解而家如解而曾遊」とある「ときて」も打ちとけたる心になるをいへるなり。

○古所念　舊本「ムカシオモヘバ」とよみたれど「所念」をただ「おもふ」とよむも不可なるに「ば」にあたるべき文字も見えず。契沖は「イニシヘオモホユ」とよみ童蒙抄に「ムカシオモハル」とよめり。「所念」は「オモハル」の意なること明かなれど、この頃には「オモホユ」といひしものなるべきを以て契沖説に從ふべし。その假名書の例は卷五「七九五」に「都麻夜佐夫斯久於母保由倍斯母」「八〇二」に「宇利波米波胡藤母意母保由」などあり。さてここは自然に思はるる由にいへるなり。

○一首の意　今磐代の地に來りてその野中に立てるその名高き結松を見れば、その松の古有間皇子が結びたまひしままに大木となりてあるを見れば、その松の結ほほれてある如く見るわが心もむすほほれてそのかみの事の悲しく思はるるよとなり。

○未詳　この二字流布本は別行にし、活字素本には大字にしたれど、多くの古寫本小字にせるに從ふべし　この二字契沖は衍文にやといひ、又或は大寶元年の歌に作者なければ、もとそこに在りしがここに紛れ入りしにかといへり　按ずるにこの歌拾遺集に人麿の歌として載せたるによりて考ふるに、古くより人麿の歌なりといふ傳説も或はありしならむ。かくてこの集にいへる歌主と一致せぬを疑ひての注と見えたりといふ説あり。さもあるべし。さては恐らくはかの梨壺の人々又はその後の人の加へしものなるべし。

山上臣憶良追和歌

○山上臣憶良　卷一にいへり。

○追和歌　追和は後の人の追ひて和せる由をいへる字面なるが、卷五には「後追和梅歌」又「後人追和之詩」など集中に用例少からず。かゝる場合の和はあはするの意にして答ふる意にあらず。卽ちそれに同情を表して詠ずる由をいへるなり。この追和は何れの歌に追和せるにか。意吉麻呂は大寶二年に歌よみし事あるは既にいへる如くなるが憶良は大寶元年に史に名見ゆれば、略同時代の人といふべし。而して年の少長は明かならねど、大寶元年に憶良は無位と見ゆれば、年なほ若かりしならむ。されば、或は意吉麻呂の方先輩なりしならむか。加之その歌意吉麻呂のはじめの歌と意の通ひたる點あれば、それに追和せるものならむと思はる。

（一四五）　鳥翔成有我欲比管、見良目杼母、人社不知松者知良武。

○鳥翔成　舊訓「トリハナス」とよみたり。童蒙抄には「アスカナシ」とよみ、考には「ツバサナス」とよみ、略解は「翔」は「翅」の誤なるべしといひて、考のよみ方により、攷證には「カケルナス」とよみたり。さてその「翔」字は古葉略類聚鈔のみは「羽」とせれど、これは誤といふべく、他のすべての本には「翔」とあれば、この字は動かすべからざるものといふべし。從つて略解の誤字説は考のよみ方に合せむ方に唱へたる説なるべくして從ふべからず。さて「鳥翔」の二字を「アスカ」とよむべき由なければ、童蒙抄の説は從ふべからず。又「翔」は羽翼をいふ字にあらざるのみならず、「トリハ」といふ如き語の例は未だ見ねば、これ亦從ふべからず。然らば「ツハザナス」とよむべきかといふに、この「翔」字は動詞をあらはす字にして名詞をあらはす字にあらねば、これも筋なきことなるのみならず、下の「アリガヨフ」に對する時に「ツバサナス」にては打あはざるなり。守部は「ツバサナス」にて「鳥の如くにと云意也、鳥を翅と云ふが如し」といひたれど、鳥を直ちに「ツバサ」といひたる例はもとより、魚をさして直ちに鰭といひたる例も亦古來一もあることなし。美夫君志には「ナスは作又は生などの意なるべし」として「ツバサナス」とよむ説を辯護したれど、翼を生じて飛ぶといふ如きは寧ろ滑稽の感を與ふるに止まればこれ亦從ふべからず。「翔」字は説文に「回飛也」と見え、又易の豐卦に「天際翔也」とある如く高き所を飛びかける意をあらはす文字にしてその訓は類聚名義抄に「カケル、フルマフ、アフク、アカル、トフ」と見ゆ。されば從

來の説のうちにては攷證の説を最も是に近きものと見るべし。然れども、眞に「カケルナス」といふ語なりしならば「翔成」の二字にて足るべく、「鳥」字を加ふる必要なきなり。これはその訓み方は如何にもあれ、意は鳥の天を翔る如く皇子の御魂の天がけりてここに有通ふをいへるなり。されば、鳥の翔るといふことを三音若くは四音にていふこと當時ありしものならむが、それを用ゐしならむ。その語は未だ考へ得ずといへども「ツバサナス」とよむべきにあらぬは斷じて疑ふべからず。我れこの説を主張しはじめし時は未だ攷證を見ざりしが、後その説あるを知りてますます〳〵この主張の理あるを信じたりしが、尾山篤二郎氏の山上憶集歌集また殆ど同じ説を主張せり。但し、未だそのよみ方を按出し得ざるを遺憾とす。かかる場合の「なす」は普通體言をうくるものと考へらるれど、必ずしも然らずして、用言の終止形をうくること、たとへば、卷十四「三五四八」に「奈流世呂爾木都能余須奈須、伊等能伎提可奈思家世呂爾比等佐敝余須母」の如き例あれば、「鳥」の字なくば「カケルナス」とよむ方當然たるべきものとす。而して「カケル」といふ語は古事記下仁德卷の歌に「比婆理波阿米邇迦氣流」日本紀卷十一の歌に「破夜歩佐波阿梅珥能朋利等弭箇慨梨伊蒐岐餓宇倍能婆弭岐等羅佐泥」本集卷十七「四〇一一」に「久母我久理可氣理伊爾伎等」ともあり。さて又神靈の天がけり來るなどの信仰はこの頃に存せしものにして、その例は卷五「八九四」の歌に「天地能大御神等倭大國靈久堅能阿麻能見盧嶮阿麻賀氣利見渡多麻比」と見えたるにて知るべし。されば、よむべきかは未だ知られず。しかも何とかよまではあるまじければ姑く攷證の説によりて、

後の賢者に俟つこととせり。

○有我欲比管　「アリガヨヒツツ」とよむ。元暦本などに「ワカオモヒツツ」とよみたれど從ふを得ず。「アリガヨフ」といふ語の例は古事記上卷に「用婆比爾阿理加用波勢」又本集卷三「三〇四」に「大王之遠乃朝庭跡蟻通島門乎見者神代之所念」又「四七九」に「皇子之命乃安里我欲比見之活道乃路波荒爾鶏里」又卷十七「三九〇七」に「安里我欲比都可倍麻都良武萬代麻底爾」など例少からず。而して本集中に「カヨフ」の「カ」に主として「我」を用ゐたるは「アリガヨフ」とよめるなるを見るべし。さてかく動詞の上に「アリ」を冠するはその事の引きつづきて行はるる由を示せるなり。引き續きかよひつつの意なり。

○見良目杼母　「ミラメドモ」なり。この頃の語法として上一段活用の語より「ラム」に行くときは連用形よりすること上(卷一「五五」)にいへり

○人社不知　「ヒトコソシラネ」とよむ。この一句は上の三句を受けて直ちにつづきてその結びをなし、かねて下の句に對し條件の如くなるなり。その上をうけたるは卽ち皇子の幽魂の鳥の翔る如く天翔りてここに通ひつつ見たまふらむと思はるれど、人の凡眼には見えざれば誰もしらぬとなり。さてこの句は下に對しては反撥的に條件をなすものなれば、その中間に「然れども」といふ如き語を加へて解せばよく了得せらるべし。

○松者知良武　「マツハシルラム」　この松は磐代の結松をさす。

○一首の意　有間の皇子の御魂は鳥の翔る如く天かけり來ては、これを結び給ひし當時より今に至るまでこの結松をば引き續き見給ふならむと思はるれど、我等凡人の目には知られぬなり。されど、松はその時より幾十年も無事に經たるものなればよく知りてあらむ。あはれこの松に昔の事をも問はばやと思はるるなり。

右件歌等雖不挽柩之時所作、准擬歌意故以載于挽歌類焉。

○右件歌等　かくいひて指せるは上の有間皇子の歌二首と意吉麿の歌二首と憶良の歌とをすべていへるものなり。

○雖不挽柩之時所作　この挽柩之時所作を文字通りに柩を車にのせて挽くと解するは極端にして從ふべからず。ここに「挽柩之時所作」といへるはただ挽歌といふべきを文字をかへていへるに止まれり。漢文には避板の法として文字の面に重複するを厭ひてかくの如くすること往々あり。諸家之を文字の通りに解釋して、左注の筆者を攻撃して、挽歌の文字に拘泥せる説明なりとするは、これ漢文の筆法をさとらず、又よく文意を斟みとらぬよりの過にして、その責はかへりて自己に存するを顧みよ。かくてこの五首が挽歌にあらぬは明かなり。

○准擬歌意故以載于挽歌類焉　准字は流布本「唯」に作れり。金澤本其他に正しく「准」に作るに從ふべし。「准擬」二字にて「ナゾラフ」とよむべく、「故以」二字にて「コトサラニ」とよむべし。卽ち上五首は挽歌にあらねど、歌意を考ふれば、哀傷の意明かなれば挽歌になぞらへてわざとここに載せたりとなり。

大寶元年辛丑幸于紀伊國時見結松歌一首

○大寶元年辛丑幸于紀伊國時　「寶」の字寛永板本に「實」に作れるは誤にして、その前の板本古寫本みな正しく「寶」とせり。續日本紀大寶元年の條に「九月丁亥天皇幸紀伊國」又「冬十月丁未車駕至武漏溫泉」又「戊午車駕自紀伊至」とあり。この時の事なるべし。

○見結松歌　結松は上にいへる磐代の結松なり。この歌作者なし。元暦本その他多くの古寫本には次行に小字にて「柿本朝臣人麿歌集中出也」と注せり。ここに作者の名なきは恐らくはもと「時」と「見」との間にありしが誤り脫せしなるべく、今にしてその作者を知るべからざるなり。考には「右の意寸萬呂の始めの哥を唱へ誤れるなるを後人みだりに書加へしものなり」といひてこれを全く削り去れり。されど、意寸麻呂の歌とこの歌とは趣異にして、別の歌なること著し。想ふに意寸麻呂以下三首の歌を結松の緣に何人かの追記したるをその後又何人か同じ結松の歌なるを以て更に加へしものならむ。初めより意寸麻呂等の歌と同時に書き加へしものならば、右件歌等云々の左注はこの歌の次に記すべきものなればなり。而して、この歌は上の元暦本等に記せる如く古き人麻呂集中にありしなるべければ、それより摘出せしものならむも知られず。いづれにしても意寸麻呂の歌とは異なるものなるは明かなり。

(一四六)　後將見跡君之結有磐代乃子松之宇禮乎又將見香聞。

○後將見跡　「ノチミムト」とよむ。童蒙抄に「スエミント」とよみたり。されど、將來を「スエ」といへることこの頃にありしか否か疑はしきによりて從ひ難し。かかる時に「ノチ」といへる例は極めて多し。一二をいはば本卷二〇七に「懃欲見臘不止行者人目乎多見眞根久往者人應知見狹根葛後毛將相等」又卷三「三九四」に「印結而我定義之住吉乃濱乃小松者後毛吾松」等なり。さてここは「のちに見むと思ひて」の意にして有間皇子の歌に「眞幸有者亦還見武」とよまれたるを思ひていへるなり。

○君之結有　「君」の字板本に「若」に作れるは誤にして古寫本及び活字素本みな「君」につくれるを正しとす。「キミガムスベル」とよむ。君は有間皇子をさす。

○子松之宇禮乎　「コマツカウレヲ」とよむ。この語の例本卷「二二八」に「姫島之子松之末爾」又卷十「一九三七」に「暮去者小松之若末爾」などあり。この松が小き松にあらずして大なる松なりしとは犬鷄隨筆にいへる如く大寶元年より四十三年の前の結松をよめるにて大なる松たりしを考ふべく、犬鷄隨筆は「小松」の「コ」は「小」の意にあらずして、美稱なりといへること卷一に既にいへり。「ウレ」も上「一二八」にいへる如く若末の義にして草木の生長盛りの若き部分をいふ。

○又將見香聞　「マタミケムカモ」とよむ。古寫本には往々「マタモミムカモ」とよめるあり。されど「モ」字なきに加へよむは如何なり。「將」を「ケム」によむ例は上に屢いへり。この句の意は意寸麻呂の歌の結句におなじ。

○一首の意　恙なくしてあらばまた見むと願ひて君が結びたまひし松をば君は果して再びか

へり來て見給ひけむか、如何。その松は今もあれど、その人は終に再び見給はざりしならむかと悲み嘆きたるなり。

近江大津宮御宇天皇代　天命開別天皇

○　この事すべて卷一、九三頁にいへるにおなじ。元暦本等にはこの下になほ續けて、謚曰天智天皇の六字あり。されどそは後の書入なるべし。

天皇聖躬不豫之時太后奉御歌一首

○天皇聖躬不豫之時　「天皇」は天智天皇なり。「聖躬」とは天皇の大御身を申す。後漢書班彪傳下の注に「聖躬謂天子也」とあり。よみ方は「オホミミ」とよむべし。「不豫」は爾雅の釋詁に「豫樂也安也」とあるによりて不樂不安の意なるを見るべく、「不豫」にて天皇の疾病にかかり給へるをいふなり。そのよみ方は古來「ヤクサミタマフ」とよめり。日本紀天智天皇十年九月に「天皇寢疾不豫」又「十月甲子朔庚辰天皇疾病彌留云々」とあり。されば、この御歌はその年九月十月頃によみたまひしなるべし。

○大后奉御歌　大后は天皇の皇后倭姫をさす。考に「いまた天皇崩まさぬ程の御歌なれば今本ここを書きしは誤」とて皇后と改めたり。されど、先にもいひし如く、こは當時嫡后卽ち漢語にて皇后と申すをば「オホキサキ」と唱へて他の妃嬪などと區別せし國語のままに書き出でたるにて漢語の皇太后の意にあらねば誤にはあらず。倭姫皇后は古人大兄の女にして天皇が中大兄皇子と申しし頃より妃とましまし天皇卽位と共に皇后の位に備りましなり。攷證には皇太后の義としてこの所を辯護したれど、隨ひ難し。略解には「奉」の下に「獻」を脫せるかといへり。然れども古寫本等に一もその證なし。

天原振放見者、大王乃、御壽者長久、天足有。（一四七）

○天原　「アマノハラ」とよむ。天の原にして、天の廣きをいふこと勿論なるが、この歌の解につきては二說ありて、一は實際の天を仰ぎ見たまひての意に說くものにしてこの說は從來多くの學者のとれる所なり。一は宮殿の屋を仰ぎ見て、祝福せられたるものとする說にして、橘守部の主唱せる說にして美夫君志之に贊せり　さて守部のいへる如くその家屋の構造をたたへて主人の祝福をなせることは、かの日本紀顯宗卷に載せたる天皇龍潛の時播磨國縮見屯倉の首の新室をほぎ給へる室壽の詞にても見るべく、又日本紀推古卷に「二十年春正月辛巳朔丁亥置酒宴群卿是日大臣上壽歌曰夜須彌志斯、和餓於朋耆彌能、訶勾理摩須、阿摩能椰蘇訶礙、異泥多多須彌蘇羅烏彌禮麼、豫呂豆余弭訶勾志茂餓茂餓茂云々」、又本集卷十九に天平勝寶四年十一月廿五日新嘗會肆宴應詔歌中式部卿石川年足朝臣「天爾波母五百都綱波布、萬代爾國所知牟等五百都都奈波布」「四二七四」とあるにても見るべきなり。而してただ天を仰ぎ天皇さらでも汎く人の壽を祝する如き事は本邦に於いて古今に類例を見ざる所なれば、われはこの守部の主唱せる

說に從ふべきものと考ふるなり。但し守部の說のうちにも從ふべからぬ點も存するはその所に行きていふべし。さて屋裏を「あめ」「そら」に準へいふことは古語にして、上の推古天皇卷の壽歌又本集中卷十九の石川年足の壽歌にも見えたるが、今も越中の方言に「あま」といひてこの語殘れり。

○振放見者　「フリサケミレバ」とよむ。ふり仰ぎては何ぞといふに、上に引ける壽歌にてもしるきが如く、又日本紀神代卷に「又汝應住天日隅宮者今當供造卽以千尋栲繩結爲百八十縛」といへるにても見らるる如く上代の建築に釘を用ゐず、繩縛を用ゐて、柱桁梁などを結び固めし、その固く結べる狀を見て、主人の壽もかくの如く固くあれと祝せるなり。然るに、守部はこれをば「其屋上に千尋繩を長く結ひ垂せるをいふ」といひ、「上代は屋上より結び垂らす繩縛を家の固めと重みして長く繁くたらししなり。」といへり。されどかく、繩縛を長く垂らしたりといふ證は古書に全く見る所なし。こは恐らくはこの御歌に「長く天足したり」とあるによりて思へる事なるべけれど、證なき事にして從ひ難し。古、この繩縛に關して祝福せし事を考ふるに、顯宗天皇の室壽の詞に「取結繩葛者此家長御壽(ホキ)之堅也」とある如く、その結べることの堅固なるを以て人の健康なるになぞらへたること著し。又年足の歌に「五百都綱波布」とあるは、その棟梁桁柱等を取結べる綱の長くして、彼方此方に引き延へたるをいへるにて長く垂したる謂にあらず。又續日本紀天平勝寶五年八月に載せたる聖武天皇の御母大皇太后宮子娘の崩御の後に奉られし尊號に「千尋葛藤(カヅラ)高知天宮姫尊」とあるも同じ精神の尊號なるは著しきがその千尋葛藤は長く延ふべき爲の千尋にあらず。されば、長く垂れたりといふことは從ふべきにあらず。ここに振放け見れば、とある對象は、その屋裏に見ゆる、所謂「繩葛」の千尋に延へ渡したる繩葛にて取結べる、その堅き結びを見たまひての事なり。古の宮殿に天井など無かりしが故に、振仰ぎ見れば、その繩葛の結び渡せるさまは直ちに見られしなり。今の建築法になりても紫宸殿のみは所謂內室造(ウチムロヅクリ)にして天井なく、化粧屋根裏梁を見せたる建築とせられたるは古式を永く保存せられたるものなりとす。この事によりてこの歌の意を想ひ見るべし。

○大王乃　「オホキミノ」とよむ。天皇をさす。

○御壽者長久天足有　舊訓「オホミイノチハナガクテタレリ」とよめり。古寫本中金澤本には「イノチハナガクアマタラシアリ」とよみ、神田本には「オホミイノチハナガクテタレリ」といふ訓をアマタラシタリ」と訓せり。又代匠記には「オホミイノチハナガクアマタラシヌル」とよみたり。されど、加へ、京都大學本には「ミヨハトコシクアマタラシヌル」とよみたり。されど、チハナカクアメタレリ」かといひ、考には「ミノイチハナガクアマタラシタリ」とよみてよりこれらの諸訓いづれも心ゆかず。略解には「ミヨハトコシクアマタラシヌル」とよみてより諸家多くは之に從へり。この訓も治定せりといはれねど、他によき案なきによりて姑く略解に從ふ。後のよき考をまつ。「天足らす」は天空の如く充足せる意にして、聖壽無疆ならむとなり　さてかく祝言によまれたるはかの石川年足の歌によめる如く、その家の屋を結び渡せる繩の長きが如く、家主とます天皇の御壽の長きをことほぎ、又顯宗天皇の室壽の御詞に「取結繩

葛者此家長御壽之堅也」とある如く、常磐に堅磐にましまさむとなり。

○一首の意　御寢殿の屋裏を振り仰ぎて見れば、千尋の綱葛を延へ渡して堅く取結びてあり。之を見て思ひ奉るに、古より壽詞にいふ如くかく長く延べ、ゆるびなく取結べる綱葛は大御壽の長く堅くましまさむと信ぜらるれば、わが大君の大御壽も亦天の如く無極に長く恙なくましまさむと言ほぎ奉られしなり。

一書曰、近江天皇聖體不豫御病急時太后奉獻御歌一首

○一書曰云々　これは次の歌のはしがきの如く見ゆれど、その歌は崩御の後のものなれば、歌の意とこの文意と打ちあはず。この故に、攷證には「これは略解の説の如く上の歌の左注にして一書にかく題せりといへるものと見るべし」。

○近江天皇　卽ち天智天皇なり。

○聖體不豫　上に「聖躬不豫」といへるにおなじ。

○御病急時　「オホミヤマヒオモクマシマシシトキニ」とよむべし　急は急迫の義にして、今いふ危篤に迫るをいふ。これを「アッシク」ともよむをうべきものなれど、その用例は平安朝のもののみに見ゆれば、ここはなほ上の如くによむべきなり。

○　さて上の如くなれば、次の歌のはし書はここになき事となるなり　而して次の歌は天皇崩御後の詠なるべく思はるれば、如何に考へても上の詞書を次の歌に關係して考ふるを得ず。

こは旣に諸先輩のいへる如く、この間に脫落あるものと考へらる。その脫落ありといふうちにも、種々の考案ありて、一々之をあげて評するを得ざれども、余は上の詞の後の歌の前に次の歌の端書ありしが脫せしものと考ふるなり。何が故に脫落の生じたるかはもとより知るべからずといへども、或は古く卷子なりし時に一葉脫したりしか、然るときはなほ二三首の歌あ りしならむも知られず。或は又、上の左注と、その脫落せしと考ふる端書と文句相似たるが爲に、見誤りて脫せるか。しか考ふる由は末に歌一首とあるが、普通の左注と異なればなり。されど今にして之を知るに由なし。考略解の如く「人者縱」の歌の前なる詞書を次にめぐらし、二首の詞書なりといふも證なきことなり。而してかかるさまになりしも古き時よりの事なるは、今本の目錄がすべてかくなれるによりても察すべし。

（一四八）　青旗乃、木旗能上乎、賀欲布跡羽、目爾者雖視、直爾不相香裳。

○青旗乃　「アヲハタノ」とよむ。この青旗をば諸説多くは仙覺抄の説に從ひ、日本紀孝德卷の葬制と常陸風土記とを引きて葬具の由にいへれど從ふべからず。先づ仙覺抄に引ける常陸風土記を見るに、「葬具儀赤旗青幡交雜飄颺雲飛虹張營野耀路、時人謂之幡垂國」「ハタシタリノクニ」とあるのみにして、「信太郡」とあるによれるものなるが、この青旗をその葬具とせるは下の「木旗の上の」の解釋と連關する所あるによりてそこに説くべし。又考には青旗は白旗をいふとてこれは孝德紀を引かれたれど、その葬制には「其葬時帷帳等用白布」とあるのみにして、旗に白布を用ゐるよといふ事は

見えず。よし又族に白きを用ゐたりとして、之をアヲ族とはいふべきにあらず。余按ずるにこれは契沖が「此は木幡といはん爲の枕辭なり。木のしけりたるは青き族を立たらんやうに見ゆればなり。第四十六に青族乃葛木山(五〇九)といひ、第十三(一)に青幡之忍坂山(三三一)と云へる皆同じ意なり」といへる如く集中「アヲハタノ」とあるは上の二とここととのみなれば、この說は動くまじきなり。

○木族能上乎　「コハタノウヘヲ」とよむ。この「コハタ」を契沖は山城の木幡の地といひ、考には「木」を「小」の誤として「ヲハタ」とせり。檜嬬手は字のまま「コハタ」とよみて義は幢幡の類とせり。攷證はよみ方はかはらねど、「コ」は「小」の義なりとせり。かくて考、檜嬬手、攷證は多少の異同はあれど、歸する所は一にしてこれを青族の小族の上をかよふといへるなり。されば、これらの人の說にては葬具の族を建ててある上を通ふといふ義にとれるなり。さてかくとるにつきて考ふべきは、その青族なるものを何が故にここにとりいでたるか。常陸風土記なるには赤族も見ゆるに、考の說の如くば白族もありしならむに、特に青族をいへる理由如何。又その族は葬具にして墓の具にあらねば、その說によらば、これは葬禮の鹵簿を見てよまれしものといふべきならむ。然れどもこれはさにあらずして、上の青族が契沖の說の如く、木の茂りたる地をさせる枕詞なることは動かすべからねば、ここも契沖のいへる如く地名なるべし。さて「木幡」といふ地名は今も山城にありて、宇治木幡とつづき名高き處なるが、この木幡は中比木幡庄といはれ、その庄は北は深草を限り、南は岡の屋、五箇庄を限るといはれてあれど、古はしか劃然たることなく、大樣にいへりしなるべく、この「コハタ」の地は、天智天皇の御陵のある山科と近き處に在りて、古は山科のこはたの里といはれしなるべし。拾遺集にいはく「山科のこはたの里に馬はあれどかちよりぞ來る君をおもへば」(一二四三)といふ歌あり。この歌は本集卷十一「二四二五」「山科強田山馬雖在歩吾來汝念不得」とある歌に基づけるものなり。これにて「こはた」は古へ山科の一部の名なりしを見るべく、而してここに「コハタノ上」とあるは、木幡山を主にさされしを考ふべく、又山科の山陵を思ひてコハタの山といはれしとも考ふべし。「上乎」の「ヲ」をそこを通る點をさし示すに用ゐる助詞なり。

○賀欲布跡羽　「カヨフトハ」とよむ。天智天皇崩御の事は日本紀に見えたれど、山陵の事は見えず。延喜式に載せたるには山科とあり。然るに、帝王編年記、水鏡等には御馬にめして天へ上らせ給ひければ、其御骸の落ちたる所に御陵は築かれたる由見えたり。されば古來天智天皇昇天の說ありしなり。その崩御の時よりはやくさる傳說の生じたるによりてかく山科又木幡の邊を天翔り通ひ給ふとはうたへるならむか、若くはこの歌の如きが、後にさる傳說を生ずる基となりしならむ

○目爾者雖視　「メニハミレドモ」かく木幡の邊をば天翔り通ひ給ふといひ、われもよそめには見奉れどもとなり。ここに見れどもとあれば、實に肉眼にて見たるさまに考へらるべき事なれど、もとよりさる事あるまじく、しか信じて見る目に生じたる幻覺か若くは夢かなるべし。

○直爾不相香裳　「タダニアハヌカモ」ここの「ただに」は今の語に「直接に」といふ意なり。「カモ」は

ここに嘆の意をあらはせり。

○一首の意　山科の木幡の邊を通はせ給ふやうによそには見奉れども、幽明境異なれば直接に逢ひ奉ることの叶はぬことよとなり。これは上にいへる如く詞書を逸したれど、なほ太后などの御歌なるべきなり

天皇崩御之時倭太后作歌一首

○天皇崩御之時　「スメラミコトカムアガリマシシトキ」とよむ。この天皇は天智天皇なることいふをまたず。

○倭太后　倭太后は卽ち倭姫太后の意にてかけるなり。倭姫は古人皇子の御女にして天皇の七年二月に皇后にたちたまへり。太后の皇后の義なることは既にいへる如し。

（一四九）人者縱、念息登母、玉鬘、影爾所見乍、不所忘鴨。

○人者縱　舊本「ヒトハイサ」とよめり。されど縱を「イサ」とよむべき由なし。契沖が上の人丸の長歌（一三一）に「よしゑやし」と云ふに「縱畫屋師」と書きたるなどを證として「よし」とよむべしといへるに從ふべし　なほそが證は既に「一三一」の條にいひたればそを見るべし。さてこの「よし」はゆるし又は假容放任をあらはすものにして、普通の場合には下に接續助詞「とも」のあるを要するなり。ここは放任の意なり。

○念息登母　「オモヒヤムトモ」「息」を「ヤム」とよむは、「ヤスム」意の「ヤム」を「止ム」の意の假名につかへるなり。他人はよしや天皇を思ひ慕ひ奉ることを忘れ止む事ありともとなり。

○玉鬘　「タマカツラ」なり。玉の小琴に「玉」は「山」の誤にして「ヤマカツラ」とよむべしとあり。されど、これは上の「玉松」の條にもいへる如く、鬘ちすぎたる說にして從ふべからず。玉鬘といふ語は古くよりある語にして古事記下卷安康天皇の條に「押木之玉縵」といふもあり。又江家次第齋王群行の條にも玉縵を着給ふこと見えたり。さて玉はほめていふ詞にして「かつら」は日蔭鬘の事にて髮にかくるよりやがてこれを「かけ」の枕詞とせるなりといふ說普通なるやうなるが古義には「玉鬘は玉の光明のきら〳〵と照映ふものなるゆゑに玉カツラ映とはいへるなり云々」といへり。かく種々の說を見るが、余はここは特別の意あるものなるべく思ふなり。その故は日本紀持統天皇元年十二月に「以華縵進于殯宮」此曰御蔭」と見え、又聖二年三月の條にも「以華縵進于殯宮」といふことあり。その華縵といふものは如何なるものなるか。日本書紀通釋に曰はく「今按に此もの御蔭と稱するを思へば、佛家に云へる華鬘にはあらじ、ハナカツラと訓へし。內藏寮式に大神祭に忍冬花鬘萬葉に柳の鬘櫻花の鬘、早稻穗鬘あり、又百合花鬘を客に贈る歌あり。後撰集に鬘料に菊花を人に乞ふ文あり。これらみな花鬘なる證なり。こなるも麗しく作りなせる鬘を進めしなるべし。」といへり。按ずるにこの初度の記事は十二月の事なり。その頃に果して時の花ありしか疑ふべし。なほ次度の記事の下には通釋に曰はく「既に云ることこれも三月にて花の頃なれば時の櫻花にて作れる縵なり。佛器の作り

華纓にあらざる事知べし」といひたれど、初度の十二月の時は自然の花とは思はれず。さて又曰はく「鬘を蔭と云ること大嘗祭式に親王以下女孺以上皆日蔭鬘萬葉十九新嘗會時歌「足日木乃夜麻之多日影可豆良家流宇倍爾也左良爾梅乎之奴波牟とある日蔭は御鬘と同じ。皆鬘を蔭と謂ふ例なり。日も御も美稱なり。」といへり。この鬘を蔭といふ事につきては如何にもいはれたる事と思はるるが、それを時の花を以てつくれりといふ説は信ぜられず。思ふにこれはなほ佛前の莊嚴に用ゐる華鬘と同じやうなるものをさせるならむか。それは通常華鬘とかき、ここは華纓とかきて文字は少しく違へど、鬘纓いづれも「カツラ」と訓し、しかもその「カツラ」は頭髪に緣あるものなれば、歸する所一に落つべし。さてかの持統紀の殯宮は天武天皇の殯宮なるが、この天皇御大葬に佛式の加へられしことは日本紀を見ても知らる。卽ち「諸僧尼發哭於殯宮乃退之」といふ事屢見え、又持統天皇元年九月に國忌齋を京師の諸寺に設け、なほ齋を殯宮に設けられしことを見ても知らるるなり。かくてこの風天智天皇の殯宮にも行はれしことあらむと見るは不當にあらざるべし。大體皇室には葬儀に佛式の混ぜるは聖德太子以後著しく、持統天皇の時火葬を行はれしにても著きことなり。さてその華纓の形や質につきて奈良朝のものは略その制を考ふべし。然らばこれを以て推すにその制大差なからんか。されば、この玉鬘はその華纓をばほめていへるにもあるべけれど、或は實際に玉をもて飾りしものにてもあらむ。而して華纓をは當時「御蔭」ともいひし事は明かなれば、この語の緣により てかくいはれしにて枕詞といはばいへ、ただの枕詞にはあらざるべきなり。

○影爾所見乍　「カゲニミエツツ」なり。上の玉鬘をば「御かけ」ともいへるによりてそれを緣としてここに「かけ」といへるなるが、ここの「かけ」は面影の義なるべし。卷十一「二四六二」に「我妹吾矣念者眞鏡照出月影所見來」卷十八「四〇六〇」に「都奇麻知豆伊敝爾波由可牟和我佐世流安加良多知婆奈可氣爾見要都追」などその例なり　「カゲニミユ」とは「影として」の義なるが、上にあげたるはいづれも面影の義の例なるが實際の影なる場合もあり　卷七「一二九五」に「春日在三笠乃山二月船出遊士之飲酒杯爾陰爾所見管」とあるが如きこれなり。

○不所忘鴨　舊訓「ワスラレヌカモ」とよめるを代匠記に「ワスラエヌカモ」とよむべきかといへり。舊訓にても不條理なるにあらねど、かかる「レ」を古「エ」といひしが故に代匠記の案をよしとす。卷五「八八〇」に「美夜故能提夫利和周良延爾家利」卷十三「三二五六」に「暫文吾者忘枝沼鴨」卷二十「四四〇七」に「伊毛賀古比之久和須良延可母」とある、其の例なり。「ワスル」はこの頃に四段活用なりしが「エ、ユ、ユル、ユレ」といふ複語尾を分出せるなり。かくてこの「エ」は能力をあらはせるものにして、忘れむとしても忘るること能はぬかなの意なり。

○一首の意　天皇の崩御ありし悲歎をば人はよしや思ひ止むことありとも、われは御面影が常に見え給へば、忘れむとしても忘るること能はず。いつも新喪の如くに悲み歎くことよとなり。伊勢物語に「人はいさ思ひやすらむ玉かつらおもかけにのみいとどみえつつ」とあるはこの歌を基としてよめるが如し。

天皇崩時婦人作歌一首　姓氏未詳

○天皇崩時　上の天皇崩御之時におなじ。

○婦人作歌　この婦人は宮人なるべし。後宮職員令の義解に「宮人謂婦人仕官者之惣號」とあり。されどそは何人なるか詳かならぬこと既に本書に注せり。今にして知るべからず。

○姓氏未詳　流布本「姓民」とあるは誤なること著しく、多くの古寫本正しく「姓氏」とかき小字にて注せり。今これに從へり。

(一五〇)

空蟬師、神爾不勝者、離居而、朝嘆君、放居而、吾戀君、玉有者、手爾卷持而、衣有者、脫時毛無、吾戀君曾伎賊乃夜、夢所見鶴。

○空蟬師　「ウツセミシ」とよむ。「ウツセミ」は現し身の轉にして現の世にある人身をさすこと卷一に既にいへり。「し」は指す意の助詞なり。

○神爾不勝者　「カミニタヘネバ」なり。「勝」は堪と力との會意の字にして、名詞としては類聚名義抄に「フナニ」といふ如く船荷の義なり。動詞としては說文に「任也」と注し、正韻に「堪也」と注する如く、國語「タフ」にあたるものにして「カツ」とよめるは第二義によれるなり。攷證に「不勝の字をよめるはかたれざるよしの義訓にて云々」といへるは「勝を「カツ」とのみよむと思へる誤にして從ふべからず。現の身は神に隨ひ奉るに堪へねばといふなり。

○離居而　古來「ハナレキテ」とよめり。これは下の「放居而」と同じ意なるが、それをも「ハナレキテ」とよめり。「離」も「放」も共に「ハナル」とも「サカル」ともよみうる字なるが、契沖は「放居而」の方を「サカリキテ」とよむべしといひ雅澄は「離居而」の方を「サカリキテ」とよむべしといへり。これはいづれにても道理なきにあらねど、「放」字は集中に多く「サカル」とよめば、ここは「ハナレキテ」とよみ、次を「サカリキテ」とよむをよしとすべし。意はいづれも同じく、君に對していへるなり。

○朝歎君　「アサナゲクキミ」とよむ。意は明かなりと思はるるが、契沖は下に「夕」といふ詞なければ、朝は朝夕の「アサ」にあらざるべしといひて「マキナゲクキミ」とよみ、本居翁は「夕」は「我」の誤とせり。されど、考には「下の昨夜夢に見えつるといふを思ふに其つとめてよめる故に朝といへるならん」といへり。これを強ひ言なりといふ說もあれど、よく考ふるになほこの說よしとす。ことにこの歌の眼目この「朝」といふ語にあり。それは下にいふべし。

○放居而　「サカリキテ」とよむべきこと上にいへり。

○玉有者　「タマナラバ」とよむ。玉にてましかばといふなり。人をかくたとへいへること古多し。次に例をあぐ。

○手爾卷持而　「テニマキモチテ」とよむ。手玉として手に纏ひ持ちてといふなり。卷三、四三六「人言之繁比日、玉有者手爾卷以手、不戀有益雄」卷四「七二九」に「玉有者手二母將卷乎鬱瞻乃世人有者手二卷難石」卷十七「三九九〇」に「我加勢故波多麻爾母我毛奈手爾麻伎底見都追由可牟乎於吉底伊加婆乎思」などあり。古の風俗、手足に玉を纏きて飾とせることはよく人の知れる所に

して、日本紀卷二、一書に「手玉玲瓏織紝之少女」と見え本集卷三「四二四」に「沼瀬越女我手二纏在玉者亂而有不言方」卷七「一三〇一」に「海神手纏持在玉故石浦廻潛爲鴨」卷十(二〇六五)に「足玉母手珠毛由良爾織旅乎」などあり。その手玉の制古墳の發掘物にて見るべく、延喜式大神宮式に「頸玉手玉足玉緒云々」とあれば、多くの玉を緒にぬき連ね、これを手に纏ひしなり。さてこの下の「テ」は同じ趣の句を下に連ぬる用をなせり

○衣有者　「キヌナラバ」とよむ。衣にてましまさばなり。人をかくたとへいへること古に多し。次に例をあぐ。

○脫時毛無　舊訓「ヌクトキモナミ」とよめるが、古寫本には「ナク」とよめる本もあり。契沖は「ナク」とよみ、考には「ナケム」とよみたれど「ナク」とよむ方に從ふべし。その故は下の「こふる」に對しての修飾格なればなり。卷十「二二六〇」に「吾妹子者衣丹有南秋風之寒比來下爾著益乎」卷十二「二八五二」に「人言繁時吾妹衣有裏服矣」又「二九六四」に「如此耳在家流君乎衣爾有者下毛將著跡吾念有家留」などの例の如く衣にあらば脫く時も無くして常にきてあらむ如くと、ここに「如く」といふ形容の語を加ふべし。これ比喩にして、片時も君に離れ奉り難く思ふをたとへていへるなり。

○吾戀　古來「ワガコフル」とよめるを玉の小琴に「ワガコヒム」とよみしより略解なども之に從ひてよみ、かくてそを連體格とし諸家多く之に從へり。これは上に「衣ナラバ」とあるによりて「ム」といはでは打ちあはずとするなれど、これは實事と比喩とを混同したる說なり。上の「衣有者脫時毛無」は比喩なれば、たとへば云々の如くにわが戀ひ奉る君といふ義なり。かくて上の「衣ならば」に對しての歸結は「脫く時もなく」が修飾格に立てるために、それに照應する語なくてすむものなり。而して「わがこひむ」といひては未だ戀ひ奉らずしてある者の將來に戀ひ奉らむといふ義になりて、歌の意もそこなはれ、この歌主は眞に戀ひ奉りて在りとは思はれざるなまなかの文法に拘泥し歌の本旨を打ちこはすは如何。況んや文法上にもかくいひて破格には決してあらぬをや。

○君曾賊伎乃夜　「キミゾキゾノヨ」とよむ。「君ゾ」の「ゾ」は次の句にかかれり。「キゾノヨ」は昨夜なり。卷十四「三五〇五」に「孤悲天香眠良武伎曾母許余比毛」同「三五二二」に「伎曾許曾波兒呂等佐宿之香」同「三五六三」に「和乎可麻都那毛伎曾毛己余必母」とあるなどその例なり。

○夢所見鶴　舊訓「ユメニミエツル」とよめり。考には「夢」を「イメ」と改めよめり。集中又古書皆「イメ」とあれば、考に從ふべし。「イ」は寐の古言にして寐て見ゆるものなれば「イメ」とはいふなり。「ユメ」はその「イメ」の後世の轉訛なり。卷十五「三七三八」に「比登欲毛於知受伊米爾之美由流」卷十七「三九八一」に「許己呂之遊氣婆伊米爾美要家里」とあり。「鶴」は複語尾「ツ」の連體形「ツル」に借れるものにしてその「ツル」は上の句の「ゾ」に對する結なり。

○一首の意　現身なる我は神にあらねば、神として天に昇り給ひし天皇に隨ひ奉るに堪ふるものにあらねば、吾が大君をば離れ奉りて、歎き奉り、戀ひ奉るなり。若しわが大君が玉にてましまさば手に纏ひ持ち奉らむ、又衣にてましまさば着て脫ぐ時なきが如くに常に大御身に離れ

ず仕奉らむとわが戀ひ奉る君が、昨夜夢に御見えになりしよとなり。かくてその夢に見たる朝によめるがこの歌なるべく「朝」といふ語ありて、この歌の印象を明確ならしむ。朝字なくしてはこの歌果して的確に味はるべきか如何。

天皇大殯之時歌二首

○大殯　考に「大殯宮の三字につくり「オホミガリ」と訓ぜり。古義は古事記傳に「オホアラキ」とよめるに從へり。大殯の大は尊びて加へたる語にして殯は說文に「死在棺將遷葬柩賓遇之」とある如く未だ葬り奉らず、新に構へたる別宮に置き奉る程をいふ。殯を「アラキ」といふは新城の義にして後世權殿といふに略おなじ。卷三に左大臣長屋王賜死之後倉橋部女王歌「大皇之命恐大荒城乃時爾波不有跡雲隱坐」(四四一)とあるこの語の例なり。この大殯の時は日本紀天智十年十二月癸亥朔乙丑天皇崩于近江宮癸酉殯于新宮」とあるこれなり。この歌作者を注せず。然れども、古寫本にはその各首の下に作者を注せり。そはその各首の下にいふべし。

(一五一)

如是有乃●豫知勢婆大御船泊之登萬里人標結麻思乎。　額田王

○如是有乃　「乃」は「刀」の誤なるべしと代匠記にいひ、童蒙抄には「登若くは「及」の誤なるべしといへり。而して現に傳はれる本には「乃」とのみありて他の文字を見ねど、「と」とあらずば、意通せざる所なれば、「ト」の誤なることは疑ふべからざるが、しかせば「乃」と「刀」とまぎれ易ければ「刀」の誤とする代匠記の說よかるべし。「カカラムト」は「かく崩御あらむと」の意なり。

○豫知勢婆　「カネテシリセバ」とよむ。「カネテ」は將來をかけて思ふ意を示せり。卷十七「三九五九」に「可加良牟等可禰底思理世婆」といへる、その例なり。「セ」は「キ」「シ」の未然形にして「かねて知りてありたらば」の意なり。

○大御船　「オホミフネ」なり。天皇の乘りませる大御船なり。これは「泊之」の主格なり。

○泊之登萬里人　「ハテシトマリニ」とよむ。「人」を「ニ」の假名に用ゐたるはめづらしき例なるが、これは吳音「ニン」の首音をとれるなり。但し古葉略類聚抄神田本には「尒」とせり。船の行き到りて止まるを「ハツ」といふこと卷一「五八」にいへり。「泊」はその船のはてたる港などをいふ。これは古近江の都の時滋賀の辛崎に船遊などあそばししことを思ひてよめるなり。卷一「三〇」の「樂浪之思賀乃辛崎雖幸有大宮人之船麻知兼津」といふ歌又次の歌をも參考すべし。

○標結麻思乎　「シメユハマシテ」とよむ。ここに似たる語遣ひは卷七「一三四二」に「淺茅原後見多米爾標結申尾」ともあり。「シメユフ」といふ事は上の「一一五」にもありて、卷七の歌のはその意の「シメ」なれど、ここのは少しく異なり。ここは古事記上卷天岩戸段に「布刀玉命以尻久米繩控度其御後方白言後此以內不得還入」とあると同じ心にて標繩を引き廻して出入を止めて、以て大御船を永く留め奉らましをとなり。考に曰はく「ここの汀に御舟のつきし時しめ繩ゆひはへて永くとどめ奉らんものをと、悲しみのあまりをさなく悔る也云々」といはれたるをよしとす。

○一首の意　かくゆくりなく崩御の事あらむとは思ひもかけざりし事なるが、かかる事あらむ

とかねて知りてありしならば、かの御船遊の時大御船のはてし辛崎の濱に標を結ひて永くとどめ奉るべかりしものをさても殘念なる事をしたりとなり。

○金澤本、類聚古集、神田本、溫故堂本、西本願寺本等多くの古寫本歌の下に小字にて額田王と注せり。蓋しこの歌の作者たる由なり。

(一五二)　八隅知之吾期大王乃大御船待可將戀四賀乃辛崎。舍人吉年

○八隅知之　既にいへり。

○吾期大王乃　舊訓「ワガオホキミノ」とよみたり。されど「吾期」とあるは「ワゴ」とよむべきこと卷一(五二)にいへり。

○大御船　上にいへり。この下に「ヲ」助詞を加へて解すべし。

○待可將戀　舊訓「マチカコヒナム」とよめり。代匠記にては初稿には「コフラム」とし、清撰には「コヒナム」を可とせり。略解は「コフラム」とよめり。而して諸家或は彼に從ひ是に從ひ區々たり。按ずるにこれは「待可」にて三音なれば、殘り四音にて「將戀」をよまざるべからざれば「コフラム」「コヒナム」の外にはよみ方あるまじ。さて「ナム」といへば將來を戀ふる意となり「ラム」といへば現實に戀ふる意となる。ここは崩御のありしをも知らず、現今も待ち奉る意とすべきなれば「ラム」とよむをよしとす。「カ」は疑の助詞にて今の語にては下に回して解すべし。

○四賀乃辛崎　「シガノカラサキ」は滋賀の唐崎にして卷一「三〇」にいへり。この辛崎は主格なるを反轉して下におけるなり。

○一首の意　滋賀の辛崎が、吾が天皇の崩御ましましを知らず、大御幸はいつかくと大御船にめさむ日を待ち戀ふるならむかとなり。この歌卷一の柿本人麿の歌の反歌の第一(三〇)に似たり。然れども、これは待つ由をいひ、かれは待ちて待ちえぬ由をいへれば、詞は似て趣は異なり。

○金澤本、神田本、西本願寺本、溫故堂本、京都大學本等に歌の下に小字にて「舍人吉年」と書けり。蓋し、作者を注せるなり。「舍人」は氏にして「吉年」は名なるべきが「キネ」とよむべきか。蓋し宮人ならむ。卷四田部忌寸櫟子任太宰時歌四首の第一首(四九二)の下に注して古寫本に「舍人吉年」とあるも同じ人なるべし。

大后御歌

○大后　は倭姫皇后なること上に述べたる所なり。この御歌は同じく大喪中の御詠なり。

(一五三)　鯨魚取淡海乃海乎奥放而榜來船邊附而奥津加伊痛莫波禰賀若草乃嬬之念鳥立。

○鯨魚取　「イサナトリ」とよむことは上に「勇魚取」(一三七)の下にいひし如し。さてこれはもと潮海につきていへる語なれど轉じて淡海の海にも用ゐて枕詞とせるなり。

○淡海乃海乎　「アフミノウミヲ」とよむ。「淡海」はもと湖水の汎稱なるが、ここは地名とせしにて淡海の國の海即ち今の琵琶湖をさせり。

○奥放而　「オキサケテ」とよむ。奥は海の沖をいひ、「放けて」ははるかに遠くへだたてなり。契沖曰く「奥をさかりて此方にくると云にはあらず、奥の遠く放れたる方より來る舟なり」といへり。これ從ふべきが如くなれど、なほあかず。按ずるにこれは下に「邊附而」とあるに對する語なれば、放りたる奥を通りてここにくる舟といふ事なるべし。さけてはさかりてといふ語と所謂自他の差異あればさかりといふはあたらず。奥の方に、遠く間をおきてあるをば「オキサケテ」といふなり。

○榜來船　「コギクルフネ」とよむ。榜榜共にこぐとよむをうること卷一(四二)にいへり。

○邊附而　舊訓「ヘニツキテ」とよめるを考に「ヘヅキテ」とよみ、略解に「ヘツキテ」とよめり。「奥」と「邊」と對して用ゐる例は古事記上に「奥疎神邊疎神」この卷二、二二〇「奥見者跡位浪立邊見者白浪散動」などあり。邊は海ばたをいふことは明かにして、その濱邊傳ひにくるをいふことは明かなるが「ヘニツキテ」とよむべきか「ヘツキテ」とよむべきか。本集の例を見るに「ヘニツキテ」とよむべきものはなくして、卷七、一四〇二に「殊放者奥從酒甞湊自邊著經時爾可放鬼香」とありて「ヘツカフ」といへり。この「ツカフ」は「ツク」より變化せるものなれば、「ヘツキテ」とよむべきものなれば、「ヘツキテ」とよむ方この時代の語なるべし。海邊に近き方につきてなり。

○奥津加伊　「オキツカイ」とよむ。下の「ヘツカイ」と併せ說くべし。

○邊津加伊　「ヘツカイ」とよむ。「沖つ」「邊つ」と相對していふことは古書例多くして一一枚擧すべからず。「つ」は助詞にして「の」と似たり。「カイ」は今もいふ「カイ」にして船にありて水を搔きて船を進むる具なり。和名鈔舟具に「釋名云在旁撥水曰櫂　氏漢語抄云加伊　楊攄於水中且進櫂也」と見ゆ。「カイ」は「カキ」の音便にして水を搔く具なるよりの名なりとす。これまさしく釋名の「在旁撥水」の義に相當せり。その「カイ」といふ語の例は卷八、一五二〇に「左丹塗之小船毛賀茂玉繼之眞可伊毛我母」卷十九、四一八七に「小船都良奈米眞可伊可氣伊許藝米具禮婆」卷二十、四三三一に「大船爾末加伊之自奴伎」などあり。さて「オキツカイ」とは邊をこぐ船の「カイ」なり。古義に「オキツカイ」は左方にして「ヘツカイ」は右方といへるは證なきことにして推しあての强言なり。

○痛勿波禰曾　痛莫波禰曾　「勿」「莫」の字差あれど、いづれも「ナ」にして共に「イタクナハネソ」とよむ。「イタク」は「イト」と同源の語にしてそを形容詞としたるものなり。卷五、八四七に「和我佐可理伊多久久多知奴」卷十五、三五九二に「於伎都風伊多久奈布吉曾」など假名書の例多し。こは所謂「ナソ」の格にして上に「ナ」あり、下に「ソ」あり、其の間に動詞の連用形をおきて禁止をいひはらはせり。「はぬ」といふ語の例は古事記下雄略卷の歌に「加那須伎母伊本知母賀母須岐婆奴流母能」とあり。權は水を搔くものなるが、甚しく水を搔ぬることなかれとなり。

○若草乃　「ワカクサノ」とよむ。日本紀仁賢卷に「弱草吾夫何怜矣」とある自注に「古者以弱草喩夫婦故以弱草爲夫」とあり。その意は冠辭考にいへる如く春のわか草はめづ

らしくうつくしまるる物なれば、それにたとへてわか草のつまとはつづけしなり。

○嬬之　「ツマノ」とよむ。これを一句とする時は三言の句となる。之を飽かずとにや童蒙抄には一句脫せしかとし、本居翁は「ツマノ命之」とありしが「命之」の二字脫せるかといへり。されど、三言と下の七言とに口調整はずとは思はれず。このままにてあるべきならむ。「嬬」を「ツマ」とよむことは卷一「一三」にいへるが古は夫婦共に「ツマ」といひしが故に、ここはその字をかりて夫の義に用ゐたり。而してここの「ツマ」は天皇をさし奉られしこと明かなり。

○念鳥立　舊訓「オモフトリタツ」とよむ。古寫本中には「ヲモヘルトリコソタテ」(神田本)「ヲモフトリタテソ」(溫故堂本)などよみ、又童蒙抄に「ツマノシノヘルトリモコソタテ」とよめるは皆上句を三音によむを飽かず思ひしよりの考案なるべけれど、從ふべくも思はれず。この句の意は契沖が「オモフ鳥とは帝の御在世中に叡覽有てめでさせ給ひしものなれば餘愛に不堪してかくはよませ給ふなり」といへるをよしとす。

○一首の意　今この宮より淡海の湖を見れば奥の方遠くより搒ぎくる船あり。その船どもの擢をば甚しくはぬることなかれ。天皇が御在世の砌愛し念ひたまひし水鳥のその水音に驚き立ち騒くがいとほしきにとなり。天皇を慕ひ奉らるる切なる情をその餘愛の鳥に寓してうたひ出されたるなり。

石川夫人歌一首

○石川夫人　「夫人」は上にもいへる如く、妃に次ぐ後宮の職にして、嬪の上に位し、臣下にして後宮にめされたるものの最上級の職名にしてその次を嬪といふ。日本紀を按ずるに、天皇には皇后の外に四嬪あり。然れども「夫人」の職にありし人の名なし。然るに四嬪のうち蘇我山田石川麿大臣の女なる遠智娘、姪娘の二人あり。石川夫人といはれしはこの二人のうちに在るべし。

(一五四)

神樂浪乃、大山守者、爲誰可、山爾標結、君毛不有國、

○神樂浪乃　ササナミノ」とよむ。その義は卷一「二九」の條にいへるが、その樂浪の文字はこの「神樂浪」を略せるものなり。「ササナミ」が古近江の滋賀郡邊一帶の地名なりしこと卷一「二九」以下にいへり。

○大山守者　「オホヤマモリハ」とよむ。「大」は美稱なるが、「ササナミ」の地は宮城の邊なれば、そこの山守をば重んじて特に大山守とはいへるなり。山守は日本紀應神卷に「五年秋八月庚寅朝壬寅令諸國定海人及山守部」と見え、又顯宗卷に前播磨國司來目部小楯を賞せらるる事を叙せる文に「小楯謝曰、山官宿所願。乃拜山官改賜姓山部連氏、以吉備臣爲副、以山守部爲民」とあり。即ち山守は山の官なるを知るべし。さて又續日本紀に「和銅三年二月庚戌初充守山戸令禁伐諸山木」と見えたるは攷證にいへる如く、この官中比たえしを又置かれしなるべきなり、即ちこの山守とは堺を守りて竹木を濫りに伐るを禁し、又御料の山にては衆庶の闌入するを監視せ

しめられしものならむ。卷三「四〇一」に「山守之有家留不知爾、其山爾標結立而結之辱爲都」又卷六「九五〇」に「大王之界賜跡、山守居守云山爾不入者不止」などあるにてこの頃に山守といふ職ありて、山を守り、その山に所謂標を結ひ立てしを見るべし。

○爲誰可　「タガタメカ」とよむ。「タレストカ」とよめる古寫本もあれど從ふべからず。誰が爲にかの意なり。「ために」といふべきをただ「ため」といへる例は卷五「八〇六」に「奈良乃美夜古爾由吉帝已牟多米」「八四五」に「宇米我波奈知良須阿利許曾意母布故我多米」などあり。

○山爾標結　「ヤマニシメユフ」は上「一五一」の歌にも見ゆれど、ここの「シメユフ」とは目的違ひたり。ここは御料の山ぞとて標結ひて濫りに人を入らしめぬ爲に結へるなり。

○君毛不有國　舊訓「キミモマサナクニ」とよみ、諸家多く之に從へるが、略解は訓は之に從ひて「有」は「在」の誤なりといひ、萬葉集攷解は「アラナクニ」とよめり。先づ略解は「マサナクニ」とよまむ爲に「在」字なりといへるならむがその說の如く「在」字を書ける本一もなければ略解の誤字說はうけられず。さてこの歌を古今六帖袖中抄に引けるには「アラナクニ」とよめり。ここに「マサナクニ」とよめるには、その主格が天皇なる故に敬語を用ゐるべしとせるか、若くは「アラナクニ」といふ語遣の例なしとせるかのうちなるべし。先づこの卷終の歌「三四」に「久爾有名國」又卷四「六六」に「不相見者幾久毛不有國」などあるによりて「あらなくに」といふ語のなきにあらぬを見るべく、又この卷一「六四」に「欲見吾爲君毛不有爾」は「君もあらなくに」とよむべく、歌にては必ずしも敬語を用ゐぬこと古今の例なればなり。されば「マサナクニ」とよまむも惡しとにはあらねど、「有」の字によりて「アラナクニ」とよまむ方穩かなり。「アラナクニ」はあらぬものなるにといふいひ廻し方なり。

○一首の意　今は天皇も御座まさぬに、篠浪のこの御料の山の山守は誰が爲にせむとて、かく標を結ひて御山を守り居るならむ。わが君はゆきまして再びかへりまさぬものをとなり。

從二山科御陵一退散之時額田王作歌一首

○從山科御陵　山科御陵は天智天皇の山陵なり。この山陵の事、日本紀に見えぬ由は上にいへり。略解に「天武天皇三年に至りて此陵は造らせ給へり」とあるは何によりしか詳かならず。ただ天武紀上に「朝廷宣二美濃尾張兩國司一曰爲レ造二山陵一豫差定人夫」と見ゆる文あれど、これはそれを近江朝廷の陰謀ならむと天武天皇側の者の見し記事なり。續日本紀文武天皇三年の紀に「十月甲午詔赦二天下有罪者一但十惡强竊二盜不一レ在二赦限一爲欲レ營二造越智(皇極)山科二山陵一」とあり。これは修理を施されしをいへるならむ。延喜式諸陵式には、山科陵に注して「近江大津宮御宇天智天皇在二山城國宇治郡一兆域東西十四町南北十四町陵戸六烟」とあり。さて御陵は卽ち山陵の陵に御宇を冠したるものなるが、陵宇には新撰字鏡に「彌佐々木」の訓あり、和名抄には「日本紀私記云山陵美佐々岐」とも見えたれば「ミササキ」とよむべくも思はるれど、この歌なる「御陵」は「ミハカ」とよまではあらぬをみれば「ミハカ」ともよむべきなり。かく二樣あるにつきて考ふるに、その物につきては「ミササキ」といひ、その主につきては「ミハカ」とよむべきものなるが如し。されば、こ

れは萬葉考の説の如く「ミハカ」とよむをよしとすべし。

○退散之時　「退」は「マカル」とよむべく「散」は「アラク」とよむべきものなれど二字にて「マカル」とよむべきならむ。考には「アラケマカルトキ」とよめり。これは親しき皇族の方々大臣又側近に奉仕せし人々の殯宮に晝夜分番交代して仕奉りしものが御陵の事も一段落つきて退散する時をいへるなるべし。その奉仕せる期間は明かならず。

○額田王作歌　「ヌカダノオホキミノヨメルウタ」なり。額田王は卷一にいへり。

（一五五）八隅知之、和期大王之、恐也、御陵奉仕流、山科乃、鏡山爾、夜者毛、夜之盡、晝者母、日之盡、哭耳呼、泣乍在而哉、百礒城乃、大宮人者、去別南。

○八隅知之　既にいへり。

○和期大王之　卷一「五二」にいひ、又上の歌「一五二」にもいへり。

○恐也　舊訓「カシコミヤ」とよみ、古寫本中には「カシコシヤ」「カシコクヤ」とよみ、考には「カシコシヤ」をよしとせるが玉の小琴の説に曰はく「恐也をかしこみや、かしこしやなどと訓るはわろし。かしこきやと訓べし。やは添たる辭にて恐き御陵と云こと也。廿卷五十四丁に可之故伎也安米乃美加度乎（四四八〇）この例也。又八卷三十丁に宇禮多伎也、志許霍公鳥（一五〇七）是等の例をも思ふべし」といへり。又卷二十（四三二二）可之古伎夜美許等加我布理」といふ例もあり。まことにこの説の如く、かかる場合の「や」は間投助詞にして、「カシコキ」より御陵に續けて連體格にしたるものなり。申すも恐れ多き御陵といふ意なり。

○御陵奉仕流　舊訓「ミハカツカヘル」とよみたれど、これは後世の俗語の格（下一段）によみたるものなれば從ふべからず。童蒙抄に「ミハカツカフル」とよめるをよしとす。陵は元來丘陵の意なれど天子の墓をいふに用ゐる語とせり。而してこれは漢代よりはじまれり。水經の渭水の注に「長陵亦謂長山也。秦名天子冢曰山、漢曰陵、故通曰山陵矣」とあり。喪葬令義解にも「帝王墳墓如山如陵故謂之山陵」とあり。而して令集解には「古記云陵謂墓一種以貴賤爲別名耳」といへり。さてその訓は「ミササキ」とも「ミハカ」ともよむべきこと上にいへるが、ここは歌詞の上より「ミハカ」とよまざるべからざることは疑ひなし。「奉仕」の「奉」は敬語として冠したるにて重き義なし。山陵を作りつかへ奉るの義にていへるなり。

○山科之　上にいへる如く、山城國宇治郡の地にして天智天皇の御陵のある地なるが、和名抄の鄉名に「山科」に注して「也末之奈」とあり。

○鏡山爾　「カガミノヤマニ」なり。鏡の山といふ名の山は近江にもあり、集中には豐前のも見ゆれど、ここはもとより宇治郡山科の御陵のある地の山なり。山城志に「在御陵村西北、圓峯高秀小山環列、行人以爲望」といひ、雍州府志には「在陵山東斯麓有鏡池」といへり。府志の説實を得たり。今この邊を御陵村といへり。

○夜者毛云々　晝者母　これ對句とせるものなるが、古來「ヨルハモ」「ヒルハモ」とよみ來れり。然るに、童蒙抄に「夜者毛」を「クルレハモ」とよみたれど「夜」を動詞によむは無理なれば、古來の訓をよし

とす。而してかかる詞遣の例はこの卷二〇四「二一〇卷三三七二卷六八九七」等にあり。この「ハモ」は係助詞「ハ」の下に更に係助詞「モ」の添へるものなるが、かかる場合の「も」は輕くして、ただ調子を添ふるに止まる。「夜は」「晝は」といふを重くいはむ爲の詞遣と見るべし。

○夜之盡　舊訓「ヨノツキ」とよめるは語をなさず。契沖は「ヨノコトゴト」とよみ、童蒙抄は「ヨノアクルマデ」とよみ考は「ヨノアクルキハミ」とよみたれど、「盡」一字を「アクルマデ」又は「アクルキハミ」とよむは道理にあはねば隨ひ難し。さりとて「ツキ」とよまむは文字の訓にはあへど、語をなさず。契沖の說をよしとす。その例をいはば古事記上卷に「伊毛波和須禮士余能許登碁登爾」と「世之盡々」の義なり。卷五「八九二」に「布可多衣安里能許等其等伎曾倍騰毛」とあるは「有之盡」なり。この「ことごと」は「ことごとく」といへる形容詞の語幹にして、卷五「七九七」に「久奴知許等其等美世摩斯母乃乎」卷二十「四〇〇〇」に「久奴知許登其等」とあるごとく副詞として用ゐる語なるをかく「何の」といひて體言を受けたることは「人のまに」「心のままに」「ままに」は副詞なり)などいふ如き語遣なり。その意は「夜のことごとく」といふ意にて、一夜中通してといふ心なり。

○日之盡　これも舊訓「ヒノツキ」とよみ童蒙抄に「ヒノクルルマデ」とよみたれど、上と同じく契沖の「ヒノコトゴト」とよめるに從ふべし。これらの例は上にあげたる「二〇四」「二一〇」「三七二」卷五「八九七」等の例にて知らるべきがなほその他にていはば、本卷一九九」に「赤根刺日之盡」卷三「四六〇」に「憑有之人之盡」などを見るべし。

○哭耳呼　舊訓「ネニノミヲ」とよめり。代匠記には「ネノミヲ」と四音によみ、童蒙抄に「ネノミオラヒ」とよめり。童蒙抄の訓は「呼」を訓としてよめるものにして、他は「呼」を「ヲ」の假名としてよめり。按ずるに「呼」を「ヲ」の假名とせずば童蒙抄の說　理あるに似たれど集中「呼」を多く「ヲ」の假名に用ゐたり。加之その「呼」字は西本願寺本に「乎」とあればます〳〵「ヲ」の假名なることを知るべし。又舊訓の如く「哭にのみを」と「に」助詞を加へては下の「ヲ」と打ちあはず、されば代匠記の說に基づきて考に「ネノミヲ」とよめるに從ふべし。「哭」は說文に曰はく「哭哀聲也」とある如く元來音を立て泣く義をあらはせる文字なり。「ねをなく」といへることは平安朝の歌文に屢見ゆるものにして一々例をあぐるまでもなかるべし。「ねのみをなく」といへる例を本集中にていはば、卷十四「三三九〇」に「筑波禰爾可加奈久和之能禰乃未乎可奈岐和多里南牟安布登波奈思爾」といふあり、「ねをなく」は「ねにたてなくこと」をいひ「ねのみをなく」とは「ねをなくことのみする」をいふ。

○泣乍在而哉　「ナキツツアリテヤ」とよむべし。童蒙抄には「イサチツツアリテヤ」とよみたれど、上にいへる如くこれは元來「ネヲナク」といふ語を基として二句とせるものなれば舊訓をよしとす。意は上にいへり。下の「ヤ」は疑の係詞にして、下の「なむ」をこれが結とせり。

○百磯城之大宮人者　「モモシキノ」「オホミヤビトハ」いづれも上にいへり。

○去別南　「ユキワカレナム」とよむ。考に曰はく「葬まして一周(滿一ヶ年)の間は近習の臣より舍人まで諸御陵に侍宿する事、下の日並知皇子尊の御墓づかへする舍人の歌にて知らる」と。

○一首の意　天皇の神上りませるによりて、側近に奉仕せし大宮人は御陵なる山科の殯宮に夜も晝も仕へ奉りて悲み慕ひ奉りつつ在りしが、今は其期も滿ちたれば、各退散する事となれる

が、がくいよ〳〵退散する事となれば今更思ひせまりて歎きは新になり、いよ〳〵悲しき事よとなり。

明日香清御原宮御宇天皇代　天淳中原瀛眞人天皇

○明日香清御原宮御宇天皇　この天皇及び宮城の事卷一(二二)にいへり。

○天淳中原瀛眞人天皇　天武天皇の御尊號なること卷一(二二)にいへり。

十市皇女薨時高市皇子尊御作歌三首

○十市皇女薨時　「薨時」は「カムサリタマヘルトキ」又は「スギタマヘルトキ」とよむべし。十市皇女の事は卷一(二二)の條に既にいへる如く、天武天皇の皇長女にして弘文天皇の妃となりて葛野王を生み給へるが、壬申の亂後、天武天皇の御許にかへりましなるが、常に悲痛の念に堪へたまはざりしならむ。この皇女の薨去は不慮の外に出でしものと見ゆ。日本紀天武卷に「七年夏四月丁亥朔、欲幸齋宮(この齋宮は倉梯河上に立てられしこと上文に見ゆ)卜之。癸巳食卜。仍取平旦時警蹕既動、百寮成列、乘輿命蓋。以未及出行、十市皇女卒然病發薨於宮中。由此鹵簿既停不得幸行。遂不祭神祇矣」又「庚子葬十市皇女於赤穗、天皇臨之、降恩以發哀」と見えたり。この御墓の所在地は今赤尾といひて忍坂の西にあり。

○高市皇子尊御作歌　高市皇子はこの卷上の歌(一・一四)にいへるが、十市皇女の異母弟にましませり。ここに皇子尊と特別にかけるは皇太子にましましが故なり。日本紀の例を見るに、天武紀には草壁皇子尊と見え持統天皇三年紀には「皇太子草壁皇子尊薨」と記し、又高市皇子はその後に皇太子となり賜ひしものと見え同十年七月の條にその薨を記して「後皇子尊薨」といへり。されば、その皇太子となりましましは後の事なるが、この撰者が、この頃以後に之を撰せしものなるべくして、その位をさきにめぐらして記ししなるべし。従ひて御作歌の字面もその意にて修せるならむ。

(一五六)

三諸之神之神須疑已具耳矣自得見監乍共不寐夜叙多。

○三諸之　舊訓「ミモロノヤ」とよめり。然れども「ヤ」といふ語にあたるべき文字なければ、如何なり。契沖は「ミモロノ」とよむべしといへり。按ずるにかく四音にて一句とせるものは古歌に例少からざるものなり。「うまさけ」「そらみつ」「まきさく」「ひばり」「つぎねふ」「おしてる」の如き所謂枕詞はもとより、さならぬものにも例多く一々あぐるに堪へず。この卷の例をいはば、上の「一五五」の歌に「ひるはも」「よるはも」「ねのみを」など三句も存するにて見るべし。

○神之神須疑　「カミノカミスギ」と舊訓によめり。然れども「かむかぜ」(卷一・八一)などの例によりて「カムスギ」とよむをよしとすべし。上の「神」は三諸の大神即ち大三輪の神をさす。「神須疑」は神杉なり。「かむすぎ」の語例は日本紀顯宗卷に「石上振之神椙(相此云伊蘇能加武須擬)」本集卷十「一九二七」に「石上振之神杉(伊蘇能加武須疑)神備而(加武備弖)」などいへるにてその意知らるべきが、ここは大三輪の社の

神杉なり。その三輪の神杉をうたへる例は卷四、七一二に「味酒呼三輪之祝我忌杉手觸之罪歟君二遇難寸」又卷七、一四〇三に「三幣帛取神之祝我鎭齋杉原云々」などあり。大三輪神社には古來名高き神木としての大なる杉あり。今はその木枯れたれど、なほ古の面影を殘せり。

○巳具耳矣自得見監乍共　この十字、二句に當るべきものなるが、讀み難し。古來種々の說あれど、從ふに足るべきものなし。研究を要するものなり。

○不寢夜叙多　舊訓「ネヌヨソオホキ」とよみたれど「イヌ」といふ語を正しとすれば、考に「イネヌヨゾオホキ」とよめるに從ふべし。但し、上の二句のよみ方明かならねば、解を下すべき樣なし。

（一五七）**神山之、山邊眞蘇木綿、短木綿、如此耳故爾長等思伎。**

○神山之　舊訓「ミワヤマノ」とよみたるが、契沖は字のままに「カミヤマノ」とよむべしといひ、諸說とりどりなり。按ずるに「ミワヤマ」とよまむとするは、古事記中卷崇神天皇の條の注に「此意富多多泥古命者神君鴨君之祖」とある「神君」は「ミワノキミ」とよむべきものなるにつきて古事記傳に委しき說あるが、その要點をいへば「美和を神と書ゆゑは古大倭國に皇大宮敷坐りし御代には此美和大神を殊に崇奉らしてただに大神とのみ申せば、卽此神の御事なりしから遂に其文字をやがて大美和と云に用ひることにぞなれりけむ。さるままに大を省きて云にも又神字を用ひしなりけり」といへり。かくてこの「神君」をば日本紀崇神卷には「所謂大田田根子今三輪君等之始祖也」と見え「神君」の「ミワノキミ」なることは著し。されば「神山」を「ミワヤマ」とよまむにはこの大和の大三輪神社の神山に限りてのみいへることなりと考へらる。而して、上の歌にも三輪の神杉をよまれたれば、十市皇女とこの三輪山と何か因緣あるべく思はるれば、古來の訓に從ふべきものならむ。

○山邊眞蘇木綿　「ヤマベマソユフ」とよむ。山邊とは上の「ミワヤマノ」のつづきにて三輪山の山邊にある木綿といふことなり。「マソ」は「眞麻苧」の義なるべし。「麻苧」とは麻より取りたる苧の義にして「アサヲ」といふべきを上略して「サヲ」といひしものと見え、卷九「一八〇七」に「直佐麻乎裳者織服而」といへる歌あり。その「さを」を更に約めていへるが「ソ」といふ語なるべく、卷子を「閉蘇」といへるも綜たる「麻苧」なるの義なり。大祓詞に「天津菅曾」といへる「菅曾」も「清麻苧」の義なるべし。「木綿」は豐後風土記に「速見郡柚富郡、此鄕之中栲樹多生。常取栲皮以造木綿因曰柚富鄕」と見えたる如くにて「ユフ」とよむべき由と、その材料とを見るべし。木綿は上にある如く、楮の甘皮の纖維をとりて製したるものにして、今奈良正倉院に存する木綿は緒又は紐にしたり。それらは棭齋が既にいへる如くすべて誤れるなり。さてその麻と木綿とは原料異なれど、それらのさまと用途とは略同じければ、古は共に「ソ」といひしならむ。さるによりて「マソユフ」といふならむ。

○短木綿　「ミジカユフ」とよむ。考に「こは長きも短きも有を短きを設出てこの御命の短きによそへ給へり。後にみじかきあしのふしの間もとよめるこの類也」といへり。諸家多く之に從

へり。さる事なるべし。

○如此耳故爾　古來「カクノミユエニ」とよみ來れるを略解に「カクノミカラニ」と改め、檜嬬手には「短木綿を受けて如此耳と書けるなれば、みじかきからにとよむべきなり」といへり。檜嬬手の說は「如此耳」三字を用ゐたるこの歌の意義をとけるものにしてよみ方を說けるものと認むべきにあらねば、從ふべからず。さてこの「故」は卷一「二一」の「人嬬故爾」の條下にいへる如く「ユエ」とよむべく、必ずしも「カラ」とよむべき必要なきものなり。ここの「耳」は後世「ばかり」といふに似たる意の副助詞にして「かく」を助けてその意を限定せるものなり。さてこの「カクノミユエニ」といへるは、守部のいへる如くかくばかり短き命なる故にといふなるが、その「故に」といふ語の用ゐ方は今とややかはりあるが故に「なるものを」と解すべしとするは從來諸家の通說なり。されど「既にいへる如く」によりてこの如き意に釋すべきものにして、ここはかくばかり短命なる事に對してといふ程の意と見ゆ。

○長等思伎　流布板本「ナカクトオモヒキ」とよめり。古寫本中には「ナカシトオモヒキ」とよめる本少からず。仙覺はその古點を否として今の如く改めたるなり。これは「長ク」の下に「ましまさむ」などいふべき語を省きたりと見ゆれば、流布板本なるをよしとす。

○一首　神山の山邊に生ふる眞麻木綿の短木綿の如く短き命にてましましけり。かく短き命にてましましけるものをば、長くましまさむと且つは賴み且つは油斷してありしことよ。かく短命にてましまさむとかねて知りせば、なほ盡し奉るべき途もありしものをとなり。この

「長く」といへる一語の下に無量の感慨を藏せられてありと見ゆ。

(一五八)　山振之立儀足山清水酌爾雖行道之白鳴。

○山振之　古來「ヤマブキノ」とよめり。「振」字は今「フル」とよむ字なるが、その「フル」といふ語は古「フク」といひしなり。日本紀卷一の一書に「故伊弉諾尊拔劒背揮以逃矣」とある文の自注に「背揮此云志理弊提爾布倶」と見え、之に相當する古事記の文には「尒拔所御佩之十拳劒而於後手布伎都都逃來」とあるなどにてその關係を知るべし。されば「振」を「フキ」の假名に用ゐるは古言に基づくものなり。これをただ音通によれりといふ說はあたらず。さてこの「山振」は今いふ黃色の花さく灌木にして、卷十七「三九七一」に「夜麻扶枳波比爾比爾佐伎奴」卷二十、天平勝寶六年三月十九日の歌「四三〇二」に「夜麻夫伎波奈埀都都於保佐牟」又「四三〇三」に「和我勢枯我夜度乃也麻夫伎佐吉豆安良婆云々」同月二十五日の歌「四三〇四」に「夜麻夫伎能花能佐香利爾云々」その他例多し。さてこれをその如く「山吹」とかけるは卷十九「四一八四」の歌なり。又ここの如く「山振」とかけるは卷八「一四三五」卷十「一九〇七」などなるが、今の山吹をいへりしことの特に明かなるは卷十春雜歌の詠花のうちに「花咲而實者不成登裳長氣所念鴨山振之花」「一八六〇」といへる歌なりとす。新撰字鏡には「柾」字に「山不支」の訓を施せり。さてここに山吹をとり出でられしはその頃にこの花咲きてありしが故ならむ。

○立儀足山清水　この六字、二句に相當するものなるが、舊板本は「サキタルヤマノシミヅヲバ」と

よめり。代匠記には「タチヨソヒタルヤマシミヅ」とよみ、童蒙抄には「立」は「光」の誤、「足」は「色」の誤なりとして「ニホヘルイロノヤマシミヅ」とよみ、玉の小琴には「儀は誤字にて必しなひと云へき所也」字は靡か纏か猶考ふへし」といひ、揔解には熊谷直好の説として「サキタルヤマノキヨキミヅ」とよみ、古義は「儀」は「茂」の誤なりとして「シゲミタル」とよむべしといへり。さて先その誤字説を見るに、この所一も異なる文字を用ゐたる本なければ誤字ありとして立てたる説はすべて從ひがたし。その他の訓につきて見るに、「立儀」の二字を「サキ」とよむべき由のなきは明かなれば、かくよめる説は從ふべからず。かくして殘る所は契沖の説のみなり。按ずるに「儀」字は儀容の意ある文字にして、類聚名義抄伊呂波字類抄共には「ヨソフ」の訓あり。されば契沖説をよしとすべし。「足」を「タル」とよむは複語尾の「タル」に借りたるなり。「ヨソフ」といふ語は卷十四「三五二八」に「水都等利乃多々武與曾比爾云々」卷二十「四三三〇」に「奈爾波都爾余曾比余曾比弖氣布能日夜伊田弖麻可良武美流波奈之爾」など本集に例少からず。新撰字鏡には「揀字の注に「裝揀也與曾比加佐留也」とあり。こは攷證にいへる如く「山ぶきの容をよそひたるごとく咲ととのひたるをのたまへり」と解すべし。「山清水」は山の清水にて異なる義なし　されどここに「山清水」をもち來せるは無意義なるにあらず。その「山」は、十市皇女を葬れるが山地なれば、思ひよせていはれたるものなれど、その山地に清水ありしが故によまれたりしか否かは詳かならず。按ずるに、この頃既に山吹を水邊に植ゑて賞したる事ありしが故にかかる詞もよまれしならむ。かく考ふる由はかの卷八の厚見王の歌に「河津鳴甘南備河爾陰所見而今哉開良武山振乃

花」(一四三五)とあるなどによりてなり。されば「山清水」とよまれたるも山吹の花のうるはしきさまを彷彿せしめむ下心ありしならむ。

○酌爾雖行　「クミニユカメド」とよめるをよしとするなり。酌みに行かむと欲すれどの意なるが「む」の已然形「め」より接續助詞「ど」につづけてかかる語法をなせることこの頃に例多し。この卷「一六六」磯之於爾生流馬酔木乎手折目杼令視倍吉君之在常不言爾」などこれなり。

○道之白鳴　「ミチノシラナク」とよむ。「知ラナク」の「ク」は「コト」の意に近き語にして「道の知らなくは道のわからぬことよといはむ程の意なり。「道ヲ」といはずして「道ノ」といへるは下に「なく」といふ體言の格にして止めたる故なり。卷三「三二三」に「船乗將爲年之不知久」卷十「二〇八四」に「君將來道乃不知久」卷十三「三三一九」に「杖衝毛不衝毛吾者行目友公之將來道之不知苦」など例多し。

○一首の意　この歌古來多く正しき解を得ざりしなり。先づ上三句の意をば、普通の説にては「赤穗は山なるべければ其比山吹有たるなるべし。山吹の匂へる妹などもよそへよめる花なれば、立よそひたると云べし。さらぬだにある山の井に山吹の影うつせらんは殊に清かりぬべし」(契沖説)といへり。まことに「山振の立よそひたる」といへるはその花の咲きそろひて、美しきをとりて皇女の御姿によそへていはれたるにてもあるべく思はるる點あり。されど、ただそれのみにては下の「酌みに行かめど道の知らなく」といはれたる意をば、如何にとるべきか。普通の説には「葬し山邊には皇女の今も山吹の如く姿とををに立よそひておはすらんと思へ

ど、とめゆかん道しられねば、かひなしとをさなく思ひたまふが悲き也」(考の説)といふなり。これにて一往は解し得たる如くなれど、上の如く解せむには、その葬所は山にして清水あり、その邊に山吹多く咲きてありしことなるべきが、それと共に、そこは至りうべき地にして道の知られぬところなるべき筈なり。その至らむ道だに知られぬ所には誰も行きうる所にあらねば、山吹の咲けりや清水のありやも見るに由なく、知るに由なき筈にあらずや。しかるに諸家これらの矛盾を說かむともせず、ただをさなく思ひたまふが悲しき也」といへる考の一語にて事を濟したりと思へるは如何。ここに橘守部は別に說を立てて曰はく「是迄の三句(山清水まで)は後世にいはゆる據字のよみかたにて、黄泉と書く字を黄なる泉として、其黄色を山吹花の寫(ウツ)るに持せ、山清水を泉になして、酌(クム)とは只水の緣語のみ黄泉迄尋ね行かまほしかれど、幽冥の事なれば道のしられぬとのたまふなり」といへり。黄泉の字面は孟子滕文公下に「蚓上食槁壤下飲黄泉」とあるが、左傳隱公元年に「誓之曰、不及黄泉無相見也」とある注に「地中之泉故曰黄泉」とあり。五行說によれば黄色は地に屬す。この故に地中の泉を黄泉といへるなるが、その黄泉とは地中に深く墓穴を掘りて泉に達する由なり。されば黄泉ははじめ地中泉をいひ、轉じて墓穴をいへるが、再轉して死後の幽冥界をさす意に轉義せるなり。文選の古詩に「下有陳死人」杳杳卽長暮潛寐黄泉下千載永不寤」とあり。これなほ墓穴中の義なり。日本紀古事記に黄泉を「ヨミ」又「ヨモツクニ」にあてたるものにして、日本紀に「泉」を「ヨミ」にあて「泉津醜女」「泉津平坂」など書けるは極端なる省略にして「黄泉」を以て「ヨミ」の義としたることの由來久しかりしが爲といふべきなり。而して本集中他にも漢字漢語を使用せること自由なりしは、明かなれば、この守部の說を以て當れりとすべし。然らぬときは上にいへる如く、如何に歌なりとも譯の分らぬ事となるべし。卽ち折から咲き滿てる山吹の花のうるはしきに皇女をたとへ、その色の黄なるに因みて黄泉といふ漢語をば文字のままに分解して「山吹の立ちよそひたる山清水」といひ、さて清水といひたる緣に「酌に行かめど」といひたるまでにして「黄泉(モツクニ)に行きて、我妹子のうるはしき姿を見むとは思へども幽冥界にして、そのゆくべき道途を知らずと嘆かれたるなり。上三句は技巧を弄せられたる歌なれど、しかも眞情のこもりたる歌なり。

天皇崩之時太后御作歌一首

○天皇崩之時　「スメラミコトカムアガリマシシトキ」とよむをよしとす。こは天武天皇崩御の時なり。日本紀、朱鳥元年の條に「九月丙午天皇病遂不差、崩于正宮。戊申始發哭。則起殯宮於南庭」とあり。この時の作歌なる事を先づ心得ては歌の意わからぬ所あるべし。

○太后御作歌　これも皇后の意にして、後に卽位ありて持統天皇と申し奉る方なり。日本紀持統卷のはじめにこの天皇の事を申して「少名鵜野讃良皇女、天命開別天皇第二女也、云々天豐財重日足姫天皇三年適天渟中原瀛眞人天皇爲妃。(中略)二年(天武)立爲皇后」とあり。ここに御作歌とありて御製といはぬは未だ皇位につきたまはぬ時の御詠なるが故なり。

(一五九)　八隅知之、我大王之、暮去者、召賜良之、明來者、問賜良志、神岳之、山之黄葉乎、今日毛鴨、問給麻思、明日毛鴨、召賜萬旨。其山乎、振放見乍、暮去者、綾哀、明來者、裏佐備晩、荒妙乃、衣之袖者、乾時文無。

○八隅知之　既にいへる如し。

○我大王之　「ワガオホキミノ」なり。意は既にいへるが如し。

○暮去者　「ユフサレバ」とよむ。「暮」は「ユフ」の國語にあたる。「ユフサレバ」といふ語は上「一三八」にもあるが、なほ他の例をいはゞ、卷十五「三六二五」に「由布佐禮婆安之敝爾佐和伎安氣久禮婆於伎爾奈都佐布可母須良母」又「三六六六」に「由布佐禮婆安伎可是左牟志」などあり。その意は既にいへる如く「夕になれば」なり。

○召賜良之　これは古寫本に「メシタマフラシ」とありて古くしかよみ來れるを仙覺が「メシタマヘラシ」とよみたるより流布板本にもしかよめるなり。契沖はこのよみ方に賛成して、これは「メシタマヘリシ」を轉じたるものとせり。然れども「タマヘリシ」を「タマヘラシ」と轉じ用ゐるが如き事古來なく、又これに似たる旁例もなきなり。この故にこの轉音説は從ふべからず。若し强ひて仙覺のよみ方を主張せむとせば「タマヘルラシ」の約なりとすること「ナルラシ」が「ケルラシ」が「けらし」となりたるが如きさまなりといふべきなれど、かく用ゐたる例また一もなければ從ふべからざるのみならず、かくいひては仙覺契沖のいへる説にはあてはまらざる點あるべし。(そは後に明かにすべし。)これは古訓の方宜しきにて玉の小琴にも之を可とせり。今之を可とする點は一なれど、玉の小琴の説も從ひかたし。さて「召」は「メシ」といふ語にあてたる借字にしてこの語は「召す」といふ義にあらずして「見る」の敬語にして「見」よりサ行四段の複語尾を分出せる、その連用形なり。かくてその「メシ」より「賜ふ」に用ゐたるなり。「ラシ」は既にもいへる如く、ある現實の事を見て、それを基としての推量にいふ語なるを多くの注釋家、これを古は過去の事柄の推量にも用ゐたりといへり。これは玉の小琴の説に基づくものなり。曰はく「云々召賜良之云々問賜良思二つながらたまふらしと訓べし。十八卷廿三丁にみよしぬの、この大宮に、ありがよひ賣之多麻布良之、もののふの云々(四〇九八)是と同じ格也。常のらしとは意かはりて何とかや心得にくき云ざま也。廿卷六十丁に(四五一〇)「於保吉美乃都藝豆賣須良之多加麻刀能努敝美流其等爾禰能未之奈加由」(これは平假名にせるを今原字のままにして引けり。)此めすらしも常の格にあらず。過し方を云ること今と同じ。是等の例に依て、今もたまふらしと訓べきこと明けし」といへり。この「たまふらし」とよむべしとすることは異議なけれど、その理由につきては賛同するを得ず。按ずるに「良之」の意はいつも推量の意あるのみにして、用例によりその場合々々の事情を顧みて解すべきなれど、かく現在を離れて「けむ」の如き意をあらはすことは決してあるまじき事なり。先づ、その十八卷なるはもとより過去の事の推量にあらずして現前にあるべき事につきての推量なれば、論はあるまじ。二十卷の「依興各思高圓離宮處作歌五首」と題せるうちの一首にして、その他の歌に或は「多加麻刀能努乃宇倍

乃美也婆安禮爾家里(四五〇五)といひ、「多加麻刀能乎能宇倍乃美也婆安禮努等母多多志之伎美能美奈和須禮米也(四五〇八)といひ、「於保吉美能賣之思野邊爾波之米由布倍之母(四五〇九)といへるに照していへる事なるべきが、ここに「ツギテメスラシ」とよめる意はこの高圓離宮を愛でましし天皇の崩御のありて後にその宮荒れて宮處のみとなりたれど、皇御靈は天翔りて、その古より引きつづき今も見賜ふらしといへるにて、上の「四一五」の「有我欲比管見良目杼母」といひ、「一四八」の「青旗乃木旗能上乎賀欲布跡羽日爾者雖視云々」といへる如き心にてよめるにて、決して過去の事をいへるにはあらずして、今も引きつづきて昔の如く天翔りて「めすらし」と推量せるものなり。(それらは靈魂不滅の精神の下に心得て見よ。)この故に、その例を以て過去の事を推量すといへるは當らざるなり。ここの場合は二十卷のよりも意明かなる「らし」の場合にて、九月崩御の折柄も黄葉の時なりしが故に、その目前にある黄葉を眺め給ひての御詠なれば、御在世にてあらば、天皇のこの黄葉を見て愛し賜ふらしといはれたるなり。若しかかる場合の「らし」を玉の小琴の如く過去の事を推量するものとせば、玉の小琴の自らあけたる卷十八の例を如何にせむとすべきか。それは決して過去の事にあらぬは明らかなるものなるをや。思ふに本居宣長はこの「らし」が體言につづくものたるを忘れて、かかる事をいはれしならむ。上の卷十八(四〇九五)の例及びここの例すべて「らし」より直ちに體言につづくべき格なり。然るに「らし」は元來連體形にても終止に用ゐらるる例のみにして連體格に立てる例なき語なれば、本居翁の惑はれしも宜なりといふべし。上の諸例は奈良朝文法史に

いへる如くいづれも「らし」より熟語的に體言につづけたるものにして、その語遣は形容詞の終止形よりして「かなし妹」「空し慂」などいへる如きに似かよへるものにして、複語尾にては後世にくこの格なりとす。さて又契沖の「めしたまへらし」をよしとし「タマヘリシ」の轉とせるも「タマフラシ」とせば、ここにて切るる語法となると考へ切れては「語をなさねば」しを連體形と見る必要よりしての考なること著し。されど、吾人のいふ如くに見れば、契沖説、又本居説の如き無理なることをいふ必要なき筈なり。但しここは對句として重ねたる爲形の上にては直ちにつづかぬ樣に見ゆれど、この語は下の「神岳の山の黄葉」につづけるなり。

○明來者　「アケクレバ」なり。この語は上(一三八)にいへる所におなじく夜の明けくればなり。「ユフサレハ」と「アケクレバ」とを對していへるも上におなじ。なほ一例をあぐれば上にあげたる卷十五「三六二五」の「由布佐禮婆安之敝爾佐和伎安氣久禮婆於伎爾奈都佐布可母須良母」などなり。

○問賜良之　これも、上の「召賜良之」におなじく「トヒタマフラシ」とよむべきなり。さてこの「トフ」は「問」字をかきたれど「問」は借字にして「尋ね訪ふ」意なり。卷三「四五五」に「如是耳有家類物乎芽子花咲而有哉跡問之君波母」「四六〇」に「問放流親族兄弟」等の例あり。さてこの「ラシ」はこれより直ちに「神岳乃云々」につづくものなるが、上四句は對句をなして一の意をなし、「暮にも朝にも訪ひ見たまふらしと思はるる神岳の云々」とつづく筈の語遣なり。而してこの四句の意は「天皇が

神靈として見したまひ訪ひたまふらしの意に解すべきものなり。

○神岳乃　これも古訓「カミヲカノ」とありしを非として、仙覺が「ミワヤマノ」とよみ、舊板本それに從へるなり。然れども契沖又古にかへして「カミヲカノ」とよむことは無理にあらねど、「岳」を「ヤマ」とよめることは古今に例なし。この「岳」字は卷一の「一」にいへる如く、「丘」の義にして「ヲカ」とよむべきものなり。而して「ミワヲカ」とはいふべくもあらねば古訓の如く「カミヲカ」とよむべく、八雲御抄にもしかよまれたり。さてこの神岳は何處ぞといふに、卷九「一六七六」に「勢能山爾黄葉常敷神岳之山黄葉者今日散濕」と見ゆる神岳と同じ地にして、いづれも黄葉の著しき地と見えたり。この卷九のは「大寶元年辛丑冬十月太上天皇大行天皇幸紀伊國時歌」なるが、これは紀伊の勢山の黄葉を見て、帝都の附近なる黄葉の名所たる神岳を思ひ出でたる歌なること著しく、ここの歌も、帝都附近の黄葉の名所たる故によまれしこと著し。さてこの神岳につきては契沖のいへる如く卷三に「登神岳山部宿禰赤人作歌一首並短歌」とあるこの「神岳」といふも同じ地なるべきを思ふべし。而してその長歌「三二四」のはじめに「三諸乃神名備山爾五百枝刺云々」といへるにて、神岳即ち三室の神名備山なるを知るべし。而してその神岳が飛鳥の清御原宮に遠からず、そこより見渡されしは同じ歌に「明日香能舊京師者山高三河登保志呂之」といへるにても見るべく、さて又その神岳が飛鳥川近くにありしことはその反歌「三二五」に「明日香河川余藤不去立霧乃念應過孤悲不有國」といへるにて著し。さてその三諸の神名備山をよめる歌は卷九「一七六一」に詠鳴鹿歌「三諸之神邊山爾立向三垣山爾

云々」あり。又卷十三「三二六八」には「三諸之神名備山從登能陰雨者落來奴」ともあり。さてこの山は又「かみなびのみもろやま」ともいひしものと見えて、卷十三「三二二七」の長歌に「甘南備乃三諸山者春去者春霞立秋往者紅丹穗經甘嘗備乃三諸乃神之帶爲明日香之河之云々」又その反歌「三二二八」に「神名備能三諸之山丹隱藏杉」ともいへり。ここにも、黄葉をいへるのみならず、飛鳥河を帶にせる由をいへれば、上にいへる「みもろのかみなびや山」とおなじ地たるを知るべし。かくてこれをただ「神なび山」とのみもいひしなり。その證は卷十三「三二六六」の長歌に「春去者花咲乎呼里秋付者丹之穗爾黄色味酒乎神名火山之帶丹爲留明日香之河乃云々」といへるにてもしるく、又卷十「一九三七」に「故郷之神名備山爾」とよめるは「三二四」の歌に「飛鳥の舊き京は云々」といひしにおなじ趣にていへること著し。以上によりてこの地は飛鳥清見原京より遠からぬ地にありて、飛鳥川のめぐれる丘にして黄葉の名所なりしことを考ふべく、その名は「みもろのかむなびやま」ともいひ、又ただ「かむなびのみもろのやま」とも「かみをか」ともいひしならむが、そこは何處ぞといふに契沖は三輪山の事なりといひたれど、三輪山と飛鳥川とはかけはなれてあれば、從ひがたし。契沖がかく考へし由は「みもろのかむなびやま」といひしが爲ならむか。「みもろ」とは元來御室の義にして神を齋ひ祭れる所をいふ語なるが、それが專ら大神神社にかかれるは、これが古朝廷崇敬の第一の社なればいはれしこと、後世「山」といひては專ら比叡山延暦寺をさし、寺といへば、專ら三井寺をさせると趣同じさまになれる爲なるが、同時に普く用ゐる「みもろ」といふ語も亦行はれしならむが、ここはその普き方の「みもろ」な

れば、略していふときは「神名火山」とはいへれども「みもろ山」とはいひし例なきにて「みわ山」にあらぬを知るべし。さてこの神名火山又神岳とあるは、出雲國造神賀詞に「賀夜奈流美命乃御魂乎飛鳥乃神奈備爾坐天」とあるその飛鳥の神奈備なるべきが、この神奈備は神名帳の「高市郡飛鳥坐神社四坐」に相當するものなるが、この社の事は日本紀天武天皇朱鳥元年七月の條に「癸卯奉幣於居紀伊國國懸神、飛鳥四社、住吉大神」とある飛鳥四社これにして、日本紀略淳和天皇天長六年三月の條に「大和國高市郡賀美鄕甘南備山飛鳥社遷同郡同鄕鳥形山、依神託宣也」とありて、それまでは飛鳥神社の鎭座ましましし地なり。この故に「かむなび」とも、「みもろ」ともいはれしならむ。この社の舊地は、今の高市郡飛鳥村大字雷にありて俗に「上の山」、「城山」といふ由なるが、飛鳥川はその丘の南方より西方にかけて曲り流れたれば、「神南火山の帶にせる」といへるによくかなへりとす。さてこの丘は古雷丘ともいひし由なるが、かく名づくる由は雄略天皇の時小子部蜾蠃をしてこの處にて雷を捕へしめられしより起れりと傳ふるなり。さてかく雷岳とかけるも集中にあり。卷三に「天皇御遊雷岳之時柿本朝臣人麿作歌」と詞書せる歌(二三五)あるその雷岳なるべし。この雷岳はここにてはその歌に「雷之上於廬爲流鴨」とありて「イカヅチノヲカ」とよむべきものなるが、この雷岳は「イカツチノヲカ」とも「カミヲカ」ともいひしならむ。その故は古、雷を「カミ」とのみもいひしを思へば知らるべし。日本紀應神卷の歌に「彌知能之利、古破儴塢等綿塢、伽未能語等、枳虛曳之介廼、阿比摩區羅摩區」本集卷十二「三〇一五」に「如神所聞瀧之白浪之」又卷十四「三四二一」に「伊香保禰爾可未奈那里曾禰」などある「カミ」は雷にして、雷岳卽ち「神岳」なる由も知らるべし。

○山之黃葉乎　「ヤマノモミヂヲ」とよむ。「モミヂ」に「黃葉」の字をあつること卷一「一六」にいへり。

○今日毛鴨　「ケフモカモ」とよむ。「カモ」は助詞なるに「鴨」をかりてあてたるなり。「今日も」といふ意の語に「か」といふ疑の助詞を添へ、更に「も」を添へたるが、下の「も」は餘情を深くあらせむとて添へたるなり。

○問給麻思　「トヒタマハマシ」とよむ。この「トヒ」は上の「トヒタマフラシ」の「トヒ」におなじ。「マシ」は條件附に假想する意の複語尾なれば、上に假設の條件なかるべからず。卽ちこの句の上、又は「今日もかも」の上に、「天皇のおはしまさましかば」といふ如き意のあるべきを略して言にあらはされざるなり。卷八「一六五八」に「吾背兒與二有見麻世波幾許香此零雪之懽有麻思」卷五「八八六」に「國爾阿良波父刀利美麻之家爾阿良婆母刀利美麻志」などなり。さてここの「まし」は上の「かも」といふ係辭をうけたる結にて連體形としての終止なり。ここに似たる語遣の例は卷十五「三七七六」に「家布毛可母美也故奈里世婆見麻久保里、爾之能御馬屋乃刀爾多弖良麻之」といふあり。さて、この邊の句の意義につきては學者によりて說を異にせるが、大體古義にいへる說卽ち「世におはしまさば、今日も明日も問賜はましか、見賜はましか、しかばかりめでうつくしみ給はむ山なるを今は崩御せられしゆゑ問はせらるる事もなく、見賜ふ事もあらず」の如く解すると守部の說卽ち「今年は御魂となりて今日か問はすらむ、明日か見ますらむ」の如く解するとあり。按ずるに、これは上に「か」といふ疑の語ある故に「まし」といふ意いよいよ明かになりて、若し

天皇の御在世ならば恐らくは今日はめで見たまふならむかと御在世の事を假想していふ語なれば、上の二說いづれもうけられず。古義の如くせば「まし」の假想の意全くなくなるべし。守部の如くせば「まし」と「らむ」との區別なくなるべきを以てなり。卽ち「まし」にて假想し「か」にて疑惑をあらはし「恐らくは……ならむか」といふ如き意をなせるなり。

○明日毛鴨　「アスモカモ」とよむ。意は上の「今日毛鴨」といへるに趣同じ。

○召賜萬旨　「メシタマハマシ」とよむ。意は上の「とひたまはし」といへるに趣同じ。この「めし」は上の「めしたまふらし」の「めし」におなじく、又この上に假設の條件あるべきことも同じ。この四句の意は我と共に問ひ賜はまし、見したまはしといふ意に解せらる。以上一段落なり。

○其山乎　「ソノヤマヲ」なり。神岳をいふ。

○振放見乍　「フリサケミツツ」なり。「乍」を「ツツ」とよむこと、卷一「二五」にいへり。「サク」は卷一「一七」の「見放武」にて云へる如く遠くより見やることなり。「フリサケミル」とは遠くより見やることなり。

○暮去者　上にある同じ語をここにくりかへして用ゐられしにて、その在世の折を思ひ出して今の境遇をいはむ料とせられたり。

○綾哀　舊訓「アヤニカナシヒ」とよみたるを考に「カナシミ」と改めたり。本集の假名書の例を見るに、卷二十「四三八七」に「阿夜爾加奈之美於枳豆他加枳奴」同卷「四四〇八」に「乎之美都都可奈之備伊麻世」とあればいづれをよしとも定め難し。「アヤ」は驚き歎く聲に起りたる副詞にして、アヤニ」云々といへる例古書に多し。今あけたる卷二十の「四三八七」の歌も、その例なるが、なほ一二をいはば、卷五「八一三」に「可氐麻久波阿夜爾可斯故斯」卷十四「三四六五」に「安杼世呂登可母安夜爾可奈之之伎」卷十八「四一二五」に「許己宇之母安夜爾久須之彌」などあり。これは漢語に言語道斷などいへるに似たる詞にして何とも言語にいひ出すこと能はざる程の事のさまにいへり。

○明來者　これも上にある同じ語をくりかへして用ゐられしにて、その意も同じ。

○裏佐備晩之　「ウラサビクラシ」なり。「ウラサビ」は「ウラサブ」といふ上二段活用の動詞の連用形にして、この語の意は卷一「三三」「八二」にいへる如く、ここは心樂まず、なぐさまず、日をくらす意なり。「くらし」も連用形なれば、下の「ひる時もなし」につづくなり。

○荒妙乃　「アラタヘノ」とよむ。荒妙の事は卷一「五〇」にいへる如く、荒々しき織物なるが、ここは枕詞。あらずして實際の荒妙をさす。卽ち荒妙の衣とつづけて喪服をさすなり。儀制令義解に「謂凶服者縗麻也」とあり。縗麻は支那の喪服なるが、その縗は和名抄葬送具に「唐韻云縗倉回反與催同和名不知古路毛」とありて、後世の歌に「ふぢごろも」といひて喪服をいへるも、蓋妙の藤衣たる義なり。藤衣といふも必しも藤にて織りたる布ならざるが、縗衣は古より荒々しき布にてつくればいひならはせるなり。

○衣之袖者　「コロモノソデハ」とよむ。

○乾時文無　「ヒルトキモナシ」とよむ。「乾」は「ヒル」とも「カワク」ともよむ。ここは二音にして「ヒル」とよむべきなり。「ヒル」は上一段の活用なるが、日本紀卷一の自注に「漢干也此云備」と見え、又本集卷五「七九八」に「和何那久那美多伊麻陀飛那久爾」などあり。

○一首の意　この歌二段落にして、第一段落はまづ、天皇を主として述べ、第二段は自己を主として述べられたり。さて第一段の意はわが天皇崩御の悲しき折に、眺むれば、かの飛鳥の神岳に黄葉の盛なるあり。この紅葉は天皇の朝に夕にいたくめでたまひ、その盛りの折には、わざわざいでまして見訪ひ給ひしものなるが、今もかく盛にあれば、大御靈は天翔りて今もなほ見給ふらしと思はるるなるが、かく思はるる神岳の山の黄葉を天皇の御在世、ならば、自分と共に今日も明日もと見訪ひてめでたまはむかと思はるるに、幽明境を異にしたれば、さる事も今は望みうべからぬ世となりぬ。第二段の意はされば、今はただひとり、その天皇御在世の時、これを愛で給ひし折の事を明けては思ひ出で、暮れては思ひ出でて、悲みさびしく思ひて、わが喪服の袖の乾く時もなしとなり。この御歌技巧もなきやうに見ゆれど頗る巧みなる御歌にして、第一に天皇の神靈のその黄葉を照鑑せらるらしといひて、天皇の威靈を仰ぎ、次に、幽明境を異にして共に叡覽ありし時の如くならぬを嘆き、最後に、獨この世に止まれる悲嘆の情を抒べられたるがその間に幽界より明界にうつる。卽ち第一、主として幽界につきていひ、第二、現幽交渉につきていひ(第一段)第三、現實界にかへる。(第二段)、而して、かくの如き意をあらはす爲に、對句を巧みに用ゐられ、しかもその技巧の存する所極めて自然にして人をして天衣無縫の歎あらしむ。今試みにその關係を圖表せむ。

夕されば―めし給ふらし
明けくれば―問ひ給ふらし

今日もかも　問ひ給はまし
明日もかも　めし給はまし
夕されば　あやにかなしみ
明けくれば　うらさびくらし

かくてかく同じ語を繰り返されたる所には必ず、上の折の事を下に含蓄せる心ありてよまれしものと見ゆるなり。

一書曰天皇崩之時太上天皇御製歌二首

○太上天皇　天武天皇の御時太上天皇のおはしますことなし。この故に、代匠記には「太后」の誤かといへり。然れども、ずべての本に一致してあれば誤りなりとはいひ難し。按ずるにこの太上天皇は持統天皇をさし奉るものと見ゆるが故に、代匠記に太后の誤かといへるなるべきが、天武天皇崩御の際の御歌なるべきが故に、如何にも代匠記の說の如くあるべきに太上天皇と書けるは故なかるべからず。既にいへる如く持統天皇を太上天皇と申し奉ることは文武天皇の御宇に出でしこと推知せらる。而して、卷第一及び本卷の例を以て推すに、これは原本に存したるものにあらずして、文武天皇の御宇に何人か記し置けるその歌をばその端書と共にとりて後人がそのまま萬葉集に注記せしが、そのまま傳はりしなり。されどもとより萬葉集の原本の歌といふべからず。されども、文武天皇

御宇の撰なるある書にありしものなるべければ、その古さに於いては決して萬葉集に劣らざるものといふべし。而して、目錄にも「一書歌二首」としてあけたれば、この記入も亦古きことなりといふべし。上の如くなれば萬葉考にこれらを小字にせるは道理あることのやうなれど、古くよりの事なれば強ひてかくするにも及ぶまじきなり。

○御製歌二首　この當時の歌としては御製歌とかくべきにあらねど、太上天皇時代の記錄なればかく記ししなり。これは次の二首の歌のはしがきなり。

(一六〇)　燃火物、取而裏而、福路庭、入澄不言八、面智男雲。

○燃火物　「燃」字金澤本「然」とせり。よみ方は舊板本「トモシヒモ」とし、金澤本には「トモシヒノ」とよみ、近くは童蒙抄に「トモシモノ」とよみたり。「燃」「然」同字にして、說文に「然燒也」と見え、廣韻に「燃俗然字」と見ゆ。而してその「然」「燃」は古來「モユ」といふ訓あるのみにして「ともす」といふことは例なきことなり。されば管見にも「モユルヒモ」とよみ、諸家多く之に從へり。「燃」を「もゆ」と訓することは色葉字類抄等に見え、その「もゆ」といへる語の假名の例は古事記中卷橘媛の歌に「毛由流肥能本那迦爾多知弖」とあるなど例少からず。又新撰字鏡の「燃」字の訓に「佐加利爾毛由留火」などあり。「物」を「モ」の假名に用ゐることは集中に例多きことにして、卷三、四、五、七、九、十一、十三、十四、十六、十七、十八の各卷に見ゆ。

○取而裏而　「トリテツヽミテ」とよむこと古來異論なし。「裏」字は普通に「裏」とかけど、元來同一字なり。

○福路庭　「フクロニハ」とよむ。「福路」は嚢又は袋の漢字を用ゐていふ「フクロ」の借字なり。「庭」は助詞の「ニ」と「ハ」とを併せ用ゐたる語を示す借字にして卷一以來屢見る所なり。

○入澄不言八　この句のよみ方は古來まちまちなり。そのまちまちなる所以は二の事情あり。まづ「澄」を「ト」の假名に用ゐることは他に例なきことなるが、古葉略類聚抄にこの歌重出せるにはいづれも「登」とせり。考には「騰」の誤としたれどさる本は一もなし。この故に、もとのままにさしおきてよむべきが、「澄」は姑く「と」の假名と認めおくより外によき考案も世に出でこず。さて又この句より下のよみ方不審にして治定に至らず。さればこの句も亦上の如く「イハズヤ」までにて一句とする說、「管見、代匠記等」「面」までを一句として「イハズヤモ」とする說(考、略解攷證等)とあり。童蒙抄は又「イルテフコトハ」若くは「イルトフコトハ」なりとせり。今考ふるに、下のよみ方治定せざるにこの句を強ひて奇矯によまむとするは由なきことなれば、普通のよみ方に從ひて七音を以て一句とする說に從ひおくべし。

○面智男雲　舊訓「モチヲノコクモ」とよみたれど何の義たるを詳にせず。管見には「オモシルナクモ」とよみ、代匠記は「智」を「知」の誤として「オモシロナクモ」とよみ、童蒙抄には「オモシロナクモ」とよみ、その他、考には「智」を「知」の誤とし、「面」を上の句とせること既にいへり)「シルトイハナクモ」とよめり。されどいづれも治定せる說とも檜嬬手には「智」を「知日」の誤として「アハンヒナクモ」とよめり。されどいづれも治定せる說とも見えず。なほ未決の問題として後の賢者の說を俟つべきものなり。

○一首の意　上の如く、第五句のよみ方明かならねば、一首の意明かに知りかぬるはいふまでもなし。但し、第四句までは燃ゆる火をもとりて裏みて袋に入るといはずやとなり。これにつきて考は「後世も火をくひ、火を蹈わざを爲といへば、其御時在し役ノ小角がともがらの火を袋に包みなどする惟き術する事有けむ云々」といへり。これ一種の幻術をさせるものとするなるが、果して然らば、役小角までもなく、支那より傳はりし散樂にもこの幻術を行へば、これに似たることせしがありしならむ。されど、これらは臆說にて決し去るべきにあらず。或は又佛經などに出典のあるにや。いづれも未だ詳かならず。

(一六一)　向南山、陣雲之、青雲之、星離去、月牟離而。

○向南山　金澤本この上に「雲」字あり。されど、他の諸本になき所なれば、誤なりと認むべし。訓み方は舊板本「キタヤマノ」とよめり。古寫本にては類聚古集に「カムナミヤミ」とよみ、又「向南」の二字に「カミナヒ」と訓せる本(溫故堂本、大矢本)あり。さて又童蒙抄には「キタヤマニ」とよみ、檜嬬手には「山」は「北」の誤にして「向南北」として「アマノガハ」と訓じ、玉の小琴は「向南」は誤字かといへり。按ずるに從來「向南」を「きた」とよみたるは所謂義訓にして南に對向する意にて「きた」をあらはせりと見たるなるべし。これにつきては攷證に顧琛が詩を引きたれど、これは明代の人なれば、うけばりて證としがたし。支那になほ何等か出典あるべきか。余が按はよみ方に於いては「キタヤマ」とよむに異論はなけれど、かくよむ理由には少しく異なる點あり。按ずるにこれは「向南」二字を以て一語として「キタ」にあてたるにあらず、「向南山」三字を以て一語として直ちに「キタヤマ」の義に用ゐたるなるべし。南に向へる山は、「キタヤマ」とよみ、その下に別に助詞に該當する字なけれど、前後の關係により助詞を補ひよむべきなるが舊訓は「ノ」を補ひてよみたれど、下にある「たなびく」といふ語につづくる關係より見れば「キタヤマニ」とよむをよしとすべし。さてここに北山とよまれしは何の爲ぞ。諸家之を說明せず。按ずるに、こは恐らくは南方よりその御陵所の方を眺めてよまれしならむ。山科御陵の地勢よくこの語にあてはまれり。

○陣雲之　舊板本「タナビククモノ」とよめり。古寫本には「ツラナルクモノ」とよめるもあり。(類聚古集「陳」につくれり。玉篇を按ずるに、「陣」字に注して「本作陳」と見ゆれば、陳陣元來同字にしていづれも軍旅の義を本とせるが、後世「陣」字を專ら軍旅に用ゐたりと見ゆ。されば二字同義といふべきが、意義は玉篇に「陳」字に注して「列也布也」といへるによるべきが、これは既に一轉しての意義と見ゆ。しかして今の用法はこの義によれるものならむが、字義の本來ならば「ツラナル」とよむ說に從ふべきに似たり。されど雲のつらなるといへることは古來用例を見ずして雲には專ら「タナビク」といへり雲に「たなびく」といへる例は集中頗る多きが一二をいはば、卷三(三二一)に「天雲毛伊去羽計田菜引物緒」卷四(六九三)に「秋津野爾多奈引雲能過跡者無二」卷九(一七四〇)に「白雲之自箱出而常世邊棚引去者」卷十四(三五一一)に「安乎禰呂爾多奈比久母能伊佐欲比

爾(み)その他例少からず。さて山の顚などの邊に雲のかかりて長く引けるを「たなびく」といへること上の諸例にて見るべし。次に「之」をば童蒙抄には「シ」とよみ、又は「毛」の誤にて「クモモ」なるべきかといへり。されど、こはもとより「ノ」とよむべきものにして、この「ノ」は同じ趣の體言を重ねいふ場合に用ゐる「ノ」にして「タナビククモノアヲクモ」と重ねつづけていへるなり。

○青雲之　舊來「アヲグモノ」とよみ來れり。童蒙抄はこの「之」をも「シ」又は「毛」とよむべくいへり。ここの「之」は上の「之」と全然同一にあらねば「シ」とよみうる如くにもあれど「アヲクモノホシ」とつづくべきものなれば、なほ「ノ」とよむをよしとすべし。青雲とは今青空とも青天ともいふ。大空の曇なく澄みわたりて青く見ゆるをば古は青雲と思ひしが故なり。青雲といへる例は、延喜式祈年祭祝詞に「青雲能靈極白雲能墜庫向伏限」と見え、本集卷十三「三二九」に「白雲之棚曳國之青雲之向伏國乃」卷十四「三五一九」に「安乎久毛能伊氐来和伎母兒」卷十六「三八八三」に「青雲乃田名引日須良雲曾保雫」などの例あり。この青天を青雲と考ふることは支那にもありて、史記伯夷傳に「非附于青雲之士惡能施于後世哉」といへる如きはその義理に轉じて高位高官の人をいへるものなりとす。

○星離去　舊板本「ホシワカレユキ」とよみ、類聚古集及び古葉略類聚鈔には「離去」を「サカリユク」とよめり。童蒙抄には「ハナレユキ」とよみ、考は「ハナレユク」とよみ、玉の小琴には「サカリユキ」とよむべしといひ古義は「サカリユキ」とよめり。玉の小琴に曰はく「青雲之星とは青天にある星也。雲と星とははなるにはあらず。二つの離はさかりと訓て、月も星もうつりゆくをいふ。ほどふれば星月も次第にうつりゆくを見たまひて、崩たまふ月日のほど遠くなりゆくをかなしみ給ふ也」といへり。さて離は「ワカレ」とよむは不理なれど「サカリ」とも「ハナレ」ともよむべく、そのよみ方によりて意は多少異なるべし。又「去」を「ユク」とよむと「ユキ」とよむとは大差なき如くに見えて、實は文意に大なる關係あり。又「星」は「日毛」二字の誤なるべしといふ説あり。されど、その證なきことなれば如何なり。さて「青雲の星」は本居説の如くなるべきが、その他の意義はよみ方によりて種々にかはり行くべきなり。この歌の意未だ明かならねど、一首の歌たる以上、この一首にてをさまるべきものなれば、いづこにか切るる所なかるべからず。然るに結句は「而」にて止まれば、切るる句にあらず。中止述法によらざる限りは少くもこの句にて切らざるべからず。この見地よりすれば「去」を「ユク」とよみてここにて句を切るべきなり。さて離は「ハナレ」とよまむは、ただ場所にのみ關するやうにとらるれば、ここは「サカリ」とよむべきならむ。その意は下に論ずべし。

○月牟離而　舊板本「ツキモワカレテ」とよめり。「牟」字金澤本神田本「矣」につくりたるが、神田本は「ツキヲハナレテ」とよみ類聚古集は文字に異同なくして「ツキヲハナレテ」よめり。考には「牟」を「毛」の誤として「ツキモハナレテ」とよむを不理としての事なるべきが、「牟」・「手」などあれば、後までも「モ」に用ゐたるなり。さてこの「離」は上の離にならひて「サカリ」とよむをよしとすれば、この句は「ツキモサカリテ」とよむべきか。さて上に星離り去く月も離りてとあ

るは本居說の如くならば、支那の「物變星移幾度秋」「王勃滕王閣詩」「經幾年月、換幾星霜」（杜牧詩）などいへる思想に通へる所ありて、純なる日本思想にあらざるべく思はる。されど果して如何にや。

○一首の意　本居翁は上の如くいひ、橘守部は「向南北」を天河とし「星離去（ホシサカリユク）」を星の「行道の轉じゆく」、をいふとし、「月毛離而」を「月次の月の遠ざかりて星の行道の轉じゆくよし也」といひ「彼の人死ねば、天の星となると云ふことを女心に信じ給ひて、御心あてに、御魂の星は此星ぞと銀河の中に見とめて其夕べより慕ひましけむを月比の經くまゝに其星の遠ざかりゆくを難き給ふなるべし。」といへり。されどいづれも十分に首肯しうべき說にあらず。今之を決すべきだけのよき解釋を知らねば後の考へをまつ。

○　以上二首考に「此二首は此大后の御歌のさまならず、から文學べる男のよみしにや。」といへり。如何にも然思はるる歌なり。若し、果して然りとせば、守部の說の如きもまた全然捨つべきにあらざらむ。

天皇崩之後八年九月九日奉爲御齊會之夜夢裏習賜御歌一首

○天皇崩之後八年　天武天皇の崩御は朱鳥元年なれば、その後八年は持統天皇御宇七年に當れり。この年に御齊會ありしことは次にいふ如く日本紀に見えたり。

○九月九日　この日は天皇の御忌日なり。日本紀持統天皇卷に「七年九月丙申爲請御原天皇設無遮大會於內裏」となり。この丙申は日本紀にては十日に當れり。然るにここに九月九日なり。いづれを正しとせむか。但し御忌日は九日なれば、九日に行はるるが正當なりとす。

○奉爲御齊會之後　「奉爲」は支那より傳はれる熟字にして、「奉」は敬語たることを示す爲に加へたるものなれば古來「オホミタメ」訛りて「オホンタメ」とよめり。「ナシマツル」（考）又は「ナシタテマツル」とよむが如きは妄なり。（わが藝文に載せたる奉爲考を見よ）又「オホミタメニセシ」とよむ說あるが、これは「爲」字を一旦「タメ」とよみ、再び「セシ」とよむ事となりて、古來かつてなき所なり。「御齊會」の「齊」字普通ならば齋字を用ゐるべき所にして、古寫本中溫故堂本、細井本はしか、かき、又代匠記にては「齋」の誤とせり。然れども大多數の古寫本かく書けるのみならず、既にいへる如く、齋齊元來通用する文字なれば、このままにてよきこと、卷一の「八一」の詞書にいへり。齋會とは齋を設けて三寶に供養する大會をいふなり。齋會の事は日本紀敏達卷に「大會設齋」とあるを史上はじめて見る所とするが、これは蘇我馬子の家の齋會を叙せしなり。御齋會は天皇の御爲に設くる齋會なるが爲にいへるなるが、宮中御齋會の史に見ゆるは天武天皇四年四月「戊寅請僧尼二千四百餘而大設會焉」ある時のをはじめとす。さて御齋會は「オホミタメノオホミヲガミ」とよみ來れるものなれば「奉爲御齋會」は「オホミタメノオホミヲガミ」とよむべきなり。卽ちこは天武天皇の冥福を祈らむ爲の御齋會たる由なり。

○夢裏習賜御歌　夢裏は「メノウチ」なり。「習賜」は目錄に加へたる旁訓には「ナレタマフ」とあり。されど「ナレタマフ」といふことは未だ遽に首肯すべからず。童蒙抄には「習」を「誦」の誤かといひ

て「ヨミタマフ」と訓じ、考には「習」を「唱」の誤として「トナヘタマヘル」とよめり。されど諸本皆「習」とありて、他の字を用ゐず。美夫君志は文字のままに「ナラヒタマヘル」とよむべしといへり。按ずるに本集卷十六に「夢裡作歌」と題して「荒城田乃子師田乃稻孚倉爾巢喊而阿奈干稻干稻志吾戀良久者」(三八四八)といふ歌をあげ、その左注に「右歌一首、忌部黑麿夢裡作此戀歌贈友、覺而令二不ニ作ル本アリ非ナリ一誦習如前」とあるを見よ。それもこれも夢の裡によみたる歌にしていづれも「習」又は「誦習」といひたれば、同じ趣なるに似たりとも意は異なり。されど上の「誦習」は覺而の後の事にして、この二首と同じく後人の附載せしものなるべし。古寫本の多くは(金澤本、神田本、西本願寺本、大矢本、溫故堂本、京都大學本、類聚古集等)この題詞の下に「古歌集中出」と小字にて書けり。これ卽ちこの歌をここに記せし人の注なり。

○御歌　この歌作者明記せねば、考に疑を存せり。されど、この文勢と前後の關係とより見れば持統天皇の御製として傳へしなること著し。而してこれをここに載するに至れることは上の卷にも既にいへり。

(一六二)

明日香能清御原乃宮爾、天下、所知食之、八隅知之、吾大王、高照、日之皇子、何方爾、所念食可、神風乃、伊勢能國者、奥津藻毛、靡足波爾、鹽氣能味、香乎禮流國爾、味凝、文爾乏寸、高照、日之御子。

○明日香能　「アスカノ」なり。「明日香」を「アスカ」にあてたる事は卷一「七八」にいへり。さここは四言を一句とせるなり。

○清御原乃宮爾　「キヨミハラノミヤニ」とよむ。九言一句とせるなり。この宮の事は卷一にも既にいへり。

○天下　「アメノシタ」なり。この語の事は卷一「二九」「三六」等に既にいへり。

○所知食之　「シラシメシシ」とよむ。六言の一句なり。「シロシメシシ」とよむ説も多く行はるれど、必ずしも從ふべからぬことは卷一「二九」の下にいへり。「知る」は古語治むる意をもあらはせるものにして、「知らす」はその敬語なるが、「所念」はその敬語をあらはすに用ゐたり。又「めす」は屢いへる如く「見る」の敬語にして二者つづけて治めたまふといふ意をあらはす最敬の語とす。

○八隅知之、吾大王　「ヤスミシシワガオホミ」とよむこと及びその意は既に屢いへり。ここは天武天皇をさし奉るなり。

○高照　「タカテラス」とよむ。考に「タカヒカル」とよみたれど、それは道理なきこと卷一「四五」にいへ

り。さてこの「高」は天と同じ意、「テラス」は照るの敬語にし天にてりたまふの意なることも既に屢いへり。

○日之皇子　「ヒノミコ」とよみて、四言の一句とす。舊私本に「ヒノワカミコ」とよめるは、ここを四言とせば音不足なりと認めたるが爲ならむ。されど、「ヒノミコ」とよみてよきことは卷一「四五」に述べたり。日の御子とは日神の御子孫といふ意にして、天皇は天照大神の御日嗣にましませばいへること、これも既にいへる如し。以上詞を重ね飾りたるが歸する所天武天皇をさし奉るに止まる。而してこれまでが一體となりて下に對して主格に立つなり。

○何方爾　舊板本「イカサマニ」とよめり。これを「イヅカタニ」とよめる本(神田本、溫故堂本)なきにあらねど、卷一の「近江舊都時柿本人麿がよめる歌(二九)にもこのままの文字ありて同じ訓を施せるが、その條にいひし如く「イヅカタ」とよみては下の語に打ちあはず、且つ「さま」には元來方字の意あることなれば、その訓をよしとす。俗語に「ドノヤウニ」といふに似たり。

○所念食可　舊訓「オホシメシテカ」とよみたれど、「オボス」といふ語は「オモホス」の約まれるものにして平安朝の頃に見ゆれど、奈良朝の文獻に見えねば、この頃には元の形の「オモホス」を用ゐしなるべきこと、卷一「二九」の下にいへるが如し。さて「オモホス」は「オモフ」の敬語なるが「所念」はその語にあたるものにして、食は上の「所知食」の「食」におなじ。さて「イカサマニオモホシメセカ」といふ語は卷一「二九」にも見えたるが「オモホシメセ」は「メス」の已然形にして、それを以て條件を示して下につづけたるものにして、これ古語の一格なること既に屢述べたり。これは後世なら

ば「バ」を加へて「オモホシメセバカ」といふべきを古語かくせるなり。これは「バ」を略したるにあらずして「バ」なくしてこの力十分にあらはれたる所に古語の格の存するなり。これを「ば」を省きたりといふ如き說明を下すは本末を轉倒したるものなり。末の「カ」は疑の助詞にしてその條件をうけて下の「鹽氣能味香乎禮流國爾」といふあたりにかかれるものなり。

○神風乃　舊訓「カミカゼノ」とよめり　されど、卷一「八一」の下にいへる如く「カムカゼ」とよむべきことは日本紀古事記ともに假名書にて「カムカゼ」とせるにて著し。さてこれは伊勢の枕詞となせるが、その古語「息」といふにかかりての枕詞なること卷一「八一」にいへるが如し。

○伊勢能國者　舊訓「イセノクニニハ」とよめり。されどこれは下に對しての主格たれば「ニハ」といふべからず。「イセノクニハ」とよむべし。

○奧津藻毛　「オキツモモ」とよむ。「オキツモ」は上「一三一」の下にいへる如く、奧の藻なり。下の助詞「も」の意は下の句に至りて明かになるべし。

○靡足波爾　舊訓「ナビキシナミニ」とよみたるを契沖は「ナビキタルナミニ」とも「ナミタルナミニ」ともよむべしといひ、考には「ナミタルナミニ」とよみ、檜嬬手は「足」は「留」の誤として「ナビケル」とよみ、古義ば「足」は「合」の誤として「ナビカフ」とよみ、略解は「足」は「之」の誤として訓は舊本により。今古寫本を見るに、すべて一致してこの處誤字ありと認むべき點なければ、すべての誤字說は從ひ難し。この「足」は「アシ」の上略にして「シ」の假名に用ゐたりと見ゆ。その例は卷九「一七四二」に「級照片足羽河之左丹塗大橋之上從」卷十「一九八二」に「日倉足者時常雖鳴」といふあり。又日本紀に

仁賢天皇の御諱を仁賢紀には「諱大脚更名大爲」とあり、顯宗紀には「更名大石尊」とあるが、いづれも「オホシ」とよむべきものなれば、こゝにも「脚」を「シ」とよむべき例を見るが、「足」「脚」文字は異なれど、いづれも「アシ」の上略たるなり。されば、このまゝにて「ナビキシナミニ」によむべきものなり。

さてここの「なびく」は何につきていへるかといふに攷證に既にいへるが如く波にもかゝりたるものにして、藻も波もなびくなり。波の風にふきよせられなどするをばなびくといへることとは攷證にもひける如く、卷二十「四五一四」に「阿乎宇奈波良加是奈美奈妣伎、由久佐久佐、都都牟許等奈久、布禰波波祢家無」とあるにても知るべし。

○鹽氣能味　「シホケノミ」とよむ。「シホケ」は潮の氣の義なり。この語の例は卷九「一七九七」に「鹽氣立荒磯丹者雖在往水之過去妹之方見等曾來」あり。「のみ」は今「ばかり」といふに以たり。

○香乎禮流國爾　「カヲレルクニニ」とよむ。「かをる」は後世は香氣にのみいへど、古代は霧霞又火氣などにもいへり。火氣にいへるは神樂の弓立の歌に「いせじまや、あまのとねらが、たくほのけ、おけノ〳〵、たくほのけ、いそらがさきにかをりあひにけり、おけノ〳〵」といへる例あり。霧にいへるは日本紀卷第一の書に「伊弉諾尊我所生之國唯有朝霧而薫滿之哉乃吹撥之氣化爲神號曰級長戸邊神亦曰級長津彦命是風神也」とあり。こゝはその潮の水氣の烟りみてる國といふなるべし。さて上の「おきつも」の句よりのつゞきを見るに、おきつもも共に靡きしその波に潮氣のみいちじるしくかをれる國にといふ義なるが、それより一句上に溯れば「伊勢の國は」とあり。この場合の「は」は如何なる用方に立てるかといふに、卷一「四五」の「隱口の泊瀬の山は眞木立荒山道を」といへる場合に似たり。卽ち「神風の伊勢の國はおきつ波と共に靡きしその波に潮氣のみかをれる國なるが、その國にの意なり。然るに、それより更に溯れば「何さまにおもほしめせか」とあれば、その條件に對しての歸結なるべからず。然るに、この「かをれる國に」にてはそれが歸結となるべからず、而してその次に降れば又歸結となるべき語を發見せず。卽ち上の係に對する歸結はこゝに存せず。次の句に至れば別の意となるが、故にこの下に何等かの脫落ありと認めざるべからずして、とにかくに段落は、こゝまでにして以下は別の段落に屬す。

○味凝　舊訓「アヂコリノ」とよみたれど、意義をなさず。されば、童蒙抄に「ウマゴリノ」とよみ、考には「ウマゴリ」と四音一句とせり。この語は卷六「九一三」には「味凍綾丹乏敷鳴神乃音年聞師三芳野之眞木立山湯見降者」とあり。これを「うまこり」とよまむに二者共によくあたれりといふべし。「味」を「うま」の語にあてたるは「味酒」「卷一」「一七」の例など集中におほし。さてこれは「アヤ」の枕詞にて「ウマクオリ」として味く織りたる綾の義にとりて「アヤ」の枕詞とせりといふなり。余思ふに、この「オリ」は體言の取扱を受けたるものと考へらるれば、上も「ウマキ」なるべし。卽ち「うまきおり」結構なるおり物」の「あや」といふ意より枕詞とせしならむ。

さてかく之を體言の取扱と見る時は、「うまざけ」「にひばり」「みかしほ」の如く四音にて呼掛の形にせるが古風にして強き感を與ふるを以て考の說に從ふをよしとす。

○文爾乏寸　「アヤニトモシキ」なり。「アヤ」は上の枕詞のかゝるは綾といふ織物なるが、こゝはただ「アヤ」といふ音の似たるのみにして、讃嘆の意をあらはす副詞の「アヤ」なり。上にあげたる卷

六の歌もまた同じ。かく「あやに」といふ語を以て形容詞に冠せしめて讃嘆の意をあらはせるは古語に屢見る所にして、その一二例をあぐれば、日本紀卷十四の歌に「據暮利矩能播都制能夜麻播阿野爾于羅賡波斯」この卷「一九九」に「言久毋綾爾畏伎」などなり。「トモシ」は卷一「五三」「五五」に既にいへる如く、うらやましき意あり、又めづらしく愛すべき意あり。ここは愛すべき慕はしき意にてのたまへりと見ゆ。上にあげたる卷六の歌にも「あやにともしく」と見ゆ。なほ「ともしき」の例は卷十四「三五二三」に「等毛思吉伎美波安須佐倍母我毛」卷二十「四三六〇」に「夜麻美禮婆見能等母之久可波美禮婆見乃佐夜氣久」など少からず。

○一首の意　この御歌既にいへる如く、第一段の末に脱落ありて意をなさず。その第一段の末に伊勢國とあるは天武天皇兵をあげたまひし時吉野よりいでて伊勢國桑名に滯在ましましことあるを思ひ出でたまひしならむが、若し、しかりとせば、それより、壬申の亂を經て、天下一統になり御治世の間をうたはれしものならむと思はるれば頗る長き歌となるべき勢なり。然るに、その中間の脱漏あるは傳ふるものの逸したりしものか、はたはじめよりこれだけに止まりしか。惟ふに夢中の詠なれば、その前後のみ習ひたまひて中間は習ひたまはざりしものならむ。かくて今の如きさまのまゝにて傳はり來りしならむか。

藤原宮御宇天皇代　高天原廣野姫天皇

○この御代の事及び天皇の御稱號の事は既にいへり。

大津皇子薨之後大來皇女從伊勢齋宮上京之時御作歌二首

○大津皇子薨之後　大津皇子の事は上にいへり。この皇子に死を賜へる事は朱鳥元年十月戊辰朔庚午(三日)なることは日本紀に見えたり。

○大來皇女從伊勢齋宮上京之時　大來皇女は大伯皇女ともかき、大津皇子の同母の御姉にましまし、天武天皇の崩御と共に大來皇女の齋王の任は解かるべき筈なり。而してその京師にかへらす宮にして、伊勢多氣郡櫛田にありて歌などに多氣都とうたはれし地なり。齋王は天皇の大御手代とましますかたにして天皇の御代かはれば、その齋王も退きたまふべき制なり。されば、天武天皇の崩御と共に大來皇女の齋王の任は解かるべき筈なり。而してその京師にかへらしれは、日本紀朱鳥元年十一月にして、日本紀に「十一月丁酉朔壬子(十六日)奉伊勢神祠皇女大來還至京師」とあり。卽ち十一月十六日に上京せられしが、その四十日ばかり前十月三日大津皇子は謀語田舍に於いて死を賜はりて既に世を去りてましましなり。而してこの御歌はその上京後まもなくよまれしものならむ。上の「一〇五」、「一〇六」の歌と併せて味ふべし。

(一六三)

神風之伊勢能國爾母有益乎奈何可來計武君毛不有爾。

○神風之伊勢能國爾母　これのよみ方は上にいへるにて知るべし。

○有益乎　「アラマシヲ」とよむ。この「アラ」は在の意なり。さてかくマシにて結べるものは必

ず上に假定假設の條件あるべき語格なれば、かくの如き事ならば京に歸らずして伊勢國にそのまま居らましものを」となり。以上一段落。

○奈何可來計武　舊訓「ナニニカキケム」とよみたるを考に「ナニシカキケム」とよめり。「ナニニカ」といふ事不都合なりといふにあらねど、集中の假名書その他にて必ずかくよむべしと主張するに足るべき例を見ず。而して一方に於いて卷七「一二五一」に「何師鴨川原乎思努比益河上」卷十一「三五〇〇」に「何然公見不飽」卷十五「三五八一」に「奈爾之可母奇里爾多都倍久奈氣伎之麻左牟」卷十七「三九五七」に「奈爾之加母時之波安良牟乎」卷十八「四一二五」に「奈爾之可母安吉爾之安良禰波許等騰比能等毛之伎古等」又卷十二「二九八九」に「今更何牡鹿將念」などを見るときは「ナニシカ」とよむことの根據あるをさとるべし。さてその「シ」は强めの助詞なり。

○君毛不有爾　古來「キミモアラナクニ」によみ來れり。然るに檜嬬手には「キミモマサナクニ」とよむべしといひ、古義は「有」を「在」の誤として訓は「マサナク」とせり。按ずるにこの「君」は大津皇子をさしたまへり。「アラナクニ」の「なくに」は上「九七」にいへるが、「キミモアラナクニ」といふ語の事は「一五四」にいへり。

○一首の意　わが愛し慕ひ奉る君も今は此世におはしまさぬに、何故に遙々とこの京にわれはかへりし事ぞ、かくあらむには伊勢國にそのままに止まり在るべかりしものをとなり。上京してはじめて皇子の事をききたまひしか、若くは前にきかれし事なれど、上京して後その感ひしひしと思ひ出でられてよまれしならむ。

（一六四）

欲見、吾爲君毛不有爾、奈何可來計武、馬疲爾。

○欲見　舊板本「ミマクホリ」とあれど、古寫本に「ミマホシミ」とよむあり、（金澤本、類聚古集、古葉略類聚鈔等）「ミマホシク」とよむあり。（細井本）本集卷十七「三九五七」に「見麻久保里念間爾」又卷十八「四一二〇」に「見麻久保里於毛比之奈倍爾」とある假名書の例によりて「ミマクホリ」とよむべきなり。その意は見むと欲するなり。「ホリ」は「ホル」といふ古き動詞の連用形なるが、卷四「七六六」に「路遠不來常波知有物可良爾然曾將待君之目乎保利」日本紀卷十六の歌「拖摩儺羅磨婀我裒屢拖摩能婀波寐之羅陀魔」などにてその動詞の形と意義とを知るべし。

○吾爲君毛　舊板本「ワカセシキミモ」とよみ、金澤本等には「ワカオモフキミモ」とよめり。さて考は「ワカスルキミモ」とよみたるが、「爲」字は「オモフ」と訓すべき字にあらねば、「スル」又は「セシ」の方によるべきが、かく「ミマクホリ」より「ス」につゞくる今と同じ語遣の例は卷四「五六〇」に「生日之爲社妹乎欲見爲禮」卷七「一二〇五」に「欲見吾爲里乃」又「一二八二」に「見欲我爲苗立白雲」などあり。さてここは見むと現に欲する由なる意にとるときはその意切實なれば、考の說によるべし。

○不有爾　舊板本「アラナクニ」とよめり。古寫本には「マサナクニ」とよめるあり。古義檜嬬手又かくよめり。されど、これは「一五四」にいへる如く「アラナクニ」にて何の差支もなきことなり。さてここは意切れずして、下の句につづけり。

○奈何可來計武　上の歌にいへる如く「ナニシカキケム」とよむべし。文字も一致せり。

○馬疲爾　舊板本「ウマツカラシニ」とよみたり。古寫本中には「ウマツカラカシニ」とよめるもあれど、（大矢本、京都大學本、溫故堂本）「ツカラカス」といふ語遣は古きものと見えず、平安朝の中頃より後に流行せるものと見ゆれば隨ひ難し。玉の小琴には「本の儘に訓ても有べけれど、猶うまつかるるにとや訓ましし。さては愈古るかめり。」といひ、略解之に從へり。されどこれは攷證に「舊訓のままうまつからしにとよむべし。わが見んと思ふ君もいまはおはさぬものを、何しにか來にけん、ただ馬をつからすのみぞと也」といへる如く、舊訓をよしとす。「疲」を「つかる」とよめる例は靈異記中卷に「疲（都加禮弖）」とあり。されど假名書のものにて「ツカラス」とよめる例は未だ見ず。この「ツカル」は下二段活用にして之に對し四段活用の「ツカラス」といふ語のありうべきは「イユ」と「イヤス」「オクル」（後）と「オクラス」「カフ」（交）と「カハス」「カル」（枯）と「カラス」「キユ」と「キヤス」「クル」（暮）と「クラス」などの如く、一方下二段活用の語にして一方佐行四段として、その幹音をア韻にしたるものが、しかせしむる意をなす語としてあらはれたるを見るに、古も「ツカラス」といふ語ありしならむ。されば、その例證を知らねど、意によりて姑くかくよめり。さてこの馬を疲れしむといふ意にのたまへるは何の故ぞと考ふるに、齋王御出發又御歸京は群行といひて一部隊の旅行なるが、齋王は鷲輿丁左右兵衞府より各十六人出づ（御輿にて出でますものなれば御乘馬にはあらず、この馬は供奉の人々の乘馬、又駄馬もありしならむ。供奉の人々の乘馬の事は朝野群載四に載する「伊勢齋王歸京國々所課」の中に「近江國の下に「馬百匹、夫百人」又齋宮寮の下に「肥馬」とあり。（數を記さず）なほ延喜式齋宮式には「凡從行群官以下給馬主神司中臣忌部宮主

各二疋、頭四疋、助三疋、命婦四疋、乳母并女孃各三疋輿長及殿守各一疋云々」とあり。後世だにかくの如くなれば、この當時の御群行のさま想ひ見るべく、かくて「馬疲らし」にの意明かに認めらるべし。

○一首の意　わが都にかへりて相見むと思ふ君も今は御座さぬに、われは何しに都には來りしならむ。ただ徒らに馬を疲らしむるのみなるにとなり。その馬といふ語にはその馬につれての多くの官人はた馬夫の如きものまでをも含めり。上の御歌の意をくりかへして語を少しくかへたるなり。

移葬大津皇子屍於葛城二上山之時大來皇女哀傷御作歌二首

○移葬　文字の如くは今いふ改葬（卽ち一旦葬りたる墓を更に他に移し葬ること）の如くに見え、諸家亦多くその意として說けれど、必ずしも然らざること攷證にいへる如し。そは如何といふに、この移葬は假寧令にいへる改葬と同じ意と見ゆるが、その改葬といふ事は集解に「釋云改埋舊屍古記曰改葬謂殯埋舊屍柩改移之類」とありて、殯宮より屍を墓所に移して葬ることをさすなり。この移葬が喪のありしより多少の時日を經過することありしことは河內國古市村より出でし船首王後墓志（古京遺文所載）に王後が辛丑の年十二月三日に歿せしを三年を經て戊辰年十二月に殯葬せし由を載せ、因幡國府中の山中より出でし伊福部德足比賣墓志には和銅元年七月一日に歿せしを翌々年三年十月に火葬せしを載す。これらはその間二三年を經

たるものなるが、その近きものにては、石川年足墓志(攝津國島上郡荒神山出土)に天平寶字六年九月丙子朔乙巳に歿し、同年十二月乙巳朔壬申に葬れるあり。これらにて移葬といふことの一斑を知るべし。さて「屍」をば考に「オキツキ」とよめれど、「オキツキ」とは墓の事なればしかよむは非にして「カバネ」とよむべし。さてこの御葬事は史に明記せず。

○葛城二上山　葛城山の一部なる二上山といふ義なり。いまは葛城山と二上山とは別とせられど、もとは總稱して葛城山といひしなり。その二上山とは、葛城山脈の北部にあたる部分にして、專ら葛城山といふは葛上郡に屬し、二上山は葛下郡に屬せり。この山は大和志葛下郡に「在當麻村西北半跨河州兩峯相對一曰男嶽一曰女嶽北有小峰呼銀峯南有瀑布高丈餘有古歌」と見え、又「二上山墓」については「在二上山二上神社東」と見ゆ。これ大津皇子の御墓なりといふ。

○大來皇女哀傷御作歌二首　上の大來皇女なるが、この歌は上の歌と相連なれりと見るべし。

(一六五)　宇都曾見乃人尓有吾哉從明日者二上山乎弟世登吾將見。

○宇都曾見乃　「ウツソミノ」とよむ。「ウツソミ」は「現シ身」の義なるが、音の轉訛によりてかくなれり、「ウツセミ」といふも同じ。

○人尓有吾哉　文字のままならば「ヒトニアルワレヤ」とよむべく、古來しかよみ來れるが、考に「ヒトナルワレヤ」と改めたり。意は同じけれど今音調の上より考に從ふ。「ヤ」は疑の助詞にして下にかかれり。

○從明日者　「アスヨリハ」とよむ。意明かなり。今日ここに弟の命の墓を設けたれば、の意を含めて考ふべし。

○弟世登吾將見　舊板本「イモセトワレミム」とよめるが、古寫本中には「弟世」を多く「茅世」とかき從つて「チヨト」とよめり。又代匠記には「チヨトセ」かといひ、考には「イモセトワガミム」か又は「弟世」の誤にて「ナセトワガミム」かといひ、古義には「吾世」の誤にて訓は「ワカゼ」とよむべきかといへり。案ずるに「茅世」といふ文字意をなさぬのみならず之を「チヨ」とよみても意通らねば、なほ「弟世」の文字に誤なしと認むべきが、「オトセ」といふ語の存せし證なく、語も雅ならねば、他のよみ方あるべし。又「弟」を「イモ」とよまむことも無理なり。新訓萬葉集には「イロセ」と訓めり。この語は本集に例なけれど、古事記上卷に素戔嗚尊が「吾者天照大御神之伊呂勢者也」と仰せられし事見え、又中卷神武卷に「其伊呂兄五瀨命」など見ゆ。これは古事記傳にいへる如く同母兄弟をいふ古語なれば、ここに適せるが故に「弟世」を必ずかくよむべしといふ確證を見ざれど姑く之に從ふ。「吾將見」は考の如く「ワガミム」とよむをよしとす。その故は上に既に「ワレ」とよみたれば一は重複を避くべく、一は「ワガ」といへる方の緊く下につづけばなり。

○一首の意　吾は現の人身にてあるに如何なる因緣ありてか明日よりはこの二上山をばわが兄弟と見むこととなれることよとなり。而してこの二上山は大和國中にて著しく誰の目にもつき易き山なれば、この終の「見む」といふことよく意とほれり。

（一六六）

礒之於爾、生流馬醉木乎、手折目杼、令視倍吉君之、在常不言爾。

○礒之於爾　「イソノウヘニ」とよむ。「礒」は「イソ」とよむが、その「礒」はもと水中にある岩石をあらはす文字にして今「イソ」とは主として海邊の岩石をさす語の如くに考へらるれど、その「イソ」といふ國語はもと汎く「イシ」と同じ義の語として用ゐしことは「石上」を「いそのかみ」とよめるにても知るべし。即ちここは「礒」の漢字の本義にあらずして「イソ」即ち汎く石をさせりと見るべし。卷十一「二四八八」「礒上立回香瀧心哀」卷十二「二八六一」に「礒上生小松名惜人不知戀渡鴨」などこの例なり。「於」を「ウヘ」とよむことはかつて萬葉集訓義考（アラバキ所載）にいへるが、その一二例をいはば、續日本紀卷一、大寶元年遣唐使の任命の記中に「山於億良」とあるは本集に作者として名高き「山上億良」にして和名抄河内國志紀郡の鄕名の「井於」も「ヰノウヘ」にしてこれを「爲乃倍」とよめり。又續紀天平神護二年四月の記事に「井於連」とあるも「ヰノヘノムラジ」なるべし。又續日本後紀承和十年十二月の條に見ゆる「井於枚麿」も同じ氏なるべし。又延暦の皇太神宮儀式帳には「於葺御門」「於不葺御門」又「於覆帛御被」とある「於」はみな「ウヘ」なり。その他靈異記などにも例あり。本集にも例多きがうち一二をいはば卷三の「二六一」の長歌の中に「大殿於」卷七「一二六三」に「木末之於者未靜之」卷十「一九一二」に「吾山之於爾」などなり。而してこれは法相宗の經論などにも行はれたるものにして、支那より傳はれる字義に基づくものにして、漫りに本邦人のよめるものにあらざるなり。さてこの「うへ」は「邊」の義なり。

○生流馬醉木乎　舊板本「オフルツツジヲ」とよめるが、古寫本中には「馬醉木」の旁に「アセミ」と注せるあり。考にはこれを「アシミ」とよみ、略解は「アシビ」とよみたり。この「馬醉木」といふものは集中に屢見ゆる所にして、又「馬醉花」とあるもその花をさせるなるべし。この馬醉木、馬醉花の字面漢土の書には見えねば本邦にて設けたる文字なるべし。さてこの馬醉木は如何なるものにして何とよむべきかといふに、上の如く「つつじ」とする說と「あせみ」又は「あしみ」或は「あしび」とよむ說とあり。その「ツツジ」とよむ說は和名抄に「羊躑躅」に注して「和名以波豆々之一云毛知豆々之」とあり、而してその物は本草注に「羊誤食之躑躅而死故以名之」とあるによりて馬も喰へば醉ふなるべしといふ推測に出でしものならむが、今本邦にある普通の「つつじ」は食ふとも醉ひも死にもせぬものなり。而して羊躑躅にあつべきは黃色の大輪の花さく今「きつつじ」といふものにしてこれこそ毒あれば、食ふべからざるものにして、しかもこれは恐らくは外來の植物たりと見ゆ。今本集にある馬醉木は山野に自生したる樣に見ゆれば、この羊躑躅にあらざるは明かなりとす。さて本集卷十に馬醉木とかける三首の歌は古今六帖に「あせみ」の條にのせいづれも「あせみ」とよめり。されば馬醉木は「あせみ」といふ物にあたると平安朝頃の人には、思はれしこと明かなり、然るに、萬葉集には假名書に「あせみ」とせるものなくして、假名書にせるには「あしび」とかけるもの屢見ゆ。即ち卷七「一一二八」に「安志妣成榮之君之」卷二「四五二」に「乎之能須牟伎美我許乃之麻家布美禮婆安之婢乃波奈毛左伎爾家流可母」又「安之婢」とかけるもの、（四五一二）（四五一三）あり。この「アシヒ」即ち馬醉木にして六帖の「あせみ」と同じものなるべしとい

ふ。この「あせみ」といふ木は「あせほ」ともいふ常綠の木にしてその葉は、毒ありて獸決して之を食ふことなし。而してこの木は大和山城の山野に汎く自生せるものなるが、その著しきは今奈良公園春日社頭などにある常綠の灌木と見ゆるもの卽ちこれなり。これはその神鹿も決して之を食ふことなきが故にいつも綠の葉を保てり。萬葉古今動植正名に「あしび」今名「あせほ」(漢名梫木)としてあげ、說いて曰はく「あせほの葉を煎じそそげば田の蟲を殺すべし。又馬に食はしむれば足痺れてつまづく故に馬酔木といふ。(云々)されど漢名にはあらざるなり。近山(著者山本章夫は京都人)に自生多し。春月花市へ花をきり出す。奈良春日山近傍殊に老木多きを見る。鹿この葉を食へば不時に角落つ。鹿も之を知り近づきよらぬ故人家庭園に多く栽うるは鹿を防ぐ用なりといふ。あしみ、又あせび、あせほといふ皆一物なり。」とあり。

○手折目杼　「タヲラメド」なり。「手折らむ」といふ句を「ど」助詞にてうけて下につづけたるものなるが、この「ど」は已然形をうくるものなるが故に「む」の已然形「め」より「ど」につづけたるなり。この詞遣は上の「クミニユカメド」(一五八)にいへり。

○令視倍吉君之　「令視」は「ミス」なり。この「ミスベキ」と「君」との關係は「君ニ見スベキ」といふべき場合のものにして、その君に見すべきものは上にいへる馬酔木なり。これを君に見せむと思へど、その見せたしと思ふ君がといふなり。この君は下の「在り」に對して主格なるものなり。

○在常不言爾　「アリトイハナクニ」とよむ。檜嬬手には「マストイハナクニ」とよみたれど、既に屢へる如く「君に對して在り」といふこと差支なき事なれば、必ずしも改むるに及ばざるべし。さてこの「在り」といふ語に對しての主格は「君」なること既にいへる如くなるが、かくいふと意義は一般世人をさすものと見るべし。而して「いはなくには」「いはぬにといふ人は一人もなしとなり。これを他の語にていへば君が此世にましますといふ人なしといひて間接に君の現世にあらぬ由をいはれしなり。或は思ふ。この「君が在りといはなくには」は君が、われここに在といはなくにの意ならずやと。かくする時は「在り」は君の語る語となり、「いふ」の主格は「君」となるべし。されど、かかる語づかひの他の例を參照するに、なほ、はじめの如く解すべきものと考へらる。先づ「君」といふも上に余がいへる見るに本卷「且今日且今日吾待君者石水貝爾交而有不言八方」(二一四)といふも上に余がいへる意義にとるべく、又古事記下卷允恭卷の歌に「麻多麻那須阿賀母布伊毛加賀美須阿賀母布都麻阿理登伊波婆許曾伊幣爾母由加米久爾袁母斯怒波米」又本卷十三に「眞珠奈須我念妹鏡成我念妹毛有跡謂者社國爾毛家爾毛由可米誰故可將行。」(三二六三)とあるも皆同じ趣にして「君」の主格に對して「いふ」を述格とせるものにあらねば、なほ上述の如く解するをよしとすべし。

○一首の意　今この岩の邊に生ひてある馬酔木を見れば、如何にも美しければ、手折りて家苞にせむと思ひしが、さて家にかへりて見せ奉りて共に悦ばむと思ふ君はこの世にましますといふ

ふ人は一人もなきことなるに。さてもかく花を見るにつけても何を見るにつけても君の御事の思ひ出でられ忘れ難き事なるよとなり。

右一首、今案不似移葬之歌、蓋疑從伊勢神宮還京之時路上見花感傷哀咽作此歌乎。

○感傷哀咽　「感」字流布本「盛」に作るものは誤なり。多くの古寫本「感」に作るを正しとす。

○　この左注誤れり。大伯皇女伊勢よりかへらせ給ひし折は十一月にして「アシビ」にしても「ツヅジ」にしてもその花の時にあらぬをや。されば代匠記は之を誤とし考は之を削れり。されど、古よりかくあるものなれば、ただ古人の思ひ誤りしものなりと認めて、そのままにさしおくを穩かなりとす。

日並皇子尊殯宮之時柿本人麿作歌一首并短歌

○日並皇子尊　こは「ヒナミシノミコノミコト」とよむべきなり。この尊の事は卷一「九」にいへり。

「日並」以下流布本上の左注の「乎」の下より書きつづけたるは誤なり。古寫本別行にせり。

○殯宮之時　「オホアラキノトキ」とよむべし。この皇太子は持統紀に「三年四月乙未皇太子草壁皇子尊薨」とあり。卽ち、その殯宮の事のありし時に人麿のよめりしなり。考には天皇の外は別に殯宮をせられぬ由にいへれど、攷證にも既に論せる如く、この歌にも「眞弓乃岡爾宮柱太布

座云々」とあり、又下の明日香皇女木乼殯宮歌にもその趣にあれば殯宮の實際に侍せしことは明かなり。

(一六七)

天地之、初時之、久堅之、天河原爾、八百萬、千萬神之、神集、集座而、神分、分之時爾、天照、日女之命、一云指上日女之命天乎波、所知食登、葦原乃、水穗之國乎、天地之、依相之極、所知行、神之命等、天雲之、八重掻別而、一云天雲之八重雲別而神下、座奉之、高照、日之皇子波、飛鳥之、淨之宮爾、神隨、太布座而、天皇之、敷座國等、天原、石門乎開、神上、上座奴。一云神登座爾之可婆　吾王、皇子之命乃、天下、所知食世者、春花之、貴在等、望月乃滿波之計、武跡、天下、一云四方之人乃、大船之、思憑而、天水、仰而待爾、何方爾御念食可、由縁母無、眞弓乃岡爾、宮柱、太布座、御在香乎、高知座而、明言爾、御言不御問、日月之、數多成塗、其故、皇子之宮人、行方不知毛。一云刺竹之皇子宮人歸邊不知爾爲。

○天地之　「アメツチ」ノとよむ　天を「アメ」地を「ツチ」とよむは古言にして、之を相對していへる假名書の例は、卷五「八〇〇」に「阿米弊由迦婆奈何麻爾麻爾都智奈良婆大王伊麻須」とあり。之を合せて「メッチ」といひしなるべきが、その例は「天地」とかける甚だ多けれど、よみ方の確證としかぬれば、假名書の例をあげむに、卷十五「三七五〇」に「安米都知乃可未乎許比能美奈我久等曾於毛布」などあり。

○初時之　流布板本「ハジメノトキシ」とよみたるを萬葉考に「ハシメノトキノ」とよみ、玉の小琴は
これを否定して「シ」を「ノ」とよしといへり。その「シ」か「ノ」かは後に說く事とし、先づ「初時」をよむことを
いふべし。「天地の初の時」とは古事記の冒頭に「天地初發之時」とあると同じく「アメツチノハジメ
ノトキ」とよむべし。天地開闢の時といふに似たり。卷十「二〇八九」に「乾坤之初時從」卷十九「四
二一四」に「天地之初時從」などみなこの例なり。さて下の「之」を「シ」とよむべきか「ノ」とよむべきか
といふに、之を「シ」とよむ時は、その「シ」は係り詞と殆ど勢力を等しくするものにして、多くは下を
「ば」にて條件を示す形にするか然らずば、終止をなすを常とす。これは本集にても、又古今以後
にても、大差なき用法たり。然るにここには「シ」とよむ場合にそれに對應すべき語法は全くな
きなり。さればこれは考の如く「ノ」とよむべし。この「の」は同じ趣の體言を重ぬるものにして、
上の歌「一六一」にいへる「向南山陣雲之青雲之」卷三「三七二」の「春日乎春日山乃高座之御笠山爾」同
卷「四二〇」の「天地爾悔事乃世間乃悔言者」卷五「八九二」の「風雜(雜)雨布流欲乃雨雜雪布流欲波」卷九
「一七六六」の「左手乃吾奥手爾」卷十三「三三二九」の「白雲之棚曳國之青雲之向伏國乃天雲下有人者」
同卷「三三一」の「隱來之長谷之山青幡之忍坂山者走出之宜山之出立之妙山叙」などの例にして
これは

天地初發時之

久堅之天河原爾八百萬千萬神之神集集座而神分分之時爾

と相重ねしこと著し。ただかく認むるに迷ひを生じ易きは、他の例は上下略、同じ語數にて對

をなせるに、これは上下の間に長短の差甚しきによるものならむ。されど、かく長短の二句を
相對せしめし所に人麿の手腕の存するなり。この「之」をかかぬ古寫本(金澤本等)一二あるによ
りて「之」を除きてよまぬ說もあれど、多くの古寫本にあれば、古より有りしなるべく、又除きたる
よりも有りたる方歌の調も、歌の意も調ふものなれば除くは不可なりとす。(なほこの事は雜
誌「奈良文化」に詳論せり。)

○久堅之　「ヒサカタノ」　天の枕詞とす。その意義は、卷一「八二」にいへり。

○天河原爾　古來「アマノカハラニ」とよみ來りて異論なし。然れど、「天」を「ノ」につづくる場合には
特別の場合の外は「アメノ」とよむべしとする本居宣長の論法よりせば、ここも「アメノカハラ」た
るべきこととならむ。されど、これは古より異論なきこと上述の如くなるが、卷十「二〇九二」に
は「天之河原」とかきたるあり。元來これは古事記上卷に「是以八百萬神於天安之河原神集神集
而」とあるに同じ事をいへるものなるが、この「あまのかはら」といふはそのさす所は今もいふ「あ
まのかは」のかはらなるべきが、その「あまのがは」は萬葉にも頻繁に出づる詞にして之を假名書
にせる例としては卷十五「三六五八」に「安麻能河波」卷二十「四三一〇」に「安麻能河波」などあれば「あ
まのかはら」とよみて古來のよみ方の不當ならぬを思ふべし。

○八百萬千萬神之　「ヤホヨロヅチヨロヅガミノ」とよむ。「八百萬」と「千萬」とは數の極めて多きを
いひて對したるまでにして深き意なし。古事記に「八百萬神」といへるもおなじ。

○神集座而　舊板本「カミアツメアツメイマシテ」とよめり。然るに契沖は代匠記の初稿に「カン

ツトヒツトヒイマシテ」とし、清撰に「カムツマリツマリイマシテ」とよめり。ここに「集」字の訓を考ふるに「アツメ」「ツトフ」の訓はあれど「ツマル」といふ訓はあるべきにあらねば考の說は先づ從ひ難し。次に「アツメ」も「ツドヒ」も共によまるべきさまなれどここは古事記上卷の上に引ける文と同じ事をいへるにて用字も「神集集而」とありて殆ど同じければ同樣の事をさすのみならず同樣の詞遣を爲せるものにして、その基づく所は恐らくは同一の舊辭によれるものならむが古事記にはそこに注して「訓集云都度比」とあれば「アツメ」とよむは從ふべからざるを見る。次に「ツドヒ」と「ツドヘ」とにては所謂自他の違ひあるものにして、古事記に「都度比」と注せるはこれ神々の御心としてみづから集られしことを示すとある如く主腦者ありて、神を召集したる事となる。かくては古事記の「都度比」と注せる趣意徹らずといふべし。されば、ここも古事記と同じ趣にて「ツドヒ」とよむべきなり。次には「ツドヘニツドヘ云々」と契沖のよめる如く「ニ」助詞をその連用形に加ふべきか否かといふことなるがかく「に」助詞を加ふることはその上を修飾格にする爲の一の語法なるが、しか「ニ」を加へずとも語の資格には差なきものなりとす。ここに似たる例は下の「神分分之時」もあり、又この卷「一九九」に「神葬葬伊座而」卷十三「三二四」に「神葬葬奉而」などあるが假名書にてかくあるべきを示せる確なる證は古事記中卷神功皇后の御歌に「加牟菩岐本岐玖流本斯登余本岐本岐母登本斯」とあるなり。これは日本紀の同皇后の御歌として同樣に傳へたり。ここにては「ニ」を加ふる方五音となりてよかるべきに、四音のまま一句とせり。卽ちこの形の言葉が古語の一格として存せしを見るべし。又古事記上卷に「伊都能知和岐知和岐弖」とあり。さて又上の「神」は上の「カムホギ」の例によりて「カム」とよむべきこと知らる。かく「神」といふ語をここに冠するは神のしわざなればなり。

○神分分之時爾　舊板本「カムハカリハカリシトキニ」とよめり。代匠記には「カムハカリニハカリシトキニ」とよみ、又「カムワカチニワカチシトキニ」といひ、古義に「カムアガチアガチシトキニ」とよめり。かく種々のよみ方あるはこの「分」字のよみ方に基づくものにして「分」を「ハカル」とよむか「ワカツ」とよむか「クハル」とよむか「アガツ」とよむかといふ問題の存するなり。而してこれらのよみ方はいづれも分字の訓として成立ちうるものなるが、その意義よりいへば「ハカル」とよむと「ワカツ」「クハル」「アガツ」とよむとの二大別を見る。卽ち「ワカツ」も「クハル」も「アガツ」も畢竟同じ義に落つるものにして神を分ち配る意なるべし。然るに、古典を通じて神々が天の河原にて會議して、神々を分ち配るといふことを議したりといふことは未だ曾てきかざる所なり。この故にこれらのよみ方は信をおきがたし。さて「分」を「ハカル」とよむことは證ありやといふに、字鏡集には「ハカル」の訓を加へたれば、これは事物を判別する意に用ゐたりと思はる。而して、こは大祓詞に上にも引ける如く「神議議賜氏」とあると同じ事をいへるものなるべきが、ここは上の例と同じく「カムハカリ」をいひて下に「ニ」を加へぬものなるべし。

○天照　「アマテラス」とよむ。「テラス」は照の敬語なること上來屢いへる如し。天に照りたまふの義なり。

○日女之命　舊本「ヒナメノミコト」とよみたれど「ヒナメ」といふ語あるべくもあらず。代匠記に「ヒルメノミコト」とよめるに從ふべし。今「ヒル」といはば「晝」の字に限るやうに思はるれど「日」をも「ヒル」とよむことも古語なりと知るべし。日本紀第一の「生日神號大日孁貴」とある自注に「大日孁貴云於保比屢咩能武智」と見ゆ。この「オホヒルメノムチ」卽ちこの神なるが「日孁」を「ヒルメ」とよむにて「日」を「ヒル」とよむことも古語なりと知るべし。さてこの「ヒルメノミコト」は卽ち天照太神を申せり。

○一云指上日女之命　こは一本に上の二句をかく書けりといふなり。「日女之命」は本行と同じきが「指上」とある點の異なるなり。これは古來「サシノボル」とよみ來れるが童蒙抄には「サシアグル」とよめり。されどこれはかの朝日の豐榮登などとおなじく朝日の上るをいひたるなるべければ古來のよみ方をよしとすべし。而してこれは「日」の枕詞とせるものなるべきが歌としては本行の方すぐれたり。

○天乎波　舊板本「アマツヲバ」とよみたれど「アマツ」の「ツ」は「ノ」に似たる助詞にて下に名詞の來るべき語遣なるをここには名詞の取扱としたるものとなるべきが、かかる事は古來なきことなれば從ふべからず。童蒙抄には「ミソラヲバ」とよめるが、かくせば五言の一句となるべけれど「天」を「ミソラ」とよまむは無理なり。考には「アメヲバ」とよみ古義には「波」は「婆」の誤にして「アメヲバ」とよみたり。按ずるに「婆」とかける古寫本は金澤本以下少からねば、それによりて「ヲバ」とよむことは異論なきことなれど「波」を「バ」に用ゐる例本集に少からねば必ずしも誤りといふべからず。而してここは考の如く「アメヲバ」と四言一句とすべし。

○所知食登　舊板本「シロシメサムト」とよみたり。されどここに「ム」に相當する文字なければ、かくよむは無理なり。考には「シロシメシヌト」とよみたり。これも亦「ヌ」にあたる文字なきのみならず「ヌ」と決定的にいはむは不可なれば從ふべからず。玉の小琴には「シロシメスト」とよみたり。これは六言なれどまづ難なし。六言一句の例は本集中に少からず、一一あぐるに及ばざるべし。さてこの「所知食」を「シロシメス」とよむこと不可なるにあらねど、萬葉集中これに相當する語の假名書なるはいづれも「シラシメス」なること卷一「二九」にいへる如し。卽ちここも「シラシメスト」とよむべきなり。天照大神の高天原を知食すべき由天神の事依さしたまひし事紀記に見ゆ。古事記上卷に「其御頸珠之玉緒毛由良邇取由良迦志而賜天照大御神而詔之。汝命者所知高天原矣事依而賜也」とあり。「ト」は後世「トテ」といふに當る語遣なり。

○葦原乃水穗之國乎　「アシハラノミヅホノクニヲ」なり。こはわが日本國をさせるなるが、その語の義は葦原とは本居宣長の「いと〳〵上つ代には四方の海べたはことごとく葦原にて其中に國所はありて上方より見下せば葦原のめぐれる中に見えける故に高天原よりかくは名づけたる也」といへる如く、水穗國の水は借字にしてみづ〳〵しき意、穗は稻穗にて稻のよく熟りてすぐれたる國なれば水穗國といへるなり。古事記上卷に「豐葦原之千秋長五百秋之水穗國」

とあるはこの語をうるはしくいひたるなり。

○天地之　「アメツチノ」にして上にいへり。これは、實際の天と地とをさせり。

○依相之極　舊訓「ヨリアヒノカギリ」とよめり。古寫本中には「ヨリアヒシカギリ」(神田本)又「ヨリアヒシキハミ」(京都大學本)とよめるあり。管見には「ヨリアヒノキハミ」とよめり。この語の例は卷六「一〇四七」に「天地乃依會限萬世丹榮將往迹」卷十一「二七八七」に「天地之依相極玉緒之不絕常念妹之當見津」などなるが、「限」は「かぎり」とも「きはみ」ともよまるるが、「極」は「きはみ」とはよまるれど「かぎり」とは古來よまねば、これは「キハミ」といふ語をあらはしたるものと見ゆ。さてその上を「シ」とするか、「ノ」とよむかといふに上を用言と見れば「シ」とすべく、體言と見れば「ノ」とすべきが、若し、用言とせば、天地の既に依り相ひしこととなるべきが、この語の意は考に「すでに天地の開わかれしてふにむかへて又よりあはむかぎりまで久しきためしにとりぬ」といへる如く、天地のはじめを開闢といふに對して天地が相依り相ひ區別なく再び混沌の狀に復らむ時をさせるものなれば、ここは體言の取扱を爲すべきなり。されば「ヨリアヒノキハミ」とよむ八言の一句なりと見ゆ。開闢の昔、永遠の過去に對してこれは天地の再び依相はむ時のきはまりまでもいひて、畢竟無終の永遠の未來までといふことをあらはし、以て寶祚の「當與天壤無窮者矣」といへる日本紀の一書の說と同じ思想をあらはせるなり。而してこの一語のみにてわが、國民思想の抽象的にあらずしてしかも永遠の未來をいかによく具象にいひあらはしうるかに着眼すべし。

○所知行　舊來「シラシメス」とよみ來れり。考には「シロシメス」とよみ、玉の小琴に「シロシメセ」とよめり。この語は「シラシメス」とよむべきことは上にいへる如くなるが、その末を「メス」とよむと「メセ」とよむとによりて文意に大なる差を生ず。「メセ」といふ時は命令の語法にてここにて切るると共に次の神にはつづくことなくなり、その意支離滅裂となるべし。ここは、連體形にしてこの日本國を統治したまふ「神の命」と直ちに下につづけて之を限定せるなれば、「メス」とよむ外の方法なき筈なり。

○神之命等　「カミノミコトト」とよむ。卷一「二九」に「神之御言」とかけるにおなじ。この神は事實上皇孫彥火瓊々杵尊をさし奉れるものなるが、言語の上にてはただ、天壤無窮の皇位にましますべき神としての義なり。「命」は尊稱語にして、「ト」は「トシテ」の義にして文勢は下の「神下」につづけるなり。

○天雲之八重搔別而　「アマクモノヤヘカキワケテ」なり。天雲は天の雲なり。「八重」の「八」は多數をいへるにて幾重も重れるなり。さてこれは先づ「天雲の八重」とつづけて見、それをかきわけてと解すべきなり。「天雲の八重」とは「天の八重雲」といふに殆ど同じく八重にかさなれる天雲をさすものなるが、かく實體を先にし、その數量を後にしてその間を「の」にてつづくる語法は古今に通ずる語格の一なるが、そが意味はその下の數量に重點をおくによりてかかる語格をなせるものにして、ただ語を上下におきかふるに止まるものにあらず。さてこの事は古事記上卷に「押分天之八重多那雲而伊都能知和和岐知岐弖於天浮橋宇岐士麻理蘇理多多斯弖天降坐」

于筑紫日向高千穗之久士布流多氣」日本紀卷二に「且排分天八雲」と見え、大祓詞に「天之八重雲乎伊頭乃千別ニ千別ク」とあり。天の雲の幾重ともなく重なりたるをかきわけて天降ありしをいふ。

○一云天雲之八重雲別而　こは一說には「アマクモノヤヘグモワケテ」とありとなり。意は異なる事なけれど、修辭はこの方拙なり。

○神下　舊訓「カミクダリ」とよみ神田本などに「アマクタリ」とよみ、代匠記には「カムクダリ」とし、考に「カンクダリ」檜嬬手に「カンクタシ」とせり。先「アマクダリ」とよまむは理なきことなれば從ふべからず。而して、ここは神の御はからひとして皇孫を此の國に下し給ひしなれば「カムクダシ」とよむべきなり。「クダシ」の上を「カム」とよむは、上の「神集」と同じ。

○座奉之　舊訓「イマシツカヘシ」とよみ、考には「イマシマツラシ」とよみ、玉の小琴に「イマセマツリシ」とよみ、摺解に「イマシマツリシ」とよめり。先づ、奉を「ツカヘシ」とよむは例なきことなれば、從ひ難く「奉之」を、マツラシ」とよむも字面の上にて無理なるのみならず、奉らせたまふの義なるべければ義をなさず。「奉之」は疑もなく「マツリシ」とよむべきなるが、「奉ル」は他に對していふ敬語なれば、上を「イマシ」といひては自他の違ひあれば、玉の小琴の如く「イセセマツリシ」とよむべきなり。その語例は卷十五「三七四九」に「比等久爾爾伎美乎伊麻勢弖」とあるにて見るべく、下二段活用の語にて令座の意をあらはせるなり。

○高照　上に屢いへり。

○日之皇子波　舊本「ヒノワカミコハ」とよみたれど、ただ「ヒノミコハ」とよむべきは卷一「四五」にいへるが如し。日の皇子と申すは主として御代々の天皇さては皇太子をも申すなり。ここは日並知皇子尊をさし奉るなり。文意はこの「は」より數句をへだてて「天原石門乎云々」につづくべきなり。

○飛鳥之淨之宮爾　舊訓「アスカノキヨメシミヤニ」とよめり。文字「キヨメシミヤ」とよまれざるにあらねど、これは「キヨミハラノミヤ」なること明かなれば、契沖が「キヨミノミヤ」とよめるに從ふべし。玉の小琴には「飛鳥」を「トブトリノ」とよみたれど、かくせば、それは枕詞として用ゐしもののといふべきこととなる。然るにここは實地の地名をさせるものなれば、明日香とよむべきなり。「飛鳥」は元來「アスカ」の枕詞なるを後に地名の「アスカ」にあつる樣になりしことは、春日は元來「カスガ」の枕詞なるを地名の「カスガ」にあつる樣になりたると同じ關係なり。而して「飛鳥」を「アスカ」の地名をあらはすに用ゐたることの古き證は古事記に「近飛鳥」また「遠飛鳥」などかけるにて明かなり。このアスカノキヨミノ宮は卽ち天武天皇の定められし都にして、持統天皇も引つづき之に座し、この薨去當時、持統天皇はなほこの都におはしたりしなり。

○神隨　舊訓「カミノママ」とよみなれど、考に「カンナガラ」とよめり。正しく「カムナガラ」とよむべきなり。語の意は卷一「三八」「三九」等に既にいへり。「神隨」とかくことは卷一「五〇」にいへり。

○太布座而　「フトシキマシテ」とよむ。その意は卷一「三六」にいへり。

○天皇之　舊訓「スメロギノ」とよめり。古寫本中には「スベラキ」とよめるあり(神田本等)されど、「ス

メロギ」とよむをよしとす。この語の事は卷一「二九」にいへり。

○敷坐國等　「シキマスクニト」とよむ。「シク」は至り及ぶ意をあらはす語にあらずして上の「フト・シキマシテ」の「シク」にして、「シリ」と同語たること、卷一「三六」にいへるが如し。「ト」は「トシテ」の意なり。この國土は今の天皇のしりますべき國として日並知皇子尊はここをさりて天に昇り給ふといふ意なり。

○天原　「アマノハラ」とよむ。上「一四七」に見えたり。この語は下の「石門」に對してその所在の場所をあけたるなり。

○石門乎開　古來「イハトヲヒラキ」とよめり。然るに玉の小琴には「開」は「閉」の誤にして「イハトラタテ」とよむべしとせり。その說に曰はく「三卷四十五丁に豐國の鏡山之石戸立隱にけらし」(四一八)とある類也。開と云べき所に非ず。石門を閉て上ると云ては前後違へるやうに思ふ人有べけれど、神上りは隱れ給ふと云に同じ。」といへり。されどこれは、攷證に「門は出るにも入るにも開くべきものなれば、本のままに開としていへる如くこの國土より高天原にのぼり座といふによりて門を開きて入りたまふ義とせるなれば誤にはあらざるのみならず、この所に誤字ある本一もなきなり。さてこゝの石門とは古事記上卷に「天石屋戸」と見え、日本紀卷二に「引開天磐戸」と見ゆるも同じ意にして「イハ」は堅固なるをたとへて添へたるものにして石製の物といふ意の語にてはあらず。門を「ト」といふも「戸」と同じ語なり。(漢字にても門は両にて戸を左右より向ひ合せたるなり)天上にて神のおはす所の戸を開きてその所に入りたまふといふ語を用ゐて、神上りたまふさまを想像していへるなり。

○神上上座奴　舊本「カムアガリアガリイマシヌ」とよめるを考には「カムノボリノボリイマシヌ」とよめり。上は「ノボリ」とも「アガリ」ともよまるべき字なるが、古事記日本紀には崩字を「カムアガリ」とよめるに照して考ふるにここは皇太子の薨去なれど、同じく「カムアガリ」とよむべきを知る。かく高貴の人の死歿をば神となりて天に上り給ふが故なりと考へもし、又しかいふ事は古の姿なり。さて又この「イマス」をば「常の居る事を座といふとは少しことかはりて行ます事をいへる也」と攷證に論じたるによりて往々この說に從ふ人も見ゆれど、それらの例としてあげたるものは古事記中卷の「佐々那美遲袁(ササナミヂヲ)、須久須久登和賀伊麻勢婆(スクスクトワガイマセバ)」卷十五「三五八七」の「多久夫須麻(タクブスマ)新羅邊伊麻須(シラギヘイマス)」などすべて、その語一にて實質語として用ゐらるゝ場合のものなり。然るにここは上に「アガル」といふ實質用言ありてその意を具體的に示し「座ス」は敬語としてそはれるのみにして意輕きものなり。すべて敬語は形式用言として取扱はるべき特性あるものなり。以上にて第一段とす。

○一云神登座爾之可婆　これは異說にこの二句を「カムノボリイマシニシカバ」といへりといふなるが「シカバ」とありては下につづくさまにて文勢ととのはず。本行をよしとす。

○吾王皇子之命乃　「ワガオホキミ、ミコノミコトノ」とよむべし。「吾王」を舊訓「ワカキミ」とよめるは非なること及びその意は卷一「三五」「三六」等に既にいへり。「吾王」とは親しみて申し上ぐるな

り。さて卷三に穗積皇子の薨じたまへる時の歌にも「吾王御子乃命」(七五八)「吾王皇子乃命」(四七八)とあれば、ここの「皇子命」は皇太子をいふに用ゐる爲に一の語となれるものとは異にして、その「命」はただの敬語にして妹の命、父の命、母の命などいふにおなじきこと攷證の說の如し。さてこは主格にして下の「天下所知食世波」にかゝる。

○所知食世波　舊訓「シラシメシセバ」とよめり。神田本には「シラシメマセハ」とよみたれどその「シラシメス」とよむをよしとすること屢いへる所なり。「セバ」の「セ」は「キ、シ、シカ」の未然形にして假設條件を示す。されば若しも天下を知食し給ふとせば、の意なり。これこの尊皇太子として天下の政事にはあづからせ給ひつれど、卽位なくして薨ぜさせ給ひつればかくいへるなり。

○春花之　「ハルバナノ」とよむ。枕詞なりといふ說もあれど、事柄を形容せる語にして枕詞にあらず。春の花のめでたくうるはしきが如く貴からむとつづけたり。

○貴在等　舊板本「カシコカラムト」とよみたれど「貴」字に「カシコシ」とよむ由なければ諸家の說紛々たり。代匠記には初め「タノシカラン」とよみたれど、「貴」を「タノシ」とよむも無理なれば、別に「タフトカラント」かといふ一說を加へたり。考には貴は花にいふことばにあらずとして「貴」の字にあらためて「メデタカラント」とよみたり。されど「貴」字いづれも一致して別に誤字なりといふべき證もなければ、これも從ひがたし。「貴」は本來「タフトシ」とよむ文字なること明かなるが、かくよむことは古寫本にも往々ありて、神田本に「タフトクアラント」京都大學本には「タフトクアラント」「タフトカラムト」の二訓をあげたり。玉の小琴には之につきて「たふとからむと訓べし。たふときと云ことは古はめでたきことにも多く云り。貴の字に拘りて只此字の意のみと思べからず。此事古事記傳に委く云り。」といひてより一定の事になれり。元來「たふとき」といふ語は「フトシ」といふ語に「タ」を冠したるものにしてその「太シ」は豐かに美はしき意などをあらはせる語なれば、春花のたゝしといふは不條理にあらぬなり。その例は古事記上卷に「斯良多麻能伎美何余曾比斯多布斗久阿理祁理」などにて知るべし。次「貴在」を「タフトカラム」とよまむは文字足らぬさまなるが、これは次の「滿波之計武跡」に對して「ム」といふ複語尾を含めてよむべきを考ふ。萬葉集又古事記などの古典中往々かく同樣の句を並べかける場合に一方にそれをあらはすとき他の句にて簡略に書けることあり。たとへば、

美籠母乳　美夫君志持　(卷一「一」)

隱障倍之也(卷一「一七」)　可苦佐倍思哉(卷二「一八」)

檜乃嬬手　眞木乃都麻手　(卷一「五〇」)

の如し。されば、これも下の句に照して「タフトカラムト」とよむべきならむ。さてここは皇太子の治世の春花の榮ゆる如くにあらむと期待せしをいへるなり。

○望月乃　「モチツキノ」とよむ。和名抄「此間云望月毛知豆岐」とあり「滿月」の義なりといへり。十五夜の滿月をさせり。さてこれも枕詞なりといふ說あれど、上の春花とおなじく事柄を形容していへるにて枕詞にあらず。かくてこれは春の花に對して秋の滿月をさせるなり。

○滿波之計武跡　舊訓「ミチハシケム」とよみたり。されど「ミチハシ」といふ語あるべくもあらねば從ひがたし。滿は「足」なれば「タラハシケム」ともよむべけれど、契沖が卷十三の挽歌に「十五月之多田波思家武登(三三二四)」とよめるにあはせて「タタハシケム」とよむべしとしてより動かぬ說となりぬ。「タタハシ」といふ語は靈異記の上の訓注に「偉タヽ波シ久」とあるが、その本文は「天皇見之恐、偉進幣帛令還落處」とあり。又同中卷にも「偉」に「タヽハシク」の訓注ありて、その本文は「聖武天皇代、衣女得病時、偉備百味祭門左右賂於疫神而饗之也」とあり。又新撰字鏡には「傀」に「太々波志」の訓あり。これはその注に「惟也、美也、盛也」と見ゆる、その盛字の注に相當するものなるべし。なほ新撰字鏡十二卷本には「僂」字にも「太々皮志」の注あれど、これは「偉」と「僂」とを混同したるものなるべし。さて「傀」は廣韻に「天皃」增韻に「偉大也」とある義にて盛大の貌なるべし。かくて「タタハシ」はもと「堪ふ」といふ語を形容詞に化せしめたる語にて、その「堪ふ」は事物の滿ち足らひたることをいふ語なれば滿の字の義に合せり。次に「タタハシクム」は「タタハシカラム」を約めたる語にして「タタハシクアラム」の意なり。

以上四句は二句づつ對をなせるが二の「と」にて相對して下の「思ヒ」につづくるなり。

○天下　「アメノシタ」にして異なる意なし。

○一云食國　天下を一說に「テスクニ」とありとなるが、考にはこれをよしとせり。されど、本行にて不可なることなきなり。

○四方之人乃　「ヨモノヒトノ」とよむ。國中いつれの人々もの意なり。

○大船之　「オホフネノ」とよむ。「たのむ」の枕詞なり。船の大なるものは海上にてはただ一のたのみとするものなればなり。例は甚だ多く一一あぐべからぬが、一二をいはば、この卷(二〇七)に「大船之思憑而」卷四(五五〇)に「大船之念憑師君之去者」卷五(九〇四)に「大船乃於毛比多能無爾」などあり。

○思憑而　「オモヒタノミテ」とよむ。童蒙抄に「オモヒヲカケテ」又は「オモヒヲヨセテ」とよみたれど、舊訓のままにてよし。「憑」は「タノム」とよむ字なるのみならず、卷十三(三三〇二)の「大舟乃思恃而」の如きは「オモヒタノミテ」とよまむ外なきのみならず、上にもあげたる卷五(九〇四)の「大船乃於毛比多能無爾」の例などにて「オモヒタノム」といふ語のありしことを明かに證するといふべし。こは此皇太子の卽位ましなばいかに政のめでたからむと思ひ、如何に事物のよく滿ち足らひなむと思ひて信賴してといふ意なり。

○天水　「アマツミヅ」とよむ。天より降る水にて雨をさすなり。天水を乞ふが如くの意にて下の仰ぎて待つにつづくものなるが、從來これを枕詞としたれど、枕詞の性質を有するものにあらずして明かにこの歌の意に關係を有せり。次にいふべし。

○仰而待爾　「アフギテマツニ」とよむ。卷十八に「天平感寶元年閏五月六日以來の旱」あり六月朔日に雨雲の氣を見て大伴家持のつくれる歌に「彌騰里兒能知許布我其登久安麻都美豆安布藝弖曾麻都(四一二二)」とあるは實際に雨を乞ひたる情をうたへるものなり。ここは大旱に天を仰ぎて雨を乞ひてその降るを待つが如くにその御卽位の時を仰ぎ待つにといふなり。卽ち

天水は枕詞にあらずして、天ヲ仰ギテ天水ヲ待ツガ如ク」と一旦形容して、更にその御即位の時を仰ぎ待つにといへるなり。

○何方爾御念食可　「イカサマニオモホシメセカ」なり。この語は巻一「二九」この巻「一六二」に既にいへり。

○由縁毋無　舊訓「ユエモナキ」とよみ、代匠記には「ヨシモナキ」とよみ、王の小琴には「ツレモナキ」とよめり」。これは下に「所由無佐太乃岡邊」(本巻「一八七」)とあるも同じ趣の語なるが、これらはいづれも、その殯宮葬所をさせる語遣なり。而してかかる場合のものを假名書にせるを見るに、巻三「四六〇」に「都禮毛奈吉佐保乃山邊爾」巻十三「三二六」に「津禮毛無城上宮爾」とある皆同じ趣なれば、ここも玉の小琴の説によりて「ツレモナキ」とよむべきなり。意義は字面の如く「由縁」「所由」を「つれ」といふ語にあてたるが、これ今いふ關係緣故といふ如き意を「つれ」といひしなるべき「つれ」は「つるる意にて關係緣故の意あり」が、その意義にて「つれなし」とはこゝにては「ゆかり」の人も無きの意にして御陵墓を營むところはいづれも物淋しく思はるる所なればいへるならむ。強顔をツレナシといへるはこれより出でしにて、もとは一語なるが意稍かはれるなり。

○眞弓乃崗爾　「マユミノヲカニ」とよむ。「崗」の字につきては巻一「二」にいへり。延喜式諸陵寮式に「眞弓丘陵、岡宮御宇天皇、在大和國高市郡、兆域東西二町、南北一町、陵戸六烟」とあり。「岡宮御宇天皇」とは日並知皇子尊の追尊の號なり。續日本紀天平寶字二年八月の條にあり。なほ續日本紀、天平神護元年十月の條に「癸酉車駕過檀山陵詔陪從百官悉令下馬儀衛巻其旗幟」と見ゆ。

この山陵は今高市郡越智岡大字森にあり

○宮柱　「ミヤバシラ」とよむ。宮殿の柱をいふこと巻一「三六」にいへり。

○太布座　古來「フトシキマシテ」とよめり。「テ」にあたる文字なけれど、上の例の如く、下の句のよみ方に准ずべきものなれば、古來のままによむが穩かなり。その意は巻一「三六」にいへる如く、宮殿を營みますことをいへるなり。

○御在香乎　舊訓「ミアリカテ」とよめれど、「ミアラカヲ」とよむべきこと、巻一「五〇」にいへる如くなるが、その意義は通常皇居をさし奉るに用ゐたるが、ここは殯宮なるべきを皇太子を天皇に准じていへる趣なればかくいへるなるべし。

○高知座而　「タカシリマシテ」なり。この語の意は巻一「三八」にいへる如く、意は「フトシキマシテ」におなじ。以上四句は二句づつ相對せり。

○明言爾　古來「アサゴトニ」とよむ。童蒙抄には「言」を「暮」の誤かといひて「アケクレ」とよみたれど、いづれの本にも誤字なければ、從ひ難し。「明」を「アサ」とよむは朝の義に借りたるなり。「言」も「毎」の意に借り用ゐたるなり。朝毎といふも日毎の意なり。代匠記に曰はく「物のたまふ事は朝にかぎらざれども、伺候する人はことに朝とくより御あたりちかくはべりて物仰らるる也」とあり。かくの如き事には相違なけれど、これはただ語の解釋としていへるにすぎず。古の公に仕へ奉るものの常の事としてこの事を見るなり。それは如何といふに延喜式の陰陽寮式「擊開閇諸門鼓」の條に

起春分三日至九日

○卯二刻四分開諸門鼓
卯四刻五分開大門鼓

○巳三刻八分退朝鼓
酉三刻六分閇門鼓

夏至十五日の頃

寅四刻開諸門鼓
○卯二刻開大門鼓

○巳一刻八分退朝鼓
戌一刻九分閇門鼓

冬至十五日

○卯四刻六分開諸門鼓
○辰二刻七門開大門鼓

○午一刻六分退朝鼓
酉一刻二分閇門鼓

とあるを見れば、百官の伺候は大體卯の刻(午前六時)にして退朝は巳の刻(午前十時)なりしを見るべく、又太政官式に辨官の申政時尅を

自三月至七月辰三尅　午前八時)
自九月至正月巳二尅　(午前十時)
二八兩月巳一尅

とありて今日の如きさまにあらざるのみならず、日本紀舒明天皇八年の條に「大派王謂豐浦大臣曰群卿及百寮朝參巳懈。自今以後、卯始之、巳後退之。因以鍾爲節。然大臣不從」とあり。宮

衛令義解に「假如卯之二刻可擊第二鼓、(大門ヲ開クナリ會昌應天ノ二門)」とあるにても知るべく、この事支那にも聞えたりと見え隋書の倭國傳に「天未明時出聽政、跏趺坐、日出便停理務云々」とあり。又今昔物語に「昔、官ノツカサニ朝廳トイフ事ヲ行フイマダ曉ニ火ヲトモシテゾ人ハマキリケル」といひ續古事談に「昔平城天皇ノ御時マデハ此國ニモ朝マツリコトシ給ケリ……嵯峨天皇ヨリコノカタコノ事スタレニケリ云々」とあり。かくの如くにして早朝に公に至り、遲くも午刻までには退朝せしなり。これ卽「朝」といふ文字の正しき義にして、ここに「明」字を用るたるも實事につきていへるにて代匠記の說はなほ不十分なりといふべきなり。

○御言不御問　舊本「ミコトトハセズ」とよみたり。不御問を「トハセズ」とよめるは敬語を用るたるなるべけれど、「セ、ス」の下二段活用の敬語は平安朝時代よりものに見ゆれば、奈良朝以前の語とは見えず。考に「ミコトトハサズ」とよめるをよしとす。「御問」の字面は「トフ」の敬語をあらはせるものなるべければ、「トハス」と佐行四段に再活せしむべきものなるそれより「ズ」につづけたるなればなり。「こととふ」とは物をのたまふなり。卷三「四八一」に「辭不問物爾波在跡卷五「八一一」に「許等等波奴樹爾波安里等母」卷二十「四四〇八」に「今日太仁母許等騰比勢武等」などあり。これより日月の數多くなりぬるにかかるなり。檜嬬手はこの下に「暮言爾御物不告」といふ句の脫せるものとせるは上の「アサ」に特別の意あるを忘れたるものにしてとるにたらず。

○日月之　舊訓「ヒツキノ」とよめり。童蒙抄に「ヒルヨルノ」とよみたれど、無理なり。考には「ツキヒノ」とよめり。この方は一理あることなるが、「ツキヒ」とよむべきは卷十三「三二四六」に「天有哉

月日如吾思有公之」とかきてあり。而「ツキヒ」とあるは多く、時間の「ツキヒ」をいへるなれば、なほ「ヒツキ」なるべし。されど、明かには決しがたし。

○數多成塗　舊訓「アタマニナリヌ」とよめり。玉の小琴には「マネクナリヌル」とよみ、檜嬬手に「マネクナリヌレ」とよめり。さて「アマタ」といふ語の假名書の例は本集にももとより存すれど、(卷十七「四〇一一」「安麻多」卷十四「三三五〇」一說「安麻多」卷十二「三一八四」「安萬田」等)「塗」を「ヌ」とのみよむは他に例なければ、「ヌル」若くは「ヌレ」とよむべき事なるが、かくすれば「アマタニ」とよまむ事無理となるべければ「マネク」と三音によむをよしとす。「マネク」は卷一「八二」の「ココロサマネシ」の條にいへる如く、物事の多くしげきをいへる形容詞にして、その釋はその所によりて具體的に見るべきが、その言問ひまさぬ日數の多くなりたるをいへるなり。さて「塗」を「ヌル」とよむべきか、「ヌレ」とよむべきかといふに、「ヌレ」とよむ說はこれを條件とせる如くなるが、かくしては上に「イカサマニオモホシメセカ」とある「カ」といふ係に對する關係不明にならむ。ここは上の「カ」の結びなれば、連體形の「ヌル」にて終止せるなり。これを新考に「イカサマニオモホシメセカ……月日ノマネクナリヌルといひては義理通ぜざれば「マネクナリヌルにて結べるにはあらで、結びを省けるなり」といはれたれど、これはただ「月日のまねくなりぬる」といふだけにて結べるものにあらず。「おもほしめせか」より下、「まねくなりぬる」まで全體の歌の意を以てこれに對應せるものなれば、誤にはあらず。さてここにて第二段落をなせり。

○其故　舊訓「ソノユヱニ」とよめり。考は「ソコユヱニ」とよむべしとせり。按ずるに「ソノユヱ」といへる例本集に見えず、又この頃の語遣とも見えず。本集「一九四」に「所虛故名具鮫魚(兼)天」卷十九「四一五四」に「曾己由惠爾」などの例によりて考の訓みに從ふべし。「そこ」とはその點といふにおなじ。

○皇子之宮人　「ミコノミヤビト」とよむ。皇太子の宮卽ち春宮の職員、卽ち春宮傅よりはじめて舍人までに至るをおしなべていふ事なり。大宮人に對していふ詞とも考ふべし。而してここは主として多くの舍人をさせるものと思はる。

○行方不知毛　「ユクヘシラズモ」とよむ。この語の例は卷三の柿本人麿の歌に「物乃部能八十氏河乃阿白木爾不知代經浪乃去邊白不母」(二六四)卷七「一一五一」に「大伴之三津之濱邊乎打曝因來浪之逝方不知毛」とあり。これを往々その宮人の殯宮に奉仕する日數へて散り〳〵になりて行く方をしらぬ由にいへれど、如何なり。これは考に「その舍人の輩この尊の過ましてはつく所なくて思ひまどへることまことにおしはかられてかなし」といへる如く、それらの人人が將來如何にせばよきか方途に迷ふをいへるなり。以上にて第三段なり。

○一云刺竹之、皇子宮人、歸邊不知爾爲　一說にこの第三段をば「サスタケノ、ミコノミヤビト、ユクヘシラニス」とありとなり。これらの句よりも本行のよかるべきが故に委しく論する必要なき所なるが、最後の一句は古寫本中、神田本には「ユクヘシラニシテ」西本願寺本京都大學本等は「ユクヘイサニシテ」とよみ、童蒙抄には「シラザリシ」とよめり。文字のままならば、上の余がいへる如くよむべきが、かくよむときは其の「シラニス」といふ語は語學上の研究問題となるべきも

のなり。されど今これを論ぜず。

○一首の意　この歌三段落なり。第一段は先づ、天地の初、天河原に八百萬神の集りて議行賜ひし時に、高天原をば天照大御神の知しめすことと定まり、天孫は此の豐葦原の瑞穗國をば天地のあらむ限り知しめす現つ神として、天降りましてより代代の天皇のしろしめしが、わが日並知皇子尊は此國は今飛鳥の清御原宮にます天皇の所知す國なり」として天の石門を開き給ひて天に登り給ひぬとなり。第二段はわがしたひ尊び奉る此の皇子尊の天下所知しめす事あらば、春の花の如く世は榮えに滿たむと思ひ、秋の望月の如く、百事足り給して、人々鼓腹擊壤の興あらむと、四方の人民らも深く信頼し奉り、鶴首して仰ぎ奉りつつありしに、如何なる故にかゆかりもなきかのさびしき眞弓の岡に宮つくりてかくりまして、宮の舍人等の毎朝伺候するにも御言をものたまはせ問はせ給ふ事もなくて月日重なりぬることよとなり。第三段はかくの如き有樣となりはてたれば、皇子の宮人は如何にせばよからむと方針にまよひ途方にくれてあることよとなり。

反歌二首

（一六八）久堅乃天見如久仰見之皇子乃御門之荒巻惜毛。

○久堅乃　「ヒサカタノ」天の枕詞なること既にいへり。

○天見如久　舊板本「アメミルゴトク」とよめり。古葉略類聚抄、神田本等には「ソラミルガゴトク」とあれど、「天」を「ソラ」とよむも、「如久」を「ごと」とのみよむも理由なければ從ひがたし。意は明かなり。天を仰ぎ見る如くになり。

○仰見之　「アフギミシ」なり。この仰ぎと本歌の「仰而待爾」といへると同じ「仰ぎ」といふ語なれど、意は少しくかはれり。「仰ぐ」といふ語は下にありて上を仰ぐをいふ語なるが、本歌のは天を仰ぎ見る實際をいへる語としてあらはし、ここのは尊び敬ふ態度を形容する語に用ゐたるなり。

○皇子乃御門之　「ミコノミカドノ」とよむ。考には「こは高市郡橘の島宮の御門也　さて次の舍人等が歌どもにも此御門の事のみを專らいひ、下の高市皇子尊の殯の時人万呂の御門の人とよみしをむかへみるに、人万呂卽舍人にてその守る御門を申す也けり」といへり。その島宮の事は次下の「一七〇」の歌等に明かなるが、御門を宇のまま御門といへるは從ふべからず。既に卷一「五〇」に「吾作日之御門爾」といひ、「五二」に「藤井我原爾大御門始賜而」といへる條にもいへる如く、一部を以て全體を代表せしめしものにして、島の宮をさせること疑ふべくもあらず。次に、これの歌を以て人麿をばこの宮の舍人なりしならむといふ事は或は然らむといふべきなれど、舍人の職を以て御門を守る職とすることは不當なり。舍人の事は「一七一」に至りていふべし。

○荒巻惜毛　「アレマクラシモ」とよむ。荒れむことの惜しきことよとなり。「毛」はここにては感情をあらはすに用ゐたり。かくの如き例は卷一「五五」に「朝毛吉木人乏母、亦打山行來跡見良武

樹人友師母」とあるが如し。

○首の意　我等が天を見る如く、敬虔の念を以て仰ぎ見し日並知皇子尊の御宮殿は今は棲む人なくて漸くに荒れ行かむと思へば、まことに殘念なることよと歎きたるなり。これにつきては古は死を穢れとして忌みたる爲に死者を出しし住居は住み捨てて荒るに委せたるものなり。これ上代に天皇一代毎に遷都ありし所以なるが、この歌の趣もその精神のあらはれたるものなり。さればその御宮殿の荒れ行くはその主人たる皇子尊の薨去の結果たるなり。

（一六九）　茜刺、日者雖照有、烏玉之、夜渡月之、隱良久惜毛。　或本云以件歌爲後皇子尊殯宮之時歌反也

○「茜刺」「アカネサス」とよむ。「アカネサス紫野」といふこと卷一「二〇」にあれどここは稍異にして「日」「晝」などの枕詞とせるものなり。その意義につきては諸說紛々たり。「茜」は元來「アカネ」といふ草をさす文字なるが本草和名には「茜根」に注して「和名阿加禰」といひ、和名抄には「茜」一字に「阿加禰」と注せり。そはこの草の根は赤色の染料とするものなればなり。さてこの「アカネ」の語を釋するに諸家の說まちまちなれど、要するに「ね」は「に」（丹）なりとか（檜嬬手）「ね」は唯添へたる言なりとか（萬葉枕詞解）日は赤色の根なりとか（石上枕詞例）、或は「アカネ」は「カネ」の反「か」にして「アケ」なり（考）とかいふ如き說なるがいづれも「赤色」と解してしかも「ネ」の解釋につまづけるものなり。按ずるにこの「茜」は和名抄に染色具としてあげたる如く、草としても見らるるが、染料としても見らるるものなり。而して染料を以て直ちにその色の名とすること古今に通じたる現象なるが、古にありては、「蘇芳」「櫨」「梔子」「橡」「紫草」「紅藍」「藍」の如き（共に倭名抄染色具にあり）いづれもその色の名目として用ゐられたるものなるが、本集にて染料の名を以て直ちにそのあらはせる色の名目とせるものを傍證として求むれば紅には卷五「八〇四」に「久禮奈爲乃意母提乃宇倍爾」卷十「八六一」に「久禮奈爲乃母能須蘇奴例弖」などあり。紫草には卷十二「二九九三」に「紫綵色之縐花八香爾」卷七「一三四〇」に「紫絲乎曾吾搓」等例多し。（この紫は當時紫色の名のみにあらざりしことは「紫之根延横野之春野庭」卷十「二八二五」とあるにても知るべし。）されば、この「茜」も染料としての名目にしてやがてそれにて染めたる色の名目とせしものといふべし。誰か、紫紅は染料の名にして同時に色の名目なるを首肯すれど、茜のみは染料たるのみにして色の名目たるものにあらずといひうるものぞ、さればこの「アカネ」はただ茜色なるなり。かく考ふれば「ネ」に何等特別の解釋を工夫する必要なきなり。さてここの「さす」は紫の枕詞たる場合の「さす」と同音なれど義異にして、今「日の光のさす」といふ如く光線の發することをいへるなり。卽ち赤色の光の射すといふ意にて「日」の枕詞とせり。

○日者雖照有　舊板本「ヒハテラセレド」とよみたり　古寫本には「テラセドモ」とよめるもの（金澤本、類聚古集、古葉略類聚鈔溫故堂本等）あれど、「照有」をただ「テラス」とよむことは無理なれば、板本の訓をよしとす。この「日」は天皇をたとへていへり。考にこの說を否定して「さてはなめげなるに似たるもかしこし。猶もいはば、此時天皇おはしまさねば、さるかたにもよくかなはざるめり」といへり。これ一は「てらせれど」といふ詞遣をさして無禮なりと考へたるにてもあるべ

く、一は當時持統天皇御卽位以前なれば、いへるならむが、天皇を日にたとへて申すは無禮なりとは如何なる意味なるか。又御卽位以前に天皇といはずとしても日にたとへ申さむは何のなめけなる事あらむや。この故にその說には從ふこと能はず。

○烏玉之「ヌバタマノ」とよむ。この語は本卷、八九に「奴婆珠乃」とある條にいへり。ここにては「夜」の枕詞なり。

○夜渡月之「ヨワタルツキノ」とよむ。「夜空を渡る月の」といふ義なり。「渡る」は一端より他端に行き至るをいふ。月は運行するものなればいへり。本卷、上の「一二四」の長歌に「屋上乃山乃自雲間渡相月乃」の「渡ラフ」も同じ趣の詞なり。この「月」は上の「日」に對して皇子尊をたとへたるなり。而してかく月にたとへ奉ることは「日並皇子尊」と申し奉る意にもよくかなへり。

○隱良久惜毛「カクラクヲシモ」とよむ。「カクル」は古四段活用なりしことは古事記下雄略卷の歌に「袁登賣能伊加久流袁加良」日本紀卷二十二の歌に「夜須彌志斯和俄於朋耆彌能訶句理摩須阿摩能椰蘇訶礙古事記上の歌に「阿遠夜麻邇比賀迦久良婆奴婆多麻能用波伊傳那牟」などあり。それより「く」につづけて「かくらく」とせるがこれはかくるることの惜しきことよとなり。

○一首の意　天皇は天日の照すが如く儼然とましませば、尊く賴もしく思ひまゐらすれど、さても日に對する月として相並びますべき皇子尊の隱れたまひしことの惜しきことよとなり。

或本云以件歌爲後皇子尊殯宮之時歌反也

○或本云　金澤本等に「云」なし。なきをよしとす。これ以下は或本に載せたる說をあげたるなり。

○以件歌爲後皇子尊殯宮之時歌反也　「尊」字流布本「貴」とせり。されど、金澤本をはじめ多くの古寫本「尊」とせれば、「貴」誤なること著しければ改めつ。後皇子尊とは高市皇子尊をさす。この皇子の薨去の時の歌は「一九九」に長歌その反歌二首(二〇〇、二〇一)下にあり。或本にはその反歌の一とせりとなり。「歌反」は代匠記に「反歌」の誤かといひしより後そが誤なること明かなりとして書き改めたる本少からず。(考略解等)されど、諸本ここに一も然かける本なく、金澤本には「歌返」とかけり。かくの如く一も證なき事なれば、反歌の誤なりとして直ちに書き改むるは武斷といふべし。按ずるに天元書寫の琴歌譜に「弦都歌」の「歌返」といふあり。これによりて考ふるに、古この類の歌を反歌とも歌返とも二樣の語にてあらはす事ありしにあらざるか、而してこれを漢文のさまにしては反歌と書き國語にては歌返といへる事ありしにあらざるか。然りとせば、これかへりてたまたま古の國語を傳へたるものにして、その方にとりては貴重なる史料といふべきなり。これを誤なりとして書き改むるが如きは貴重なる史料を湮滅するものとならむ。されどこの事は十分の研究を經ずしてはいづれとも斷言しがたき事なりとす。

或本歌一首

○　この歌ここに別にあげたれば、もとより上の長歌の反歌にあらず。考の說には次の二十三

首の中の一首が紛れてここに入りたりといひ、檜の媼手は考の說に基づきて、次の題詞をこの所にうつし、二十三首を二十四首とし、古義はこれを二十三首中の異說とせり。されどさる事はいづれも證なき事を斷ぜるにて從ふべからず。ここに「或本歌」と題せるは或はこの歌をも或本に柿本人麿の草壁皇太子の挽歌としてあけたりしにてもあらむか。

(一七〇)　**島宮勾乃池之放鳥人目爾戀而池爾不潛。**

○島宮　「シマノミヤ」とよむ。もと「シマミヤノ」とよみたりしを仙覺が改めたるなり。この宮は日並知皇子の御殿の稱なり。かく稱ふる名義は島卽ち庭作りのある宮といふ義にして、この島を主として稱へたる名なり。島とは庭に池島などを作りたるをいふことにして、俗にいふ築山、山水などにあたる語なり。卷六に「鶯之鳴吾島曾」(一〇一二)卷二十に「屬目山齋作歌三首」のうちに「乎之能須牟伎美我許乃之麻家布見禮婆」(四五一二)とあるなどにて知るべし。又伊勢物語に「島こそのみ給ふ君なり此石を奉らんとのたまひて云々」といふあり。これは山科の禪師のみこの事を申ししなるが、同じ物語に「その山科の宮に瀧おとし、水はしらせなどして面しろくつくらせたるにまうで給うて云々」とあるにて島卽ち造り庭の事なるを明かに知るべし。日本紀推古天皇三十四年條蘇我馬子死去の條に「家於飛鳥河之傍庭中開小地仍興小島於池中故時人曰島大臣」とあるにてかくの如きを島といふことの由來久しきを知るべし。俗に祝賀の席などに、據うる作物に島臺といふ名あるもその名殘なり。さてこの島宮は日本紀卷二十八のはじめに天武天皇が東宮を辭して吉野に入りたまふ途次に一夜宿し給ひし由にて「是夕御島宮」の記事あり。又壬申の亂平ぎて凱旋せられし時の記事にも「九月巳丑朔……庚子詣于倭京而御島宮癸卯自島宮移岡本宮」とあり。とせられしならむ。天武天皇五年には「正月乙卯一是日天皇御島宮宴之」とも見えたり。後この宮に草壁皇太子の居住ましましならむ。この宮に池のありしは日本紀天武天皇十年九月の條に「辛丑周芳國貢赤龜乃放島宮池」と見え、又島の營みありしは本集この卷の下なる舍人等が歌に「御立爲之島乎見時」(一七八)「御立爲之島乎母家跡住鳥毛」(一八〇)「御立爲之島之荒磯乎今見者」(一八一)「島御橋爾誰加住舞無」(一八七)「御立之島爾下座而」(一八八)などあるにて知らるべし。この島宮の舊地は今高市村大字島莊の地なるべしといふ說信ずべく、その池の名殘はその一部高等小學校の邊にある池田といふ地名に殘れりといふ辰己利文氏の說信ずべし。

○勾乃池之　古寫本中に「マナノイケナル」などよみたるを仙覺が「マガリノイケノ」とよみたるによりて正しくなれり。この勾乃池とは蓋し御庭の中の池ながら勾は地名也といひて、安閑天皇の勾金箸宮をここなるべしといひたれど、その勾の地は畝傍山の西北にあたる地にして、ここには緣なきなり。ここは恐くはその池の形などより名づけられしものならむか。

○放鳥　「ハナチドリ」とよむ。次の二十三首の中の歌にも「島宮上池有放鳥」(一七二)とあるに照し、又下の句に「池爾不潛」とあるによりてその鳥は水鳥なりしことを思ふべし。さて「はなちとり」

といふにとりて、二樣の解を施しうべし。一は放ち飼にしたる鳥なり、一は籠に納れて飼ひし鳥を放ちたるなり。いづれにしても意義は通ぜるなり。今この所の放鳥につきては學者によりてその說二樣に分れたり。されば、先づそれらのうちいづれによらむかを考へざるべからず。放飼の鳥を「はなち鳥」といへる例は後のものにて古今六帖五伊勢の歌に「はなち鳥つばさのなきをとふからに雲路をいかで思ひかくらむ」天木抄二十七常磐井入道の歌に「山さくらちりしく池のはなち鳥、おののかはかせも浪やよすらむ」などの例あれど、古きものには多く見えず。又飼鳥を放ちしを「はなちとり」といひし例は後撰集戀歌二に「かけろふにみしばかりにやはなちどり行くへもしらぬ戀に惑はむ」（六五五）といふ歌あり。これは流布本に「濱千鳥」とあれど、奥儀抄にはこれを「はなちどり」とし「はなちどりとはこゝにいれてかふとりをはなちたるをいふ也」と說明せり。又古今六帖六に「はなちどり」の題の下に「はなちどりゆくへもしらずなりぬれば、放れしことぞくやしかりける」といふあり。これもいづれも同時代にあれば、いづれにも用ゐるしを見るべく、萬葉集にはここと次なるとの外には例なければ、それをいづれと決せむことは容易の事にあらず。さて普通はその放ち飼ひにせる鳥の義にとれど、古義には「飼せ賜ひし鳥どもを薨まして後に放ちたるが、猶その池にをるなり。」といひて、大鏡に延喜の帝の崩御の時「その日左衞門陣の前にて御鷹どもはなたれしはあはれなりしものかな」とあるを引きて「むかしよりかゝる時はなちやる例と見えたり」といひ、又續後紀に「承和七年五月癸未、後太上天皇崩于淳和院云々是日於建禮門南庭放奔鷹鷂籠中小鳥等」又「九年七月丁未太上天皇崩云

云丁未放弁主鷹司鷹犬及籠中鳥」とあるをひけり。これに基づきて考ふれば、皇太子の薨後その飼はせ賜ひし鳥どもを放ち賜ひしことなしといふべからず。而してかくの如き事はこれ佛教の思想に基づくものにして所謂放生と唱ふるわざなり。この放生の事は金光明最勝王經卷第九長者子流水品第二十五に委しく說けるものにして、これに基づきかの八幡の放生會といふ事の起りしなり。この事のはじめは養老年中宇佐八幡宮にてはじまりし事なり。さればこの放生といふ思想と行事とは、この薨の時に無しとはいふべからざるなり。さてかく考へてここの歌なる鳥を考ふるに上にいへる如く水鳥なり。かく水鳥を籠中におきて飼ふことは遊覽の爲にはふさはしからず。或は今の動物園の如きさまにせしならむといふ說も出でむかなれど、なほしかにはあらずして、こゝははじめより放飼にせられしものならむ。されど、今は主なき鳥となりたれば、その意にて下の意の「はなちどり」といはむには異論あるまじけれど、元來はなち飼にせられしならむにはことさらにこの說をとらずともよからむ。

○人目爾戀而　「ヒトメニコヒテ」とよむ。「戀フ」といふ語の對象につきては後世、は「ヲ」格にすれど、古くは「ニ」格にせしこと既に上に（一一二）述べたり。「人目」は人の目なり。その「人の目」といへる例は卷十一九三二に「春雨之不止零零吾戀人之目尚矣不令相見」あり、その目といふ語の例は卷四七六六に「路遠不來常波知有物可良爾然曾將待君之目乎保利」などありて、いづれも目のはたらきを主としていへるにて、ミユルコト「ミラルルコト」などをいへるがその場合によりて釋すべし。「人目」といへる例は二〇七に「人目乎多見」など集中例多し。さてここは人に見

られむことを戀ひてといふ語なるが、ただ人をこひてといふ意なるをかくいへるまでなり。

○池爾不潜　「イケニカツカズ」とよむ。古寫本は「くくらず」とよめあり。「くくる」といふも、古語にはあれど、それは日本紀景行卷に「泳宮此云區玖利能彌椰」とある如く泳字の義たるなり。「かつく」も亦古語にして、古事記上卷に「初於中瀨墮迦豆伎而滌時成坐神」云々とあり。又同書中卷仲哀卷に「阿布美能宇美邇迦豆岐勢那和」とあり。(日本紀の歌も略同)又日本紀神功卷に「齊多能和多利珥介豆區苦利」とも見ゆ。又古事記中卷應神卷歌に「美本杼理能迦豆伎伊岐豆岐」と見え本集第十八に「珠州乃安麻能於伎都美可未爾伊和多利豆可都伎等流登伊布安波妣多麻」(四一〇一)などあり。この語の意は古事記傳に「潜は頭衝と云意の言にて頭を衝入れて逆に水中に沈むを云。故水鳥の水中に沒をも海人の魚捕に海に沒を云り」といへるをよしとす。さてここはその水鳥の水中に頭をつき入れて沒するをいふなれば「ククル」とよまむは由なく「カツク」とよむべきなり。

○一首の意　島の宮の勾池に放ち飼ひしてある水鳥は、よく人になつきてあれば、人をなつかしく戀しがりて水上にのみうきゐて水中に潜き入ることもなしとなり。これ鳥の人を戀しがるをいひたるなるが、言外にその宮のさびしく人氣けなくなれるあはれさをあらはせるものなり。

皇子尊宮舍人等慟傷作歌二十三首

○皇子尊宮舍人　皇子尊は日並知皇子尊をさす。これは上にいへる日並知皇子尊薨去の時の歌なるを上につぎて書きたれば端詞を略して簡にせるなり。皇子尊宮舍人は春宮の舍人を略して簡にせるなり。令の制春宮の舍人は定員六百人あり。その職務は令に明記なけれど、宮中の內舍人と大舍人との職務を兼ねたるものなるべし。內舍人は「掌帶刀宿衞供奉雜使若駕行分衞前後」と見え大舍人は「分番宿直假使」せらるる由なり。

○慟傷　「慟」は說文に「大哭也」と注し、玉篇に「哀極也」と注す。國語にては類聚名義抄に「イタム」の訓あり。傷は說文に「創也」と注すれど、ここはその原義にあたらず。爾雅には「憂思也」と注したるがここはその意なるべく、訓は類聚名義抄にこれも「イタム」とあり。慟傷の熟字は未だ出所を知らねど、二字にて「イタミテ」とよむべきものなるべきが或は「ナゲキイタミテ」ともよむべし。この歌下にあぐるものすべて二十三首同時の作なる由なり。

(一七一)

高光、我日皇子乃、萬代爾、國所知麻之、島宮婆母。

○高光　舊訓に「タカテラス」といひ、又古寫本中金澤本、神田本等には「タカクテル」といへるもあれど、文字のまま「タカヒカル」とよむべきなり。「たかひかる」といふ語の存せし證は古事記中卷景行卷の美夜受比賣の歌に「多迦比迦流比能美古」又下卷仁德卷の建內宿禰の歌にも同じ文字にてかける同じ語あり、同書雄略卷の伊勢國之三重采女が歌に「多加比加流比能美古」といふあり、若ヨ下部の歌にも同じ文字にてかける同じ語あり、雄略天皇の御製には「多加比加流比能美夜

比登」といふあり。これにてその語の存せしを知るべし。この「高」は既に屢いひたる如く「天」をさす語にして、天に光るといふ義にて「日」の枕詞としたるなり。ここは下の「わが日のみこ」の「日」にかかりて枕詞となれるなり。

○我日皇子乃　「ワガヒノミコノ」とよむ。「日のみこ」は既に卷一(四五、五〇等)に屢いへる如く、日神の子孫におはす天皇、皇太子、皇子に汎く稱へ奉る稱なり。「わがひのみこ」と申し奉るは己が主人と仰ぐ皇太子といひ、尊敬と親しみとを表したる語なり。この下(一七三)の歌にもあり。又卷三(二三九)の柿本人麿の長歌にも「高光吾日乃皇子乃云々」とあり。

○萬代爾　「ヨロヅヨニ」とよむ。萬代に亙りての義なり。「ヨロヅヨ」といふ假名書の例は卷一に脱したればここにあぐ。卷五(八一三)に「余呂豆余爾伊比都具可禰等」又(八七三)に「余呂豆余爾可多利都夏等之」又(八七九)に「余呂豆余爾伊麻志多麻比弖」卷十七(三九一四)に「餘呂豆代爾可多理都具倍久」(四〇〇三)に「與呂豆餘爾伊比都藝由加牟」などあり。

○國所知麻之　舊板本「クニシラレマシ」とよみたれど義をなさず。古寫本には「シラシマシ」とせるもあり。(西本願寺本、溫故堂本等)されどこれも意通せず。これは契沖が「クニシラサマシ」とよみたるをよしとす。卽ち後の諸家皆之によれり。「シラサ」は「シル」の敬語「シラス」の未然形にして「マシ」は假想をあらはすものにしてその未然形所屬の複語尾なり。これは「シリタマハマシ」といふに略おなじ。而してこの「マシ」は連體形を用ゐたるにて下の島宮につづくるなり。卽ちこれはこの皇子尊のここにましまして天下をしろしめさましと思ひしその島宮よといひたるなり。

○島宮婆母　「シマノミヤハモ」とよむ。「婆」字この儘にて通ぜぬにはあらねど、金澤本、類聚古集等に「波」に作るをよしとす。「ハモ」をかく體言に添へて終止する例は古多かりしものなるが、その例をいはゞ古事記中卷の景行段の歌に「佐泥佐斯佐賀牟能袁怒邇毛由流肥能本那迦邇多知弖斗比斯岐美波母」又本集卷三(二八四)に「阿倍乃市道爾相之兒等羽裳」卷十七(三八九七)に「伊時伎麻佐武等問之兒等波母」卷二十(四四三六)に「伊都伎麻左牟等登比之古良波母」卷三(四五五)に「芽子花咲而有哉跡問之君波母」卷十一(二七〇六)に「不飽八妹登問師公羽裳」又卷四(五七八)に「天地與共久住波牟等念而有之家之庭羽裳」卷十一(二八五)に「吾戀度隱妻波母」卷十一(二五六六)「情中之隱妻波母」(二七〇八)「名耳所緣之內妻波母」(二八〇三)「甚者不鳴隱妻羽毛」等あり。この「ハ」「モ」共に係助詞なるが、先づ「は」を體言に添へたるはその體言にてあらはされたるものをさして「これは」の如き意を以て下略の語體をとり餘情を含めて終止したるものにして「モ」はその「何々は」(云々)の下に更に歎息の意をこむる爲に添へて終止とせるなり。卽ち上の體言に「はも」を添へて終止せる諸例すべて同じ樣のいひ方になれるを見よ。いづれも「何々は如何に」といふ如き意を下に含めて解しうべきを見て、この「は」は係助詞の「は」にしてその下に略語あるべき語遣なるを見る

べし。これを單に「はも」といふ一語にして嘆息の辭なりといふ如きは甚だ疎略なることなり。

○一首の意　我が仰ぎ尊び奉る皇子尊のここにおはしまして天下を萬代までも知しめさましとかねては思ひてありしこの島の宮は君がかくれましましかば、今は人けもなくあれはてゝありし古の姿もなくなりしを見るに行く末いかに成り行くらむと悲み思へる心をうたへるなり。

（一七二）

島宮、上池有、放鳥、荒備勿行、君不座十方。

○島宮　「シマノミヤ」上にいへる所なり。

○上池有　「ウヘノイケナル」とよむべし。金澤本には「イケノオモナル」とよみたれども、上を「オモ」とよむは、無理なれば從ひがたし。神田本には「池上有」とかきて「イケノウヘナル」とよみたり。考はこれをよしとせり。童蒙抄は「上」は「勾」の誤なるべしといひて「マガリノイケノ」とよみ、古義これに從へり。されど、この誤字説は信ずべからず。「池上」と「上池」といづれにても意通ずべく、強ひて「池上」とせではあらぬ理由もなければ、普通の本のままによむべし。又美夫君志には上の池は勾池と別にして、山の上なる池なりといへれども、これも證なきことなり。下にある勾池と同じきか別なるか知るに由なきことなり。

○放鳥　上にいへり。

○荒備勿行　「アラビナユキソ」とよむ。この「アラビ」は粗暴の意の語とは別にして物の錬く遠ざかり行くをいふ。卷四「五五六」に「筑紫船未毛不來者、豫荒振公乎見之悲左」卷十一「二八二二」に「梓領巾乃白濱浪乃不肯緣荒振妹爾戀乍曾居」などその例なり。

○君不座十方　「キミマサズトモ」とよむ。「キミイマサズトモ」とよみても不可ならず。その由は次にいふをみよ。「十方」は「トオモ」の義によりて假り用ゐたるなり。

○一首の意　島宮の池なる放鳥よ。たとひ君おはしまさずとも、荒び放れ行く事なかれ。君が御形見と見むほどにとなり。

（一七三）

高光、吾日皇子乃、伊座世者、島御門者、不荒有益乎。

○高光　「タカヒカル」上にいへり。

○吾日皇子乃　「ワガヒノミコノ」とよむ。意は上に同じ。語なるが、ここは「伊」を加へたれば「イマス」と同じ語なり。

○伊座世者　「イマシセバ」とよむ。「イマス」も「マス」といふべきは論なし。續日本紀の宣命を見るに、この語他の用言の下にあらず獨立の用言として用ゐらるる時には必ず「イマス」とかけり。これによりて思ふに「イマス」が本語にして「マス」はその略せられたるなり。「イマス」とかける例は記紀萬葉共に多きが、一二をあげむに、古事記上卷に「那許曾波遠爾伊麻世婆」日本紀卷九の歌に「區之能伽彌等虛豫珥伊麻須伊破多多須周玖那彌伽未能」又本卷二一〇に「鳥自物朝立伊麻之弖」などなり。「御座世者」は「イマセバ」ともよまれざるにあらねど、然するときは一音不足するのみならず、おはしますこととなりて事實に合せ

ず。加之下に「マシヲ」とあるに照して考ふるに、ここは必ず假設條件を示すものならざるべからず。これは上の長歌の「シラシメシセバ」と同意なるを言ひかへたるまでのものなり。されば「イマシセバ」とよむべきなり。卷三四五四に「愛八師榮之君乃伊座勢波昨日毛今日毛吾乎召麻之乎」とあるも同じ場合なり。さてかく「イマシセバ」といふを延べたるなりといふ說は文法を無視したるものにして不當なり。

○島御門者　「シマノミカドハ」とよむ。御門は島宮の入口なるを宮のかへことばに用ゐたるなれば、島の御門卽ち島宮をさせるなり。

○不荒有益乎　「益」字流布本「蓋」とせり。されどかくてはよみ下し難し。古寫本の多數に「益」とせるが正しきこと明かなり。よみ方は「アレザラマシヲ」とよむことは古來異論なし。これは上の「イマシセバ」の假設條件に對しての假想的歸結たるなり。

○一首の意　わが親愛畏敬して仕へ奉りし皇子尊のこの世に古の如く坐しますとせば、この島の宮は荒れずにあらましものをとなり。これ「その宮に年來仕へ奉りし心には其宮の荒れゆく事の悲しきあまりに云へる也」と守部のいへるをよしとす。

（一七四）

外爾見之檀乃岡毛君座者常都御門跡侍宿爲鴨。

○外爾見之　古來「ヨソニミシ」とよみて異議なし。蓋し「ヨソ」といふ語は純なる國語にあらずして「餘處」といふ漢語の輸入せられしならむ。「餘處」といふ語は佛書に多くたとへば法華經壽量品に「我常在此娑婆世界說法敎化亦於餘處百千萬億那由佗阿僧祇國導利衆生」などあり。されど本集中に「よそ」と假名書にせる例少からねば、この頃に國語化せりしことは明かなり。その例卷三「三八三」に「筑羽根矣四十耳見乍有金手」卷十四「三四一七」に「與曾爾見之欲波伊麻許曾麻左禮」卷十五「三五九六」に「之良奈美多加彌與曾爾可母美牟」「三六二七」に「與曾能未爾見都追須疑由伎」「三六三一」に「伊都之可母見牟等於毛比師安波之麻乎與曾爾也故非無由久與思乎奈美」卷二十「四三五五」に「余曾爾能美美豆夜和多良毛」等なほ多し。この句の意は今まではよそに見しといふなるがその「よそ」に見しとは我に關はりなきものとみたりしといふ義なり。

○檀乃岡毛　「マユミノヲカモ」とよむ。檀は「マユミ」といふ名の木なり。それを上の長歌にいへる「マユミノヲカ」の文字に用ゐたり。

○君座者　「キミマセバ」なり。この眞弓岡を御墓所の地としてそこに君がおはしますによりてなり。

○常都御門跡　「トコツミカドト」とよむ。金澤本には「ツネツ」と訓をつけたれど「つね云々」といふことは古語に例なきことなれば從ひがたし。「トコ」は常住不變の意、「ツ」は「ノ」に似たる古き助詞なり。「御門」は上の「島御門」と同じ用例なれば「トコツミカド」は永久に鎭ります宮の義なり。「ト」は今もいふ助詞なるが、ここは「トシテ」の義にとるべし。

○侍宿爲鴨　「トノヰスルカモ」とよむ。「侍宿」は漢文にも用ゐる熟字にして漢書地理志燕の風俗を記せるに「賓客相過以婦侍宿」と見ゆ。今ここのと同じ意に用ゐたるは日本紀に見ゆ。先づ

雄略卷十一年條に「信濃國直丁與武藏國直丁侍宿相謂曰云々」とあり、又皇極三年條に「中臣鎌子連曾善於輕皇子故詣彼宮而將侍宿」とある、これなり。この「侍宿」は古來「トノヰシテ」とよみ來れり。「トノヰ」は谷川士清が「殿居也謂更番直宿」といへる如し。古來「直」字に「トノヰ」の訓を加ふること類聚名義抄にて知るべし。直とは文選の注に「直謂宿禁中以備非常也」と見ゆ。これは御墓所に奉事することをいへるなり。

○一首の意　今まで自分等に無關係のものと思ひたりし檀岡なれども、今は君が御陵所となりたれば、君がとこしなへに鎭ります宮所として今よりわれらは殿居する事かなといひてかはりはてたる世のさまを打ち嘆きたるなり。

（一七五）**夢爾谷、不見在之物乎欝悒、宮出毛爲鹿、作日之隅回乎。**

○夢爾谷　古來「ユメニダニ」とよみ來りしを考に「イメニダニ」とよめり。「ユメ」は「イメ」の轉じたるにて同じ語なれど、本集中假名書にして「ユメ」とあるもの一もなく、假名書なるはすべて「イメ」とのみあり。二三の例をあぐれば、卷四「四九〇」に「情由毛思哉妹之伊目爾之所見」卷五「八〇九」に「麻久良佐良受提伊米爾之美延牟」「八五二」に「烏梅能波奈伊米爾加多良久」卷十五「三六四七」に「奴婆多末能比登欲毛於知受伊米爾之美由流」など多し。一々あぐるにたへず。「谷」は「ダニ」といふ副助詞をあらはすに借りたるものにして「ダニ」は今「でも」といふに似たり。

○不見在之物乎　「ミザリシモノヲ」なり。今までは夢にも見ざりしものをとなり。これ下にいへることの夢想もせざりし事なりといはむとてなり。

○欝悒　舊訓「オボツカナ」とよみたるを代匠記に「オボホシク」とよみ、童蒙抄に「コヽロウク」とよめり。按ずるに欝悒の熟字は支那にてすでに用ゐたるものなり。その例は文選の司馬遷が報任安書に「獨欝悒而誰與語」とありて、李善が注には「欝悒不通也」とあり。さてこれをいかによむべきか、といふに「オボツカナシ」といふ語は萬葉にも證あれど、その意はこの訓には十分にあたれりといふべからず。さてこの卷「二二〇」に「玉桙之道太爾不知欝悒久待加戀良武愛伎妻等者」とあるによりてこれが形容詞として用ゐられしを先づ知るべく、次に、卷七「一二二五」に「狹夜深而夜中乃方爾欝之苦呼之舟人泊兼鴨」とあるによりて、これが「シクシキ」活用の語なるを見るべし。然るときは「オボツカナシ」も「コヽロウク」も共に當らずして「おぼほしく」とよめるが當るべきを思ふ。さてそのオボホシクの假名書の例は卷五「八八四」に「於保保斯久伊豆知武伎提可阿我和可留良武」又卷十一「二四五〇」に「雲間從狹徑月乃於保々思久相見子等乎見因鴨」「二四四九」に「於保保思久見都都曾伎奴流」卷十六「三七九四」に「大欲寸九兒等哉」卷十七「三八九九」に「於煩保之久都努乃松原於母保由流可聞」などあり。その十七卷の例にて「オボホシ」といふべきを見る。語の意は「オボロ」の語根に基づくものと思はれ「オボホシキ」の意にして、前途の明からず不安にして夢地をたどる如き心地なるをいふ語と見えたり。

○宮出毛爲鹿　舊板本「ミヤイデモスカ」とよみたれど、語をなさず。大多數の古寫本に「スルカ」と

よめるを正しとす。代匠記には「ミヤデモスルカ」とよめるがこれも不可ならず。今いづれをとるべきかといふに、契沖がいへるごとく卷十八「四一〇八」に「美夜泥之理夫利」といふ語あれば、これによりて「ミヤデ」とよむ方よかるべし。「ミヤデ」は宮に出づるにて宮門を出入ることをいへるなり。

○作日之隅回乎　「作」字大多數の古寫本に「佐」につくれり。萬葉集の例を見るに「作」を「サ」の假名に用ゐたるはここの外七卷二十卷に見るのみにして佐は各卷に通じて頗る多ければ「佐」の方よきならむ。されど「作」を全く用ゐずとにもあらねば姑くこのまゝにてあるべし。「隅」字金澤本、神田本に「隈」字につくれり。案ずるに隈隅相通じて用ゐ類聚名義抄には共に「クマ」の訓を加へたれば、いづれにても「クマ」とよむに差支なきなり。さて「回」字宣長は「一本佐田とあるを用べし」といひ守部も其說につきて、佐田をよしとせり。されど、今かかる本を全く見ず。疑ふべきなり。思ふにこはもとのまま「サヒノクマ」といふをよしとす。何となれば「サヒノクマ」といふ語は本集中他にも例あり。卷七「一一〇九」に「佐檜乃熊」、檜隈川之瀨乎早」卷十二「三〇九七」に「佐檜隈」、檜隈河爾馬駐」とあるが如き明證なり。これらの「さ」は所謂發語にてただ「ヒノクマ」といふになじ。檜隈は今は眞弓村の南にある一地の名となりたれど昔は和名抄、大和國高市郡の鄕名に「檜前　比乃久末」とある地にしてその區域は今の野口、栗原、平田等に亙りての大名なりしことは多くの陵名にても知られたり。卽ち「欽明天皇」檜隈坂合陵(下平田村にあり)「天武天皇持統天皇」檜隈大內陵(野口村)「文武天皇」檜前安古岡上陵(栗原村)かくて、かの眞弓岡は或はその檜隈の地域內たりしかもはかられず。若し眞弓岡が檜隈の地にあらずとするともかの御墓に通ふには必ず通らねばならぬ地なれば「サヒノクマミヲ」といへるなり。「回」を「ミ」といふこと及びその意は卷一「四二」の「島回」の下にいへるが「クマミ」といふ語の例は卷五「八八六」に「道乃久麻尾」とあるにて知るべし。「ヒノクマノアタリヲ」といふ義に近し。

○一首の意　かからむ事は夢にも知らざりしものを。今この檜隈の隈回を通ひつつ眞弓の山陵に宮出をするが、あまりにも思ひかけぬことにて夢に夢みる心地のすることよとなり。

(一七六)　天地與、共將終登、念乍、奉仕之、情違奴。

○天地與　「アメツチト」とよむ。天地の永久に存在する如くそれと久しからむといふ意にてあること。かくいふことは古くより行はれしことにて日本紀神代卷二に「寶祚之隆當二與天壤一無窮者矣」と見え、又卷四「五七八」に「天地與共久住波牟等念而有師家之庭」羽叢」卷十五「三六九一」に「天地等登毛爾母我毛等」の如く「天地と共に」といへる外、卷三「四七八」に「天地與彌遠長爾萬代爾如此毛欲得跡憑有之皇子乃御門乃云々」卷十九「四二七五」に「天地與久萬氐爾」などいへるあり。又出雲國造神賀詞に「天八島國乎天地日月等共爾安久平久知行牟」ともいへり。

○共將終登　舊板本「トモニヲヘムト」とよめり。「天地ト共ニ」は久しきことを強めていへる語なり。古寫本中には「將終」を「ハテム」とよめるあり、(類聚古集、古葉略類聚鈔)「オハラム」とよめるあり。(神田本)「終」字は「ハツ」ともよまれざるにあらねど「ヲフ」「ヲハル」とよむを普通とす。而して「ヲフ」

と「ヲハル」とにつきて、その意を考ふるに、「ヲフ」は他を然する意にして「ヲハル」は自然の意を示す。今ここを「ヲハル」といひては天地と共に終るものの存せざるべからず。然るに、歌の意を考ふるに天地と終らむとする者ありてそれをうたへりとも考へられず。されば「ヲヘム」とよめる流布本のをよしとすべし。かく「をへむ」といふは豫想若くは豫定をいへるものなるが、その詞遣の例は巻五「八一五」に「武都紀多知波流能吉多良婆可久斯許曾鳥梅乎利都都多努之岐乎倍米」又巻十九「四一七四」に「春裏之樂終者梅花手折乎伎都追遊爾可有」又琴歌譜の片降の詞に「阿良多之支止之乃波之女爾可久之己曾知止世乎可禰弖多乃之支乎倍女」などあり。これらはその樂きことをなしをふる由にいへるなることも、「終ふ」といふ已上、そのなしをふべきわざなかるべからず。それにつきては新考に「ヲヘムは仕ヲ終へムなり(芳樹同說)」といへるをよしとす。さてその「樂しきを終へむ」「仕へを終へむ」といへる、その「ヲフ」といふ語の意は祝詞に「屢稱辭竟奉」といへるその「ヲヘ奉ル」といふと同じ意なるべきが、祝詞のは眞淵の祝詞考に「竟は盡すをいふ古言なり。」といひ同人の延喜式祝詞解に「竟奉とは其贊稱の辭を不遺落して稱舉し奉るとの義なり」といへるにて今の語にていはば「ある事をしつくす」といふべきを「をふ」といへりしものと見ゆ。

○念乍　「オモヒツツ」なり。「乍」を「ツツ」とよむべきこと、巻一「二五」にいへり。

○奉仕之　「ツカヘマツリシ」とよむ。「仕奉る」の語は巻一「三八」にいへり。「仕フ」は實質用言なれど、「奉る」は敬語なり。

○情遣奴　「ココロタガヒヌ」とよむ。この語の例は巻十九「四二三六」に「光神鳴波多嬬嬬携手共將有等念爾之情遣奴」とあり。心に豫期せしことの合期せず、意外の事の生ぜる時にいふことばなり。

一首の意　上にいへる所にて略明かなるべし。然るに、古來多くは「天地と共に」をば「皇子を天地とともに久しからむとおもひしと也」(略解)とやうに說くもの少からず。言ひ方は少しづつ異なれど、攷證、檜嬬手、美夫君志、みなこの說なり。然れどもかくては「終へむ」といふに打ちあはぬこと新考に論ぜるが如く、又下の句の意味にも打ちあはぬなり。さて「天地と共に」をへむ」といふは語の上にては上にいへる如くなるが、その結局は新考の說の如く、とこしへに仕へ奉らむといふ意なるなり。卽ち天地のあらん限り御奉公申し上げむと兼ねては思ひてありしが、今や豫期もせざりし大變の生じて、その豫期も遂けられぬ事となりたりとなり。考には「朝日夕日をもて、山、岡、宮殿などの景をいふは集中また古き祝詞などにも多し。是に及ものなければなり。」といひ、略解はこれをうけて「ここも只其所の景色をいふのみ」と附言せり。なほこれにつきて檜嬬

(一七七)

朝日弖流佐太乃岡邊爾羣居乍吾等哭涙息時毛無

○朝日弖流　「アサヒテル」とよむ。朝日の照るなり　この下の歌にも「旦日照島之御門爾」(一八九)とあり。又「朝日照佐太乃岡邊爾」(一九二)と全く同じ語なるもあり。考には「朝日夕日をもて、山、岡、宮殿などの景をいふは集中また古き祝詞などにも多し。是に及ものなければなり。」といひ、略解はこれをうけて「ここも只其所の景色をいふのみ」と附言せり。なほこれにつきて檜嬬

手には朝日夕日は只何となく續くる語なれども、下に三首までも此の同じつづけのあるを見れば、東宮の鎭すを以て殊更におけるなり」といへり。然れども、この說は契沖が既に「朝日てる佐太ノ岡とつづけたるは古今に夕月夜さすや岡邊といへる如く岡といはむ爲なり。朝日の光いづくはあれど先岡にあたりたるがはなやかに見ゆる故なり。下に朝くもり日の入ゆけはとよめるに思ひ合すれば東宮を朝日によそへて、日の替ら す照につけて東宮のかくれ給へるを嘆く意にやともおぼしきを、又下に朝日てる佐太の岡邊に鳴鳥とよめるは其意なければ唯初の義なるべし」といへるをよしとすべく、守部の說は從ひがたし。卽ちここは日當のよき、その岡の實際の地勢をいひてたたへ辭とせるなるべきが、わざわざ「朝日てる」といへるには特に意義あるべきなり。諸家これをいぬは疎かなりといふべし。

○佐太乃岡邊爾　「サタノヲカベニ」とよむ。佐太乃岡といふは上の眞弓の丘と相對してある丘陵なるが、その間の區別は明瞭ならずして、一の丘陵の如く見ゆるなり。卽ちこの佐太岡の麓には今、佐太村あり、眞弓岡の麓には今、眞弓村あり。而して佐田村は眞弓村の西南にあるなり、これを以て推すに、今の眞弓村の西なるを眞弓岡とする時は今の岡宮天皇陵は眞弓岡にあらずといふべく今の佐太岡の南の方にその山陵存せり。されば、山陵所在の地は寧ろ佐太岡といふべきなり。然るに諸陵式等に眞弓丘陵といへるを見れば、古へはこの邊一帶の丘陵を眞弓丘といひしなるべく、その一部をは佐田の岡と稱へしならむ。

○羣居乍　「ムレキツツ」とよむ。眞弓御陵の侍宿所に群れゐつつなり。春宮舍人は既にいへる如く數百人ありしが故に、それらが分番宿衞すとしても人數多かりしことを想像しうべし。

○吾等哭涙　流布本「ワガナクナミダ」とよめり。「ワガ」「アガ」いづれにても誤にあらず。さて「吾等」二字を「ワガ」とも「アガ」ともよまむことは如何にといふに、その「われ」と唱ふるものの數人なる由をあらはさむとて「等」字を加へたるものなるべきが、ここは上に群れ居つつといへる如く數多の舍人あるが故に、「吾等」といふ文字をかけるにて無意義に書けるにあらざるべし。然らばこれを「ワレ」とよむは如何といふに、これは國語の特性に基つく所なり。卽ち國語にては一人にても「われ」にてよき筈なれば「我等」と書きてもよみ方は「われ」「わが」とよみて差支なかるべきなり。卷三、二五〇「一本云」の歌に「珠藻刈處女乎過而夏草乃野島我埼爾伊保里爲吾等者」とある「吾等」を古來「ワレ」とよみ來れるが、この歌は卷十五に重出して、そこには「奈都久佐能野島我左吉爾伊保理須和禮波」(三六〇六)とかければ「吾等」にて「ワレ」なること著し。さてかく「等」を加へたるは筆者に然るべき心ありてかけるものなるべきに「等」をただ加へたるなりと事もなげにいひ去るものは古人の折角の苦心を認めざるものといふべし。「哭」は玉篇に「哀之發聲」とありて、類聚名義抄には「ナク」の訓あれば上のよみ方正しとす。

○息時毛無　「ヤムトモナシ」とよむ。「息」は詩經などに屢「止」の義に用ゐられ古來「ヤム」の訓ある字なり

○一首の意　朝日のてる佐太の岡の宿衞所にわれら舍人が多く群れ居ることなるが、見霽しもあり、日當りもよき所なれば氣もはれはれとすべき所と餘所目には見ゆらむが、われらはただ悲嘆にくれて涙のやむ時もなしとなり。これ上に「朝日てる」といひて四圍の晴れ晴れとせるに、われら悲泣に堪へずといひて、その悲哀の情を強調せむ」とせる反襯の法なるなり　若し然らずば、「朝日てる」といへる甲斐なきにあらずや。諸家之に注意せぬは疎なりといふべし。

（一七八）

御立爲之島乎見時、庭多泉、流涙、止曾金鶴。

○御立爲之　舊板木「ミタチセシ」とよめり。古寫本中には溫故堂本に「ミタテセシ」とよみたるが「ミタテセシ」は全く語をなさねば從ひ難し。契沖は「ミタタセシ」とよみ、眞淵は「ミタタシシ」とよみたり。この內契沖の「ミタタセシ」は語法にあはねば、その方のよみ方にては眞淵の說をよしとすべきに似たり。さて「ミタチセシ」といふと「ミタタシシ」との二は如何といふに「ミタチセシ」は「タツ」といふ動詞の連用形を名詞に準じて之に「ミ」を冠して敬語としたるを「セシ」の資格にしたるものにして「ミタタシシ」は「立ツ」をばサ行四段に再び活用して敬語としたる「タタス」の連用形に「ミ」を冠して敬語としたるものを複語尾「シ」にてうけたるものにていづれも理論上成立ちうる如くなるが果して、これらが當時の語法として行はれたるものなるか否かは精査せざるべからず。先づ「ミタチセシ」といふは不合理にあらねど、かくの如き語法の例は當時の實例には未だ見ざる所なり。新考には、動詞にはミを冠らすること事なければ、卷五に「ミタタシセリシ」を例として舊訓の如く「ミタチセシ」とよむべし」と主張せり。されど、この「ミタチ」の方は「タチといふ語に「ミ」を冠したるものにして「ミタタシセリシ」の方は「タタス」といふ敬語の連用形の上に「ミ」を冠せしものにして「タツ」といふ根本の語は同一なれど、いひ方は異なり。「ミタタシ」が「セリ」の資格に立てりといふことを以て直ちに「ミタチ」を「ス」の資格とすると同じ語法なりといふことを得ざるなり。而して、他にかくただの動詞連用形に「ミ」を冠して「ス」の資格に立てたる例を知らねば、このよみ方は正しと斷言すべきにあらざるなり。次に「ミタタシシ」は如何といふに「タタシシ」といふことは勿論ありしことなれど、「ミ」を冠したる「ミタタス」といふ如き用言の例は當時に存するを知らず。これは新考に既に論ぜる如くなり。その論に曰はく「乙いはくミタチセシとよまむは固より可なり。されど、又「ミタタシシ」とよむべし。下なる御立之島ニオリヰテナゲキツルカモ又十九卷なるフナドモニ御立座而はミタチセシ、ミタタシマシテとは訓むべからず。ミタタシシ、ミタタシマシテと訓まむ外なからずやと。甲又いはく、下なる御立之は上に三處まで御立爲之とあるに依れば、爲の字をおとしたるなり。又十九卷なる御立座而はタタシイマシテとよむべきことは上にオモホシを御念と書きトハサズを不御問と書けるを證とすべしと。甲は今の余、乙は前の余なり」といへり。これによりて「ミタタシシ」といふことの無理なることは知らるべきが、「ミタチセシ」は不合理ならねど、若し、從ふを得ずとせばここに一案あり。「御立爲」を「ミタタシ」とよむは余も亦それに從ふ所なるが、次の「之」を「ノ」とすることなり。かくする時は「ミタタシ」は一の體言の資格となり、その

次の「の」はその體言を受けて、下の語を形容修飾する意にて連體格に立たしめたるものなり。かくの如く動詞の連用形を體言に准じて之を「の」にて連體格に立たしめて、その形容修飾をあらはすことはこの頃にも盛んに用ゐたることなり。その一二例をいはむに、日本紀天智卷の歌謡に「伊提麻志能倶伊播阿羅珥茹」又本集卷三「三一五」に「天地與長久萬代爾不改將有行幸之宮」などあり。これらはただの動詞にあらで、敬意を含めるものなれば、稍趣似たり。されど、全く同じ性質の語にあらず。ここと全く同じ趣なるは卷一「三」の「御執乃梓弓」とあるものなり。かれもこれも、その詞がサ行四段再活の敬語にして連用形をとり、而して「ミ」を冠したるものが、體言に准ぜられて「の」にて連體格に立てるものにして、しかも、その連體格は全く名詞に化したるにあらずして、下の體言を形容修飾する關係に立てる點は全く同じ。されば、余はここを「ミタタシノ」とよむべきものなりと主張す。かくしてはじめて、語格上の無理を避くべし。その意はをりをり出立たせ給ひしことあるにより下ていへるなり。

○島乎見時　「シマヲミルトキ」とよむ　この島は契沖が「島は宮の名に非ず。やがて下に見ゆるも勾池の中島なり」といへるをよしとすべきに似たれど、その島はひろくその池島ある庭をいへるなり。

○庭多泉　「ニハタツミ」とよむ。「泉」を「ツミ」とよむは「イツミ」の「イ」を省きたるなり。「ニハタツミ」とは和名抄に「唐韻云潦音老和名爾波太豆美雨水也」とあるものにして、集中にも屢見ゆる語なり。卷七「一三七〇」に「甚毛不零雨故庭立水大莫逝人之應知」卷十九「四一六〇」に「爾波多豆美流涕等臨米可禰都毋」「四二一四」に「庭多豆水流涕留可禰都毋」などこれなり。この語の義は契沖が「タツミは泉なり。夕立村雨などによりて庭に流るる水の泉の涌やうなれば名づくると意得らるるに、文選に馬融長笛賦云秋潦漱其下趾兮云々是は竹のまだ笛にきらで蟒谷にある時をいへり。王勃が滕王閣序云潦水盡而寒潭清。かかればには、俄タツミはさきの如くにて雨によりて俄にまさる水の心なるべし。」といひ、冠辭考にも「俄泉の流るるといひかけたる也」といへり。檜嬬手には「庭立水の意なるべし」といひたれど、雨水のたまり流るるは庭に限らねば、「ニハ」は「俄」の義をよしとすべし。されど「タツミ」は直ちに泉の義にあらねば契沖説も全くはうけられず、かへりて檜嬬手の「立水」の義なる方によるべし。古義には「さきに大原惠敏も邊鄙の言に夕立などのふりて庭に水の流るるをたづみがはしるといふ古言片山里に残れり。云々」といへるが、その「たづみ」といふに矛盾せり。仙覺いへるは如何。「漾ふ水か」「たづみ」ならば、その古言に「たづみがはしる」といふに矛盾せり。仙覺の萬葉集注釋卷十一に「水にたてて水ふし水とはしたにたまりたれども出流るる事なき水なり。たちみづとはわき出でながるゝ水なり」といへる「たちみづ」即ち立ち流るる水の義にいへる「たづみ」なるべくして「たつみ」即ち立ち流るる水の義なるべく思はる。而して、ここは「流る」の枕詞とせるにて、卷十九「四一六〇」「四二一四」なるも同じ趣に用ゐたり。

○流涙　「ナガルルナミダ」なり。この語例は上にいへる如く、卷十九に二あり。(四一六〇)、(四二

一四)

○止曾金鶴　舊板本「トメゾカネツル」とよめるを童蒙抄に「ヤメゾカネツル」とよめり。されど、童蒙抄以外の諸家、みな「トメゾカネツル」とよめるなり。按ずるに涙に「トドム」とよむこと、上にいへる如く卷十九に二例(四一六〇、四二一四)あるが「トム」とよめる例は見出です。されど又涙に「ヤム」とよめる例は萬葉集はもとより古今になきことなれば、ここは「トドム」とよむか「トム」とよむかの外なかるべきが「トドメゾカネツル」とよまむには字餘にすぎて調破るれば「トム」といへる例は見えど古來の如く「トメゾカネツル」とよみてあるべきか。按ずるに「トドム」といふ語は「トム」を重ねて約したること「ツヅク」が「ツキック」の約、なるが如く「トメトム」の約なるべきかも知られず。然りとせば「トム」といふ語を涙に用ゐること古にありしならむとも思はる。この故に今姑く上の如くによめり。「カネ」は難の意の動詞にてナ行下二段の活用をするものにして、集中に例多し。本卷に「此吾心鎭目金津毛」(一九〇)卷一に「敷妙之枕之邊忘可禰津藻」(七二)など一一あぐるにたへず。

○一首の意　今この島卽ち庭園を見るに、この島は皇太子の平生出立たせまひて見そなはししまなれば、當時の事の思ひ出されてにはたづみの如く涙出できて止めむとしても止めかねつるよとなり。

(一七九)　橘之島宮爾者、不飽鴨、佐田乃岡邊爾、侍宿爲、爾往。

○橘之「タチバナノ」諸家橘は地名なるべしといへり。從ふべきに似たり。然るに今橘村といふは、上にいひし島莊と隣れる地ながら、飛鳥川を隔ててその西にある地にして聖德太子にて有名なる橘寺ここにあるなり。然れば、現在の地にていはば、橘と島の莊とは各別の地といふべし。されど、島莊の名はかの馬子の島の邸卽ち後の島宮の在るが爲に起りし名なるべく思はるればその本來の地名は別に存したりしものと考へざるべからず。かく考ふるときは、この橘の島の宮といふ語によりて、橘がその本來の地名なりしことを想像すべく、かくて古橘といひし地は今の島莊までも包含せしものなるべく思はる。而して飛鳥川は恐らくは今の地よりも東方を流れてありしならむと思はるるふしあり。その事は「一八四」の歌の條にいふべし。次田氏の新講には橘樹が島の地に繁殖したる爲の名なりといはれたるが、その意十分にわからず。若し橘といふ地名のこれに基づくといふ意ならば、吾人も或は然らむと贊すべきが、この宮の島の中に橘ありし爲の名といふ事あらば恐らくは然にはあらじといはざるべからず。さて橘の島といへる語は卷七「一三一五」に「橘之島爾之居者河遠不曝縫之吾下衣」とありてその「橘之島」とここのと同じ所なりといふ說あれど、果して然るか。容易くはいふを得ざるなり。

○島宮爾者　「シマノミヤニハ」とよむ。意こと變ることなし。

○不飽鴨　舊板本の訓「アカズカモ」とあり。類聚古集、古葉略類聚鈔などは「アカヌカモ」とよませたり。さて契沖は「アカズカモ」といひ、考及び攷證は「アカヌカモ」とよみ、略解古義と檜嬬手とは

「アカネカモ」とよめり。この句の意をば契沖は「意は何の飽き足らぬ所有てか、此宮を除(サキ)て佐田の岡邊にとのゐしに行と悲しみの餘に設て云なり。島の宮にはしましける時の宮仕にあかでと云にはあらざるべし」といひ、攷證にもまた「島の宮にはとのゐをしたらねばにやあらん、今はまた陵所の佐田の岡へもとのゐしにゆくことよと也」といへるが、もしさる意をあらはさむには「アカヌカモ」といひても「アカスカモ」といひても當らぬ事なるに、さる意なりと主張しながら、さるよみ方をせるは自家撞着といふべし。卽ち契沖又由豆流の說ける所の意をあらはすには「アカネカモ」とよまずばあるべからず。これ近世の學者の一致して「アカネカモ」とよめる所以なり。「アカネ」の「ネ」は打消の複語尾の已然形なるが、一般にこの頃の語遣として、已然形を以て下に接續して條件を示すこと後に「ば」の接續助詞を以てつづくると同じ趣の語遣たること屢いひし所なるが、その已然形にて接續せる下に「カモ」といふ係助詞を加へて、下との意を一層委しく結びつけたるものなり。さて、「その(ソノ)飽く」といふ語は十分に滿ち足ることをいふ語なれば、ここの「アカズ」といふは、考に「とのいを爲不足歟(ナシ)なり」といへる如き意あるものなるべく思はる。

○佐田乃岡邊爾　「一七七」なるに同じ。島庄と佐田の岡とは約一里許へだたれり。

○侍宿爲爾往　「トノヰシニユク」　「侍宿」は上にいへり。意かくれたる所なし。

○一首の意　皇子の御在世中橘の島の宮の御仕へをせしがそれにては宮仕をしたらぬによりてか、佐田の岡邊へまでも、とのゐしにゆくことよとなり。これ皇太子のおはしまさずなりて、島宮に奉仕することの行はれず、佐田の御陵所へ通ふ樣になれるを歎きのあまり、その情を幼くいひあらはしたるなり。

(一八〇)　**御立爲之島乎母家跡住鳥毛荒備勿行年替左右。**

(ミタシノシマヲモイヘトスムトリモアラビナユキソトシカハルマデ)

○御立爲之　「一七八」にいへると同じ。

○島乎母家跡住鳥毛　よみ方には異論なし。島の宮の御池の島をもわが家として住む鳥もといふなり。「島をも」といへるは如何なる意ぞといふに、契沖が「水鳥は水をすみかとする物なれど、能倒ならし置たまへば、なつきて中島にもあがりて心やすく遊ぶ意なり」といへり。かくまでの意はあるまじけれど、凡そ鳥といふもののすみかはもとより人の作りたる島などにあるべきものならぬが、年久しく飼ひならさるれば馴れてその島をも本來のすみかの如くにする由をいふと思はる。「鳥も」の「も」は「人も」に對していへるものにして言外に宮仕人をも下にいへる如くいへるなり。

○荒備勿行　「一七二」にいへると同じ。

○年替左右　「トシカハルマデ」とよむ。「左右」を「マデ」とよむ由は、卷一「三四」にいへり。年のかはるといふことは如何なる義か。今は曆の改まりて年の名のかはるをいふ事なるが、ここは、恐らくは然にはあらずして、考に「來らん年の四月までもかく在て御あとをしたへ」といへる如く、(皇太子の薨去は上にいへる如く、四月十三日なれば)一周年をすぐるまでの意なるべく思はる。

美夫君志にはこの上に「せめて」といふ語を補ひて釋せり。從ふべし。この一句「荒びな行きそ」の上にあるべきを倒置せるなり。

○一首の意　皇太子の常に御立しありし島をもわが家として住む鳥も、せめて御一周忌のすむまでは他に行かずして、ここに居れ。汝はさきさきよりここを己が家としてすめるにあらずや。われらも、その間はせめての御恩報じにこゝに行通ひて仕へ奉るが故に汝らもここにありて、我らと憂を同じくせよ。それにぞわれらは、汝を友としてはせめても少しは慰むべく思はるればとなり。

（一八二）御立爲之島之荒礒乎、今見者、不生有之草、生爾來鴨。

○御立之　上にいへり。

○島之荒礒乎　舊訓「シマノアライソヲ」とよみたるが代匠記には「アリソ」とも訓むべしといへり。而してより後の學者いづれも「アリソ」とのみよめり。いづれにてもよき筈なるが、音の上より「アリソ」とよむをよしとすべし。「アリソ」は「アライソ」を約めたるものなるが、萬葉集には「あらいそ」と假名書にせるは一も見えずして假名書にせるには「アリソ」のみ見ゆ。さてその「アリソ」は上にいへる如く現礒の義なるべきなり。これにつきて契沖は礒は海に限らず、川にも池にもよめり。されば、歌の習なれば、必あら浪よする所ならずとも大形に礒をアライソといへるか。若くは海邊を學びて作らせ給へば云か」といひ考には「御池に岩をたて、瀧おとしてあらき礒の形作られしをいふなるべし」といへり。大體以上の如くなるべきか。但「アリ礒」を「荒浪のよする礒」の義とするに及ばざること上にいへる如く、ただ庭の立石飾石などをすべていふと心得て十分なり。

○今見者　舊訓「ケフミレバ」とあり。契沖は「官本の又點に「イマミレバ」とあり」といひ同本に又「今日見者」に作る」といへり。考は「今」の字のままに「イマミレバ」とよみ、略解之に從ひ古義は舊訓に從ひつつ、契沖の官本を基として、それによらば「ケフミレバ」とよむべしといへり。然るに今傳はる官本の系統の本にも「今日」とある本一も見えず。されば「イマミレバ」とよむ方よきが如くに思はるるに、美夫君志に又說あり。曰はく「日字は略してかける例あり。卷六、十左に「今耳爾秋足目八方。」これを舊訓に「イマノミニ」とあるはわろし。必ケフノミニと訓べし。玉響昨夕見物今朝(二三九一)又卷十一五左に「今朝可戀物ともあり。此は文字を省きてかける一の法にて重石を重と作、背向爲當を當と作るが如し。」といへり。これにより集中に「今」を「ケフ」とよめる例ありやといふに、卷十に「年有而今香將卷烏玉之夜霧隱遠妻之手乎」(二〇三五)卷九に「今日爾何如將及」(一七五四)などあり。これらによらば、美夫君志の說に從ふべきが如くなれど「イマ」とよむ方意徹底せり。意はかくれたることなきが、その御大事の當座は何事もおもほえずして日數經しが、やゝ心落ちるて、さて庭のあたりを思ひ出したる如くにながめやりたる心地、この一語によくあらはれたり。

○不生有之草　「オヒザリシクサ」とよむ。意明かなり。

○生爾來鴨　「オヒニケルカモ」とよむ。「來」を「けり」にあて用ゐること集中に例甚多し。一一例をあぐるに堪へぬが各種の活用形にあてたる例を一二あぐべし。卷六「九一二」に「三吉野乃瀧乃水沫開來受屋」卷四「七五三」に「相見者須臾戀者奈木六香登雖念戀弥益來」卷三「二六七」に「牟佐佐婢波木末求跡足日木乃山能佐都雄爾相爾來鴨」卷七「一〇九八」に「二上山母妹許曾有來」あり。「かも」は例の歎息の意をあらはせるものなり。

○一首の意　君のましましたりしほどは草などをも苅はらふ人ありしかば、草も生ひざりしかど、君うせ給ひての當座はもとより前後のあやめもわかずして、月日を過ししが、今や少し心落ちつきて、あたりを見れば、さてもさても以前は生ふる事などあらざりし雜草のいたく生ひて荒れたる事よとなり。考には卷三の「詠故太政大臣藤家之山池」の赤人が歌に比べて言ひたれど、この歌の方感じ澁刺として生氣遙に滿ち、かの歌よりは數等の上に位す。歌主の有名と無名とに關せずよしをよしとすべきなり。

(一八二)　**鳥垣立、飼之鴈乃兒、栖立去者、檀崗爾、飛反來年。**

○鳥垣立　舊訓「トクラタチ」とよみ、管見には「トクラタテ」とよめり。代匠記には「垣」は「栖」の誤とし、訓は舊によれり。古寫本には類聚古集、神田本、大矢本、京都大學本に「鳥垣」とかけり。按ずるに「垣」といふ字、支那本邦の字書に未だ發見せず。然らば「鳥垣」を正しとせむかといふに、かかる成語も亦未だ發見せず。然るに木村正辭は「垣」は「栖」の俗字にして「トクラ」とよむべしといへり。

その說の要をいはむに、「此垣の字は栖の俗字にして、類聚名義抄に栖棲正音西スミカ○ヤドル○ス○鳥ノス栖俗字鏡集に棲栖同と見え、これを手偏に作は龍龕手鑑手部に捿俗音西正作棲鳥棲捿上とある、是也。かかれば、垣は栖の俗體なること明らけし」といへり。けにこの說の如くなりと思はる。さてその栖の字を土扁にせる理由を案ずるに類聚名義抄には、「トクラの訓ある「塒」を「樓」字に明かに「トクラ」の訓を加へたり。されば「トクラ」は「栖」「搰」「垣」の三體ありしことなりといふべきなり。なほ木村氏はその棲に「トクラ」の訓ある事を洩せり、類聚名義抄には「塒注云鑿墻而棲曰塒音時訓止久良」とあり、和名鈔には「毛詩云雞栖于塒巨別反入鷄栖杙止久良」とあり、和名鈔には「毛詩云雞栖于からず。「トクラ」とは何かといふに、新撰字鏡に「塒」の義にして鳥のやどり座る處をさせるなるが「トリクラ」の約なれば「トグラ」と濁るべきならむ。本集にてはなほ卷十八「四一五四」に「枕附都麻屋之內爾鳥座由比須惠氏曾我飼眞白部乃多可」とあり。それは鷹なれば、家の內に鳥座を構へしものなるが、ここは屋の內なりや否や明かならねど、庭上に構へられしならむといふ說考略解等あり。次に「立」は板本「タチ」とよみたるが、古寫本中にも「タテ」とよめるもの少からず。而してここは鳥座を構へ立つるなれば「タテ」とよむべきところなり。

○飼之鴈乃兒　「カヒシカリノコ」とよむ。契沖は「雁の兒はかもの子をいふ。かるのこともいふと源氏物語の抄に見えたり。されどもいかにしてかりのことといふよしは見えず。(中略)又鴨の中にゐなかに一種かるとなづくるあり。ひなよりかへば、よくなつきて道をゆけば、しりに

たちてくるといへり」といひ、なほ鷹の字を誤りたるにやともいへるが、冠辭考はこれによりて「かるがも」なりとせり。按ずるに鴈は今ガンといふを主とすといへども、古は必ずしもその一種に限らざりしならむ。類聚名義抄には鴈の外、鴻鷹鵝の字にも「かり」の訓あり、新撰字鏡には「鴻」に「宇加利」(大鴈の義)「鳩」「鴨」「鷹」いづれも「加利」の訓あり。されど「鷹」とかける本は一もなく、又「鷹」を「かり」と訓したる例も一もなければ、「カリ」は雁鴨の類なりといふべく、それ以上の委しきことは今よりして知るべからず。

○栖立去者　「スダチナバ」とよむ。「去」を「ナ」といふは「去」の字を複語尾「ヌ」の位置に用ゐたるなり。その一例をいはば、卷三「二七五」に「伺處吾將宿高島乃勝野原爾此日暮去者」同卷「二七四」に「奥部莫避左夜深去來」卷一「三四」に「年之經去良武」とあり。「栖立」とは生育して獨立し飛ぶを得て栖より立ち出で去るをいふ。

○檀岡爾　上にいへるにおなじ。

○飛反來年　「トビカヘリコネ」とよむ。これには古來異論もなかりしが、近く木村正辭は反變と通用の文字なるからに「反はウツリと訓むべし移の意なり」といへり。いかにも變の字には「ウツル」の語をあてはめうべけれど、「反」を變の字の義とするは強言といふべくや。これにつきて新考には「九卷なる詠霍歌にウノ花ノサキタル野邊ユ飛反來ナキトヨモシ(一七五五)とあるを見れば、トビカヘリは飜り飛ぶ事ならむ。さらば、結句はただ飛ヒ來ヨと心得べし」といへり。この說をよしとす。「來年」の「ネ」は用言の未然形をうけて他に誂ふる意を示して終止する助詞なることは卷一「一」にいへり。ここは「來」の未然形「コ」をうけたるなり。

○一首の意　皇太子の御命によりて、鳥座を構へて飼ひし鴈の子よ。生ひ立ちて栖立ちをする樣にならば、この眞弓の岡に飛び通ひ來てわれらと共に皇太子の御靈を慰め奉れとなり。

(一八三)

吾御門、千代常登婆爾、將榮等、念而有之、吾志悲毛。

○吾御門　「ワガミカド」なり。わが仕へ奉る皇太子の御宮なり　御門は宮殿の義なること既に屢いへり。

○千代常登婆爾　「チヨトコトハニ」なり。「千代」と「常登婆」とを重ねていへるなり。「千代」はいふまでもなし。「トコトハ」は又更に「トコ」と「トハ」とを重ねたるなり。「トコ」は常住不變の意なるは「常世」「常葉」などいへるにて知るべし。「トハ」も亦略同じ意と見ゆ。古今集第十四、よみ人しらずの歌に「津の國のなにはおもはず、山城のとはにあひみむ事をのみこそ」といふあり。「トコトハ」といへるは佛足石歌に「己禮乃與波宇都利佐留止毛止己止婆爾佐乃己利伊麻世、乃知乃與乃多米云々」とあるなどその例なり。永久不變にの義なり。

○將榮等　「サカエムト」なり。意明かなり。

○念而有之　「オモヒテアリシ」なり。童蒙抄には「ネガヒツツアリシ」とよみたれど、理なし。

○吾志悲毛　「アレシカナシモ」なり。「し」は力強くさし、「も」を終止とするは嘆息の意をあらはすに用ゐたり。これ上四字を以て「吾の連體格に立たしめ、語格より見れば、ただ「吾は悲し」といふの

みにて一首の歌の格をなせるなるが、そのいひ方奇拔にして悲しみの意を力强く適切にあらはせり。

○一首の意　吾が仕へ奉る皇太子は永久にましまし、その御宮はとこしなへに榮えむと思ひてありしに、今かかる世のさまとなりては實に〳〵悲しさに堪へずとなり。

(一八四)

東乃、多藝能御門爾、雖伺侍、昨日毛今日毛、召言毛無。

○東乃　板本「ヒムガノ」とよめり。古寫本にはすべて「ヒムカシノ」とあり。板本誤りて「シ」を脫したること著し。童蒙抄には「ヒガシノ」とよみたれど、考以下古にかへしてよめり。「ヒムガシノ」といふ語のこと卷一「四八」にいへるが、その例はそこにあげたり。

○多藝能御門爾　「タギノミカドニ」とよむ。「タギ」の事は卷一「三六」にいへる如く、今「たき」といへるとは少しく異にして、「たぎる」意にして、その「タギル」といふ語の語幹の名詞となれるにて卷一「三八」に「多藝津河內」といへるに似たる意義と用法とに立てるものにして水のたぎち流るゝことをいへるなり。「御門」は上にいへる多くの例は宮殿の替詞なるが、ここのも然りといふ說もあれど、(美夫君志)多くの學者は眞の御門をいふとせり。この說をよしとす。さてこの東の瀧の御門といふ語につつきては近藤芳樹の註疏に「多藝は今の瀑布のたぐひにはあらず。ただ勾の池の水の瀨をなして流るゝを瀧といへるなり。禁中に瀧口とて淸涼殿の御溝水に流れいづる處のあるが如きたぐひなり。そこにある御門ゆゑに此名あるなり。」といへり。まことさる事とおぼえたり。これにつきて次田氏の新講にはその島宮につきて(一二三頁)「この地は最初蘇我馬子が邸宅を營んだ所で、支那式の造園法によつて池を掘り、飛鳥川の水を通はせ、池中に中島卽ち島を築いたので云々」といひ、又この歌の條には「東の瀧の御門は飛鳥川から引いた水が島宮の池に落ちる處にある御殿卽ち後の泉殿のやうなものである。前にも述べた通り、この庭は支那式の造園法によつて造られたもので中古の寢殿造の庭と同じ形式のものであつたのである。而して引水の落口は池の東にあるのが法式となつてゐるのである、「東の」と歌つたのはそれが爲である。」といへり。この飛鳥川の水を引きたることと、支那式の造園法によりたる事とは首肯すべきことなるが、「東の」といへるとの解釋は余は十分に首肯すること能はず。先づ、平安朝の庭園は大體その說の如く、東に瀧口を設くる方式によれるものにして、之は聖德太子の筆に成ると傳ふる庭地形取圖といふを基とせり。されど、この圖の原則は南面してつくられ且四神相應の地勢卽ち北には高山、南は廣き田畑、東に川流西に大道ある地勢に基づきてのものと見ゆるに、この島の地は南高くして北低く地勢は大體において反對せり。されば、必ずしも然りといふべからず。さていづれにしても東に瀧ありとせざるべからざるが、その東に瀧ありとせば、そは水の落口といはむよりは取入口なりといはむ方地勢にかなへり。何となれば、この邊の地勢東は多武峯又細川山の麓にあたりて傾斜著しければなり。或は思ふに、當時飛鳥川の本流又は、支流たる細川が、この宮の東を流れてあり、それより水を池にとり入れられしにあらざるか。若し然りとせば、今の島の地と今の橘の地

とは川を隔てずして相續きてありしにあらざるか。或は又然らずとも、細川の水を引きて東よりとり入れられしならむ。この東の瀧はいづれにしても落口にあらざるべきは地勢上考へらるべきことなり。次に、ここに御門とあるは泉殿にあらでなほ實の御門をさせるなるべし。かく考ふる由は、支那の制は天子は南面するの主義によりて、南を正面とし、南の門をことに正式の本門としたるにて、本邦にても、朱雀門、承明門、建禮門など、いづれも、最も重んぜられしなるが、さる事の著しかりし平安朝時代に於いても大臣公卿の出仕する際の事實上の正門は東面の御門陽明門（近衞の御門といふ）に限られたるにて、之を日の御門といひ重んぜしなり。神樂歌に「このゑのみかとにこじおといつ」といへるもこの由なり。これを以て案ずるに支那は南北を經とし、東西を緯としたるに反し、本邦の古は東西を經とし、南北を緯としたること卷一「五二」に述べたる如くなるが、その日經のうちにては東を主とすべきは勿論なれば、古は東の門を最も重んぜしものなるべく、南を重んぜしは恐らくは支那式宮城のはじめられし後の事なるべく、それもなほ事實の上にては、古來の如く、東面の御門を重んぜしなるべし。果して然らば、ここに東の瀧の御門といへるは偶然の事にあらで、これ卽ち當時の正門なりしなるべければ、特にこれをいひて、舍人の出入する處、又護衞する重要なる場所の代表としていへるなるべし。

○雖伺侍　舊板本「サモラヘド」とよみ、金澤本、類聚古集等には「サフラヘド」とよめり。この「伺」字は說文に「候望也」と注し、廣韻に「伺候」と注せれば、「候」字と通用する字なり。「侍」字は說文に「承也」廣韻に「近也從也」とあり。而して類聚名義抄には「伺」にも「候」にも「侍」にも「サフラフ」の訓ありて、「サモラフ」といふ訓の字は一字も見えず。然るに萬葉集の假名書なるには「サモラフ」といふ語の例あり。本卷「一九九」のうちに「鶉成伊波比廻雖侍候佐母良比不得者」卷二十「四三九八」に「安佐奈藝爾倍牟氣許我牟等佐毛良布等和我乎流等伎爾」卷七「一一七一」に「大御舟竟而佐守布高島乃云々」など然り。されど、「サフラフ」とかける例一もなし。さればこの頃は專ら「サモラフ」といひしならむ。「伺」も「侍」も共に「サモラフ」の訓あれば、「伺侍」の二字熟して、「サモラフ」といふ語をあらはすなるべく、その熟字は支那に既に用ゐてありしものならむと思はるれど、未だ例を見出でず。

○昨日毛今日毛　「キノフモケフモ」なり。昨日はひろく、過去數多の日を含めていへりとおぼゆ。

○召言毛無　「メスコトモナシ」とよむ。言は「コト」の音をかりて事の義に用ゐたりといふ說多し。されど「事」と抽象的にいふよりも「言」の義とする方具象的にして意適切なり。卽ち御用ありとて召したまふ言もきかずとなり。卷三「四五四」に「愛八師榮之君乃伊座勢波、昨日毛今日毛吾乎召麻之乎」といふあり。

○一首の意　島の宮の東門なる瀧の御門に伺候して、わが君の御用事もあらむかと思ひて來てど、昨日も今日も召したまふ御言もきかずとなり。

（一八五）

水傳、礒乃浦回乃、石乍自、木丘開道乎、又將見鴨。

○水傳　舊板本「ミヅツテノ」とよめるが、管見には「ミツツタフ」とよめりしより、諸家皆これに從へ

り。他に例のなき詞ながら文字のままに「ミッツタフ」とよむをよしとすべし。これを冠辭考に枕詞といへれど實際の事をいひたる詞なりとする新考などの說をよしとす。語の意は契沖は「いそへは水につきてつたひゆけばなり」といひ、古義には「御庭の池の島のめぐりに走らせたる水の磯間々々をつたひて流るるをいへり」といへり。これは水が主格たるものなるべければ、古義の說をよしとす。

○磯乃浦回乃　「イソノウラミノ」なり。磯は上に荒磯といへると同じものにして、島の石をいふ。浦回も亦上にいへるが、ここは島ある池の汀の浦回のさまになれるをさせるなり。

○石乍自　「イハツツジ」とよむ。古義には「イソツツジ」とよめり。「乍」は「ツツ」なるを借り用ゐ、「乍自」にて植物の「ツツジ」にあてたるなり。さて「石」は「イソ」とも「イハ」ともよみうる字なるが、「イソツツジ」といへる語は古今に未だきかぬものなり。「イハツツジ」は本草和名及び和名抄に、羊躑躅の訓として用ゐ、新撰字鏡に茵芋の訓として用ゐて昔よりある語なるが、實際に於いて今も庭園に植うるには岩石をあしらひにおくものなれば、古もしかなりしならむ。而して、こはその天然のさま岩石多き地に生ずるによりてならむ。而して島宮の庭園には實にかかるさまにいはつつじを植ゑてありしならむ。

○木丘開道乎　舊板本「モクサクミチヲ」とよみたるが、金澤本には「キミサヘ」とし、類聚古集、神田本には「コクサクミチヲ」といふ古訓を可とし、童蒙抄は「開」は「關」の誤として「ココセキミチヲ」かといひ、考は「木丘」は「森」の誤にして「シジニサクミチヲ」なりと

いひたり。されど、ここの所に古本どもに誤字あるもの一も見えねば、誤字說は先づうけられず。又拾穗抄の古訓なりといふ事も今は證を知らねば、從ひかねたり。さて殘る所にては、金澤本類聚古集の「きみさへ」「きくさく」共に道理なければ從ひかねたり。されば文字のままによむべきならむが、「木」「丘」の二字共に音の假名としたる例他に見ねど、音としては「モク」とよむに差支なかるべきなり。次に「開」を「さく」といふは古今に通じて異論あらざるべし。さて「モク」とは如何なる語かといふに、和訓栞に「茂をよめるは音にあらず、もしともくともよみて神代紀に扶疏をしきもしとよみ、皇代紀に蒼蔚をもくしけくしとよめる意なり。盛をもるとよむが如し。」といへり。これは「もる」の語幹と「もし」の語幹とが共通せりといふことなるべきが、げにさもと思はれたり。さて、この「もし」といふ語を日本紀の訓に用ゐたる例は上の外になほあり。應神紀に「芳草蒼蔚」を「もくしけし」とよみ、又顯宗紀に來目部小楯の事をいひて「厥功茂焉」を「もし」とよみたり。その他の書にては古語拾遺の古訓に「蕃茂」を「シキモセリ」とよみ、將門記の古訓に「蘭花欲茂」を「モカラムト欲」とよみ、朗詠の古訓には「惠茂筑波山之陰」を「ボシ」とよめり。又毛詩尚書、文選、遊仙窟などの古訓にもこの語屢用ゐられ、色葉字類抄にはその辭字の部に「茂モシ莫候反卉木盛也」と注せり。されば、これは「モシ、モク、モキ」といふ形容詞なるべきこと明かなるが、漢字の「茂」を用言化せしものにあらずして古言なるべしといへり。朗詠の「ボシ」は「モシ」の音通なり。意は漢字の「茂」又「蒼」の義にて察すべし。「蒼」は玉篇に「草盛貌」とあり。「開」を花の咲くに用ゐたるは支那に起る。一二例をいはば、梁元帝の樂府に「春花向雪開」梁簡文帝詩に「柳葉帶風轉、桃

花含雨開」等あり。即ち「いはつつじ」の茂く盛んに咲く道といふなり。而して、四五月の頃はつつじの花盛なれば實感を基としてよめるなり。

○又將見鴨　舊訓「マタモミムカモ」といひ、考には「マタミナムカモ」とよみ、後の學者多く之に從へり。按ずるに、文字のままにては二者いづれによみても不可にあらず。しかれども、將來再び之を見るを得べきか、恐らくは然らざらむといふ意なるべければ、「マタミナムカモ」の方によるべし。「見ナム」は將來をかけて推測し、さる事をしえむといふ意をあらはせり。「かも」は疑問をあらはすものなるが、ここは反語に用ゐられたり。

○一首の意　水の傳ひながるるこの磯の浦つづきに並べ植ゑおかれたるいはつつじは今花の盛りなるが、かく茂く盛りにつつじの咲くこの池の邊の道をば、我等は將來またも見得べきか如何。恐らくは、再びこの庭の花盛にあひ見むことをなしうべからじと、やがてはこの宮を退散すべき身の感慨の餘にうたへるなり。

(一八六)

一日者、千遍參入之、東乃、大寸御門乎、入不勝鴨。

○一日者　「ヒトヒニハ」とよむ。「者」一字を「ニハ」とよめる例は卷一「二九」に「夷者雖有」「四七」に「荒野者雖有」などをはじめ、集中に多し。一々あぐべからず。この「ハ」は意味頗る輕し。されど、無意味のものにあらず。

○千遍參入之　「チタビマヰリシ」とよむ。「チ」は數の甚だ多きをいふなり。「遍」は今も度數をかぞふるに用ゐる字なるが、その源は支那にあり。魏志の賈逵傳の注に曰はく「始達爲諸生略覽大義取其可用、最好春秋左傳及爲牧守常自課讀之月常一遍」などこの一例なり。

○大寸御門乎　舊訓「タキノミカドヲ」とよみたるを考に「寸は假字也。假字の下に辭を添るよしなし」といひて「オホキミカドヲ」とよみたり。古義は「大」は誤にして拾穗本によりて「太」と改むべしとし「寸」の下に「能」字脱せりとて補ひ、さて「たぎのみかど」とよめり。攷證は考の說に反對して曰はく「されど人名地名などにはまま假字の下に辭を添ふること見えたり」といひて「タキノミカド」とよむことを主張し、美夫君志も亦同じ趣旨に論ぜり。その考の論據はこれらの說にて破られたれど、さりとてそのよみ方未だ必ずしも否認すべからず。先づ「大」を「タ」の假名に用ゐたるは異例にして、他には「一二八」の「一云」に「戀乎大爾」「二三二」の「己伎大雲」卷十八「四〇九四」の「許等大弖」の三を見るが、それらは古寫本にいづれも「太」に作れば誤なること著しきに、ここは諸本すべて「大」にして一も「太」に作る本を見ず。さればこれはその義によりて「オホキミカド」とよむこと太上天皇、太政大臣、大將軍、大辨、大貳等のよみ方の如くにすべし。この「オホキ」は「多」の意にあらずして「オホキシ」の語幹なり。かく形容詞の語幹を直ちに名詞に冠して熟語の形にすることは古も今も行はるる所なるが、本集中にここに似たる假名書の例を求むれば卷二十「四四九一」の「於保吉宇美能美柰曾己布可久」あり。「大キ御門」とは大門又は正門といふ程の事なるべし。

○入不勝鴨　「イリカテヌカモ」とよむ。「カツ」は上「九四」の「有勝麻之自」の條にいへる如く、たふる由の語なり。「カテヌ」の「ヌ」は打消の語にてその連體形より「カモ」につづけたるにて「カモ」は感動の

意をあらはして終止せるなり。

○一首の意　これまでは愉快に一日に千遍も參入りしこの東の瀧の御門をば、將來も、以前の如くに參入ることを得べきか、否や。今や皇太子尊の此世におはさず、主のまさぬ宿となりはてたれば、我等は、參入るに堪へぬ事となれるかな。かくて、いよ〳〵荒れはて行くらむことの悲しさよ。

（一八七）

所由無（ツレモナキ）佐太乃岡邊爾（サタノヲカベニ）、反居者（カヘリヰバ）、島御橋爾（シマノミハシニ）、誰加住舞無（タレカスマヒム）。

○所由無　舊訓「ヨシモナク」とし、類聚古集、西本願寺本は「ヨシモナキ」とよめり。童蒙抄は「ユエモナキ」とよみ、本居宣長は上の「由緣母無（一六七）」と同じく「ツレモナキ」とよむべしといひ略解之によれり。この說をよしとす。

○反居者　古來「カヘリヰバ」とよめり。古義は之を非とし、「反」は「君」の寫誤なりとして「キミマセバ」とよみ、美夫君志は「反」を「ウツル」とよむべしといへり。されど、ここに誤字ある古寫本一もなければ、古義の說は從ひ難し。又「反」を「ウツル」とよむことの不條理なること既に「一八二」にいへるが如くなれば、美夫君志の說も從ひ難し。然らば「カヘリヰバ」といふ語の意如何といふに、考に「かへりゐるとは行かへりつつ分番交替してゐるをいふ。」といへるをよしとす。然るに、古義は之を批難して「もしさらば、カヘリヲレバといはではかなはぬことなり」といひ、新考などにも考の說にては意通せずといはれたり。余按ずるに從來の諸家賛する人も、反對する人もこの「カヘル」をば、島宮と眞弓の陵所との間に往復交替する意にとるが故に、意義通ぜぬなり。まことに、島宮と眞弓の陵所との間を交替に分番宿衞するものとせば、これより下の二句の意了解しうべからぬ事は勿論なり。さりとて、これが爲に、誤字說を出さずば、了解し得られざる程の難解の歌にもあらざるものを。諸の大家如何に思ひ惑へる事にか。この「かへり」はもとより分番交替し宿衞の爲に眞弓の陵所に往復することをいへるに相違なし。されど、その舍人等の本居は島宮にあらで、恐らくはその附近に賜はれる舍屋ならむ。さらずば、上の歌にいへる「一日には千遍まゐりし東のたぎの御門」といふ語も無意義とならむ。卽ち、これは「己等が賜はれる官舍よりしてかく眞弓の陵所に交替分番してゐれば」といふことにして、すべての人がその陵所に奉仕するに日もこれ足らず、島の御門には出入する事の絶えたる故にかくいへるなり。かくの如く見來りて、そこに何の無理なる點、また解し難き點あらむや。學者三思するを要す。

○島御橋爾　「シマノミハシニ」とよむ。この「ミハシ」をば、契沖は「御橋トハ書タレト御階ナルベシ」といひ、考略解、以下多くこれに從へり。されど、新考には「契沖幷に其說に從へる人人はシマノミカドを例としたるならめど、そのミカドは宮の御門といふことにはあらで御殿といふ事なる由既に云へり。案ずるにシマノミハシは勾の池の中島に渡せる橋にて云々」といへるをよしとす　島といふ語のみにて島宮をいふべくもあらねばなり。これは島の池上の景色を賞すべく御橋に立つことありしを思へるならむ。

○誰加住舞無　「タレカスマフ」は「スム」をハ行四段に再び活用せしめたるものにして

して、その作用の繼續せることをあらはせる語なり。その例は卷四「五七八」に「天地與共久住波牟等」卷五「八八〇」に「比奈爾伊都等世周麻比都々」等あり。その意は新考に「トドマラムといふ意にこそ。住居の意とすれば、御階にてもかなはず」といへるをよしとす。

○一首の意　もとゆかりもなかりし佐太の岡邊に、今は山陵をおかれたれば、我等は分番して宿衛する爲に絶えず往復するなるが、かくしてゐたらば、島の宮のあの景色のよき御橋の上にとどまりて眺めにふけるもの誰一人としてあらむやとなり。

（一八八）

○旦覆、日之入去者、御立之、島爾下座而、嘆鶴鴨。

○旦覆　舊板本「旦覆」につくり「アサグ、モリ」とよめり。されど「旦」字は「アサ」とよむべき字にあらず。金澤本、類聚古集、古葉略類聚抄、神田本には「旦」とせり。然るときは「アサ」とよむをうべし。されど「覆」を「くもり」とは直ちによみうべきにあらず。この故に考は「天靄」の誤として「アマグモリ」とよめり。檜嬬手は「旦覆」にて「アサカヘリ」とよみ、古義は「茜指」の誤として「アカネサス」とよみ、美夫君志には「旦覆」にて「タナグモリ」とよむべしといひ、攷證は舊訓のままにてよかるべきをいへり。先づ、考及び古義の誤字を基とする說は從ふべきものにあらず。次に「旦」は古寫本に從ひて「旦」とすべし。しかする時には「アサ」とよむことは普通なるが「覆」を「クモリ」とよむことは如何といふに、攷證に次の如くいへり。「覆は釋名釋言語に覆蓋蔽也云々とあるごとくおほふ事にて空をおほふ意なればくもりとはよめるなり」といへり。この義によらば「アサグモリ」とよむことを得ともいふべし。されど「アサグモリ」といふ詞を以て「日のいる」といふに對すること、古今に證なく、又いかにして、かくいひつづくるにか。理なきことといふべし。代匠記にくだ〳〵しき說あれど從ひがたし。美夫君志の說は「撥假字のンは奈行の通にてナと轉じ用ゐる例なり」といひ、別記に、委しき說あるが、要をいはば「此旦は悉曇家にて所謂舌內聲の字なれば、……ナニヌネノの音に轉ずる例也……猶云はば國名の丹波も和名抄の訓注には太邇波とあり。これを古事記の孝元天皇の段には旦波と作り。これ旦をタナと訓べき明證也」といへり。「タナグモリ」といふ語は卷十三「三三一〇」に「棚雲利雪者零來奴」とあり。空のかきくもり暗くなるをいふことばと見えたり。さらば、美夫君志の說にしたがふべし。

○日之入去者　舊訓「ヒノイリユケバ」とよみて、異論もなかりしが、古義には「ヒノイリヌレバ」とよめり。「去」は「ユク」(卷一「六二」)ともよみ又「ヌ」にあてて用ゐること既にいひたる所なるが、ここには「イリユケバ」とよむときは、次第に入りゆく義となり、「イリヌレバ」とよむときは、入はてたるをいふ意となるが、實際の日につきていふ時は「ユケバ」とよまむ方まされり。この「イル」をば諸家多く暮に及びて日の傾きて入るをいふとせるに、攷證には「暮ゆく事にはあらで、日の雲に入をいへり」といへり。されど、夕日の入るといへること古來いひ來りたることにして、萬葉集にも卷十九「四二四五」に「日入國爾所遣和我勢能君乎」ともいひ又「入日」といへる語(一五、二一〇四六六等)多し。日の入るは普通の說にて毫もさし支なきことなり。以上二句を新考に「皇子の薨ぜしを譬へたるなるべし。夜になるを待ちて池の中島に

おりゐて嘆かむことあるべきにあらねばなり」といへり。いかにもこの下心ある事なるべし。されど、語の上にはこの事明かに示されず。なべて夕暮はもの悲しきものなれば、その表面の意にてももとより差支なき事なり。

○御立之　これは上の「御立爲之」(一八〇)と同じ語なるを簡にしてかけりとおぼゆ。考には、「立の下に「爲」を補へり。されど「ミタチセシ」とよまむには「爲」なくてはあしかるべきが、余が案の如くはこのままにて「ミタタシノ」とよむに差支なし。意は既にいへり。

○鳥爾下座而　「シマニオリキテ」とよむ。皇子のめで給ひし島、卽ち庭に、御殿より下りて立つなり。然るに契沖は「日暮ゆけば、宮の外方の池島のほとりの舍へ下るる故にしかよめり」とあるが、これは新考に「皇子豈舍人の舍のある處に立ち給はむや、否皇子の立ち眺したまはむ中島に舍人の舍を設けむや」といへる如く、從ふべき說にあらず。

○嘆鶴鴨　「ナゲキツルカモ」なり。鶴鴨共に借字なり。「カモ」は嘆息の意をあらはす。

○一首の意　日も暮方になりて、夕日も山の端に入り行けば、世間もほのぐらくなるにつれて、すずろに物悲しく、わが皇太子の御生前にめでたまひて御立ありしこの池庭にわれは下り立ちてありし昔をしのび嘆きつることとよとなり。

(一八九)

旦日照、島乃御門爾、欝悒、人音毛不爲者、眞浦悲毛。

○旦日照　「アサヒテル」とよむ。「流布本旦に作れど古寫本多く「旦」に作るを正しとす。語の意は「一七七」の「朝日豆流」の下にいへるにおなじ。

○島乃御門爾　「シマノミカドニ」とよむ。「シマノミカド」は上(一七三)にいへり。

○欝悒　上の「一七五」に同じ字あり。ここもおなじく「オボホシク」とよむべし。意もおなじ。この句は一句へだてて「マウラガナシモ」に接する意なれば、倒置せるなり。

○人音毛不爲者　舊訓「ヒトオトモセスハ」とよみたり。代匠記には「ヒトオトモセネハ」とよみたるより諸家之に從へるが、古義には說明なけれど「ヒトオト」を約めて「ヒト」とよめるならむ。かくいひても不可なかるべきが、「ヒトオト」とよみて惡しきにあらねば、そのままにてありぬべし。「不爲者」は「セズバ」とも「セネバ」ともよみうるものなるが、ここは人の出入も稀にすむ人もみえぬさびしさをば人の音もせぬといひたるにて、事實によりていへるなれば「セネバ」とよむをよしとす。

○眞浦悲毛　「マウラガナシモ」とよむ。之を釋して考は「眞はまこと、浦は心也」といへり。この語は「うらがなし」といふ一の語に「ま」といふ接頭辭のつけるものなり。「ウラガナシ」といふその「うら」は心裏の字の意にして、「ウラゴヒ」「ウラコヒシ」「ウラサビシ」などの語をなせり。「ウラガナシ」と「ウラガナシ」に「マ」を冠したる例は他になけれど、「マガナシ」といへる例は卷二十「四四一三」に「麻可奈之伎西呂我馬伎己無」あり。これらに准じて知るべじ。まことに悲しといふ意を一語にていへるなり。「も」は例の歎息の意をあらはせり。

○一首の意　旦日照る島の御宮は主人皇太子のましましし頃は眞に照日の如く盛にてありしが、今は出入る人も稀にて人音もせぬ程なれば、如何なる事かと夢地をたどる如く、たよりなき心地して、實に悲しきよとなり。

（一九〇）　眞木柱太心者有之香杼此吾心鎭目金津毛。

○眞木柱　「マキバシラ」とよむ。眞木卽ち檜にてつくれる柱をいふ。檜は上品の材なれば、眞木柱は宮殿の柱をさす。これを「フトシ」の枕詞とせり。その意は、日本紀神代卷下に「造宮之制者柱則高太板則廣厚」とあるにて知るべく、卷六「九二八」に「長柄宮爾眞木柱太高敷而」又卷七一三五五」に「眞木柱作蘇麻人伊左佐目丹借廬之爲跡造計米八方」とあるにて、眞木柱に「太し」といふ由あるを見るべし。

○太心者　「フトキココロハ」なり。太き心とはををしくすぐれたる心の義にて大丈夫の偉大なる動かぬ心をいふ。

○有之香杼　「アリシカド」とよむ。「香杼」共に音をかりたる假名なり。「シカ」は「キ」の已然形にして、それを接續助詞「ド」にてうけたるなり。

○此吾心　「コノワガココロ」といふ。この語遣のさまは卷十七「三九八四」に「已能和我佐刀爾」とあるに似たり。わが心をま近くさして「この」とはいへるなり。新考に「ワガ此悲ナリ」といへる如くこの悲みの心をさす。

○鎭目金津毛　「シヅメカネツモ」とよむ。「モ」は例の歎息の意をあらはす。「カネツ」の「カメ」は「難し」の意の動詞にして、卷一にもこの卷の上にも出でたり。「鎭め」は心を鎭靜むる意にして、ここは激情をしづめ、心を平靜に保つをいふ。日本紀顯宗卷の室壽詞中に「築立柱者此家長御心之鎭也」と見え、本集卷五「八一三」に「彌許々呂遠斯豆迷多麻布等」とも見たり。而してはじめに眞木柱といひて、ここに「しづめかねつも」といへるおのづから、上の室壽詞に由ありて聞ゆ。恐らくは眞木柱は家の鎭めなりといふ如き常套語の當時行はれしもののあらむ。

○一首の意　眞木柱の太くたくましきが如く、われはををしくすぐれたる丈夫心をもちてありしものと自任し、かねては何事にも動ずまじく思ひてありしかど、今ゆくりなくこの皇太子の大故にあひ奉りては哀しみに堪へかねて、心をしづめむと欲すれども鎭むることをえせぬ事よとなり。

（一九一）　毛許呂裳遠春冬片設而幸之宇陀乃大野者所念武鴨。

○毛許呂裳遠　舊訓「ケコロモヲ」とあり。金澤本などには「コケコロモ」とよめるあり。されど、「ケコロモ」とよむべき由なければ舊訓をよしとす。さて「毛衣」とは何か。契沖は鳥獸の毛を以て織れる衣なりといひ、考には「皮衣」といへり。而して攷證と美夫君志とは考に毛衣皮衣を一にせしを誤なりといへり。然るに本邦の古に毛を以て織りて衣服の料としたるものありしといふ證一も見出でず。されば毛皮を以てつくれる衣服をば毛衣とも皮衣ともいひしもの

にして、一物二名ありしなるべし。今この歌は御狩の事をいへること著しきが、古狩には皮衣をつけしことは、嵯峨野物語に鷹飼の裝束はみなかは衣かは袴なりといへるにても知るべく、又上代に毛皮の衣を用ゐしことは日本紀應神卷十三年の條に、日向諸縣君牛がその女の髮長媛を朝廷に奉りしとき、天皇淡路島に幸せられしが、西を望みたまへば數十の鹿の海に浮きて來て播磨の鹿子水門に入るを見て、使を遣して見しめたまひしに、著角鹿皮を衣服としたるにてありきといふ事見ゆ。なほ平安朝にも貂裘といふものの貴重せられしこと物語ものなどに見ゆ。されば、ここは毛皮の衣を「けころも」といひしものとおもふ。さてこの「ケコロモヲ」は春の枕詞なりとする說、加茂眞淵をはじめ、略解、攷證、古義などしかいへり。代匠記は「ケコロモを調置て春冬の來るや遲きと狩に出給ひつる心なり」といひ、美夫君志またその趣にいへり。按ずるに衣類を張るといふより春にかけて枕詞とせるものなるは勿論なるが、又御獵の緣によりて之を用ゐたるものなること檜嬬手にいへるが如くなるべし。

○春冬片設而　舊板本「ハルカタマケテ」とよめり。大矢本京都大學本は「トシカタ」といふ一訓をつく。代匠記には「ハルフユカタマケテ」とし、童蒙抄には「ハルフユカケテ」とし、考は「片」は「取」の誤なりとして「ハルフユトリマケテ」なりとせり。されど、「片」字には諸本いづれも他の字を用ゐねば誤字としがたし。さてこの文字のままにてよまば、代匠記の如くよむが、それにては九音となりて甚しき異例となる。新考には「春冬の冬の字は衍字なるべし。卽春の字一本に冬とあるより春の字の傍に書きたるがまぎれて本行に入れるなるべし」といへるが或は此の如き事ありしならむと思はる。然れども諸本にすべてこの所誤字なければ姑く古訓のままにてあるべし。「ハルカタマケテ」といふ語の例は卷五「八三八」に「烏梅能波奈知利麻我比多流乎加肥爾波宇具比須奈久母波流加多麻氣弖」といふあり。又「冬カタマケテ」といへる例は卷十「二一三三」に「秋田吾苅婆可能過去者雁之喧所聞冬方設而」といふあり。「アキカタマケテ」といへる例は、卷十五「三六一九」に「麻多母安比見牟秋加多麻氣低」といへるあり。又「ユフカタマケテ」といへる例卷十「二一六三」に「草枕客爾物思吾聞者夕片設而鳴川津可聞」あり。又卷十「一八五四」に「鶯之木傳梅乃移者櫻花時片設奴」といふあり。これらによりて「カタマケテ」といふ語が、秋冬春又夕など、すべて時をあらはす語につけて用ゐられしことを見るべし。その意は、古義に「片附設るよしなり」といひ攷證に「方儲にて皆その時を待まうけたる意也」といへり。然れども新考には卷十の「冬カタマケテ」の例をひきて他動詞にあらずして自動詞なりといひて「語意はチカヅキテといふ事ならん」とあり。如何にも然か思はる。されば、これが、春秋冬夕などを人が、待ち設くる意にはあらず、それらの時自身が用意する意にて近づかむとしてそのしるしの見え初めなどするを「かたまけ」といへるなるべし。されば「春片設而」は春が近づきてといふことにて、なほ冬の時なるをいへるか。

○幸之　舊訓「ミユキセシ」とよみたるが、皇太子に「ミユキ」とよみたる例なれば從ひ難し。童蒙抄には「イデマセシ」とよみ、考に「イデマシシ」とよめり。「イデマセシ」にては語格にあはねば、考によるべし。「幸」を「イデマス」とよむは、卷一「五」の「行幸能」といふ語の下にいへるが如く、類聚名義抄に

「行」を「イデマス」とよめるに准へてよむべし。

○宇陀乃大野者「ウタノオホヌハ」とよむ。この地は、巻一にいへる安騎の野なるべし。その地は宇陀郡のうちなればなり。攷證には「書紀天武紀に菟田郡中略到大野云々とあるここ也」といへれど、その大野は安騎より一日程を隔て伊賀に近き地にありて別なり。攷證は安騎の野とここととを混同せることは「本集一に安騎乃大野とあるも宇陀郡なれば、ここなるべし」といへるにてしるし。さて、宇陀の安騎の大野なるをかくは略していへるならむ。この野の事は考に「上の巻に宇陀の安騎にて日並斯皇子の御狩たたしし時は來向と人萬呂のよみし同じ御狩の事をここにもいふ也」といへり。

○所念武鴨「オモホエムカモ」とよむべし。童蒙抄に「シノバレンカモ」とよみたれど、從ひ難し。この句の意契沖は「其時に至らば有し事の忘られず、思ひ出されむとなり」といひ、考には「今よりは此有し御狩の事を常の言ぐさ思ひ種として慕奉らん哉と歎ていふ也」といひたり。考の說をよしとす。

○一首の意　今より後年々冬となり、春となり狩獵に適する時節の近づき來れば、皇太子の獵にいでましし御狩の事の思ひ出されて、いつまでも忘るることあるまじと思ふとなり。かの巻一の歌によりて見てもその御狩の思出深き事なりしを想はしむ。

（一九二）朝日照佐太乃岡邊爾鳴鳥之夜鳴變布此年己呂乎

○朝日照　上にいへるにおなじ。

○佐太乃岡邊爾　「サタノヲカヘニ」とよむ。「サタノヲカ」は上にいへる如く、皇太子の御陵のある地なり。

○鳴鳥之　「ナクトリノ」とよむ。古義には「之」は「毛」の誤にして、「ナクトリモ」ならむといへり。されどさる字ある本一もなく、又「之」にて意通ぜざるにあらねば、もとのまゝにてよきなり。さて「の」は「の如く」の意にして、この上三句を序として舍人等がなくことをいはむ爲におけりといふ說(考略解古義嬬手)と、ふくろふのやうの凶鳥の夜鳴をするなりといふ說(代匠記、美夫君志)とあり。この意義は下の「夜啼變布」の意義に左右せらるるものなれば、次に至りていふべし。

○夜鳴變布　舊訓「ヨナキカヘラフ」とよめり。古寫本中には「ヨルノナキカナ」(金澤本)「ヨナキカヘサフ」(類聚古集、神田本)とよめるあり。又管見には「ヨナキカハラフ」とよみ、童蒙抄は「變」は「戀」の誤にして「ヨナキコヒシキ」とよみ古義は「ヨナキカヘラフ」を可とすといへり。先づここに誤字ありといふ說は證なければ從ふべからず。次に、變字は「カヘル」にあらずして「カハル」といふ語にあたる字なれば「カハラフ」とよむべき筈なり。かくして意通せずば、他のよみをも考へざるべからざれど、それにて意通ぜば、强ひてかはりたる訓を考ふる必要なし。さて「夜鳴變らふ」といふ語とせば、如何に解すべきかといふに「カハル」といふ語は「カハラフ」といふ語をハ行四段に再び活用せしめしものにして、その語にて示す事の引續き行はるることを示すものなり。かくすれば下にこの「年比乎」といへるにも吻合するなり。さて「夜鳴變らふ」とは、如何なる意ぞといふに、

ふに代匠記に「年比此さたの岡邊に凶鳥の夜鳴にあしきね鳴つるはかからむとてのさとしなりけるよと思ひ合てなけく意なり」といひ、考には「舍人等のかはるかはる夜のとのいを嘆つつするをいふ」といへるは極端の說なり。美夫君志は考の說に基づきて「鳥の鳴聲に依て吉凶を知ることは佛說十二緣生祥瑞經にも見えたるが、漢籍にもまたあり」とて說文遊仙窟などを證とせり。如何にも本邦にては今も鳥の惡しき鳴聲を忌むなどかかる思想の存せざるにあらず古にありては蓋し甚しきものありしならむ。しかれども、さる事ならば、この歌をよめる當時の事にあらぬ事になり、「此年ごろを」といへるには合致せず。こは蓋し萬葉集新釋に「鳥の夜の鳴聲が前とは變つて悲しく聞えることである」といへる如き意なるべし。かく考へ來れば、上の句の「鳴鳥之」は實際の鳥の鳴聲をさせる語なりといふべし。

○此年己呂乎　「コノトシゴロヲ」とよむ。「年ゴロ」の「コロ」は時間をいふ語なれば、「としごろ」といふことばにてたゞ「年」といひてかぞふる時間といふ程の義と見ゆ。さてこの「乎」は「よ」といふに似て助辭也」と攷證にいひ、檜嬬手、美夫君志等之に從へり。この年頃の間をかはらふといへるなれば、格助詞の「を」なること新考にいへるが如し。されど、これを格助詞「ヲ」とすれば、とて「ヨナキワタラフ」と改むる新考の說には從ひかねたり。「カハラフ」にて時間の繼續をあらはしてあればなり。

○一首の意　皇太子薨去より引つゞき此年ごろの間、佐太の岡の邊になく鳥の夜の鳴聲をきけば常とは變りて悲しく聞ゆることよとなり。これは自己の悲しき情により て鳥の鳴聲もこの比はかはりてきこゆるやうに思はるるをうたへるなり。

(一九三)　八多籠良家、夜晝登不云行路乎吾者皆悉宮道叙爲。

○八多籠良家　舊訓「ヤタコラガ」とよめり。代匠記には「ハタゴラカ」とよみ、考には「多」を「豆」の誤かとし、「ヤツコラガ」とよみ、玉の小琴には「良」は「馬」の誤「家」は「我」の誤として訓は「ヤツコラガ」とせり。然れども、「ヤタコ」といふ語は他に例もなく、その意も知られず。「ハタゴ」とよむ說は從ふべからず。然るに古寫本すべて誤字なければ、誤字說は從ひがたし。今姑くそれに從ふ。されど、これにて治定せりといふべからず。後の學者の考究をまつものなり。

○夜晝登不云　「ヨルヒルトイハズ」とよむ。巻九「一八〇四」に「未澤相宵晝不云」、蜻蜓火之「心所燎管」巻四「七二三」に「野干玉之夜晝跡不言念二思吾身者」、「夜晝不言戀度」などの例あり。夜晝とそのわかちをもいはずとの意なり。

○行路乎　「ユクミチヲ」なり。

○吾者皆悉　舊訓「ワレハサナガラ」とよみ考には「コトゴト」とよみたり。新考には「サナガラ」といふ語をよしとし、「ソノマヽニ」といふ意といへり。然るに皆悉を「サナガラ」とよむべき理由を知

らず。又「皆悉」は「ソノマヽニ」の意をあらはせる文字にもあらず。いづれにしても道理なしと見ゆ。「皆悉」は今「悉皆」ともいふ如く、各字に「ミナ」「コトゴトク」の意あるを重ねてその意を確めたるなり。「ことごと」といふ語は「ことごとく」の語幹にして意同じきことは卷一「二九」にいへり。卷五「八九二」に「布可多衣安里能許等其等伎曾倍騰毛」とあるその假名書の例なり。この「ことごと」は何をさしていへるか。これは宮道にする事柄に對して「ことごと」といひたりとせば、近世の講釋師の言めきたる事となる。さる語遣のかかる古代にありとは思はれず。これは「我等悉くがの意なることは爭ふべからず。かく數量を示す語が、それに對する本體の語につける「は」といふ助詞の下にあることは國語に於ける一の現象なり。(日本文法講義三五七節を見よ。)この關係を明かにせずば「コトゴト」とよみたりとも意は徹底せぬ筈なり。

○宮道叙爲　舊訓「ミヤカトソスル」とよめり。然れども「ミヤカ」といふ語あるべくもあらず。多くの古寫本(神田本西本願寺本溫故堂本大矢本京都大學本等)「ミヤヂトゾスル」とせり。さて考には「ミヤヂニゾスル」とよめりしより後諸家これに從へり。按ずるに集中「ニ」といふ助詞を、下に「或る」助詞を書けるときにはかかずして加へよますること「者」を「ニハ」とよむが如く例少からねど「ト」にはかゝる例をさ〳〵見えず。されば、こゝも「叙」を「ニゾ」とよむべきならむ。さて「ゾ」の係助詞の故に下の「爲」を「スル」と連體形によむべきなり。宮つかへの通路とする由の意なり。

○一首の意　宮路には道を守る人ありてみだりに夜行などをゆるされぬものなるが、賜しき奴等の晝夜とその區別なく、心のままに往來する、この眞弓丘、佐太岡あたりの道をばおもひもかけず我等は一人ものこらず、宮仕する爲に往反する道とせるよとなり。これも世のうつりかはりたるさまをよくいひあらはせるものなり。

右日本紀曰三年己丑夏四月癸未朔乙未薨。

○　この左注は日本紀卷三十の文を節取して示せるなり。攷證には三年の上に「高天原廣野姫天皇とあるべき也。さなくてはいつの御代の三年かわかりがたし」といへるはさる事のやうにも思はるれど、必ずしも然といふを得ず。何となれば、この天皇の御宇といふことを揭けてあれば、その御世の三年なることいはずして知らるればなり。

○　以上の總評として考に曰はく「右は六百人の舍人なれば、歌もいと多かりけむを撰みて載られしなるべし。皆いとすぐれて嘆を盡し、事をつくせり。後にも悲みの歌はかくこそあらまほしけれ。」と。

柿本朝臣人麿獻泊瀨部皇女忍坂部皇子歌一首幷短歌

○柿本朝臣人麿　上に屢いへり。

○泊瀨部皇女　「ハツセベノヒメミコ」續紀に長谷部内親王とかける御方なり。天武天皇の御子にして忍坂部皇子の同母の御妹におはします。日本紀天武天皇紀下に曰はく「次宍人臣大麻

呂女擬（類本、作擬蓋穀之訛）媛娘生二男二女。其一曰忍壁皇子、其二曰磯城皇子、其三曰泊瀬部皇女。其四曰託基皇女」とあり。この皇女の事は續日本紀靈龜元年正月の條に四品長谷部内親王に封一百戸を益さるる記事あり。同天平九年二月の條に三品を授けらるる記事あり。天平十三年三月の條に「己酉日、三品長谷部内親王薨。天武天皇女也」と見えたり。

○忍坂部皇子　「オサカベノミコ」　紀に忍壁皇子とかき、續紀に刑部親王とかける御方なり。天武天皇の御子にして、泊瀬部皇女の御同母の御兄にましますこと上にいへる如し。この皇子の事は日本紀天武天皇十年三月の條に詔して帝紀及び上古の諸事を記し定めしめらるる諸員の中に御名見え、同十四年正月の條に丁卯日忍壁皇子に封百戸を加へらるる記事あり。又續日本紀には文武天皇四年六月の條に淨大參刑部親王を首として、藤原不比等以下すべて十七名に勅して律令を撰定せしめられ、大寶元年八月條には三品刑部親王以下の撰定せし律令の始めて成れる由の記事あり。大寶三年正月の條には「壬午詔三品刑部親王知太政官事」と見え、慶雲元年正月には「賜三品刑部親王越前國野一百町」と見え、なほ「五月丙戌三品忍壁親王薨遣使監護喪事。天武天皇之第九皇子也」と見えたり。

○　この詞書につきて諸家に種々の異說あり。代匠記には皇女の下に「兼并等の字脫たるか」といひ、考には全く誤れりとし、改めて「葬河島皇子於越智野之時柿本人麿獻泊瀬部皇女歌」とし、檜嬬手之に從へり。又略解には「忍坂部皇子の五字は次の明日香皇女木槵殯宮云々の端詞に有しが、ここに入しもの也」といひ、古義には「忍坂部皇子」の五字を他より混入したるものとし、題詞を「河島皇子殯宮之時柿本朝臣人麿獻泊瀬部皇女歌云々」と改めたり。」新考はただ「忍坂皇子」の五字を衍なりとして「おそらくはもとは註文にて忍坂皇子同母妹などぞありけむ」といへり。按ずるにこの端書のみにては、如何なる場合の挽詞なるか明かならず。この故にかく種々の說も出でたるなるが、考古義等の說は左注を是なりとして、これをここにうつしたるにすぎざるものなり。然れども、古來かくありて、その事情詳かならずして、或本に左注の記せる如き事ありたればこそ左注も記せるなれ。されば、今更左注を本に立つることはかへりてさかしらなるべし。されば、ここは美夫君志に考の說をあげて、さて「此はさる事ながら各本皆此の如くなれば、しばらく本のまゝにておきつ」といへる如き態度をとるを穩かなりとす。次に「忍坂部皇子」を衍なりとすることも道理あるかの如く見ゆれど、元來如何なる故にかくかけるか明かならぬものなれば、この皇子の御名を除きてもなほ明かならぬ點は同じく殘れり。されば、これはいづれにしても明かならぬものなれば、姑くただそのままにさしおく外なかるべし。

（一九四）

飛鳥、明日香乃、河之上瀨爾、生玉藻者、下瀨爾、流觸經、玉藻成、彼依此依、靡相之、嬬乃命乃、多田名附、柔膚尙乎、劍刀、於身副不寐者、烏玉乃、夜床母荒良無、一云何所虛故、名具鮫（魚）天、氣田敷藻、相屋常念而、一云公、相哉登玉垂乃、越乃大野之、旦

露爾、玉藻者塗打、夕霧爾、衣者沾而、草枕、旅宿鴨爲留、不相君故。

○飛鳥　「トブトリノ」とよむ。これを「アスカ」の枕詞とせり。その意義及び、枕詞とせる理由明かならぬ由は卷一「七八」にいへる如し。

○明日香乃河之　「アスカノカハノ」とよむ。この河は古來名高き川なるが、その河は、その源二あり。一は高市郡畑村に發し稻淵村(古の南淵村)を經るによりて稻淵川といひ、一は十市郡(今の高市郡)多武峯に發して細川といひ、やがてその通る村をも細川村といふ。この二流高市郡祝戸といふ邊にて相會し、北に流れ、廣瀨郡川合村に至りて大和川に入る。今は大川といふべからねど、古は、水量多かりしなるべく思はるるは、この川の水源地を朝廷より保護せられしにて想像せらる。日本紀天武天皇五年五月の條に「勅禁南淵山、細川山、並莫芻薪」とあるその證なり。

○上瀨爾　舊本「ノボリセニ」とよみたれど「ノボリセ」といふ詞は古今に例なきものなり。代匠記に「カミツセニ」とよめるをよしとす。古事記下卷允恭段に「許母理久能波都勢能賀波能賀美都勢爾伊久比袁宇知、斯毛都勢爾麻久比袁宇知云々」とあり。この同じ歌を本集卷十三に載せたるには「己母理久乃泊瀨之河之上瀨爾伊杌乎打、下湍爾眞杌乎格」(三二六三)とかけり。これによりてよみ方を確定すべし。意義は卷一「三八」にいへるが、ここは「上流」といふ程の意にみるべし。

○生玉藻者　「オフルタマモハ」とよむ。この語の假名書の例は卷十四に「於布流多麻母能」(三五六二)とあり。玉藻はただ藻をたゝへていへること卷一(二三)「二四」「四一」「五〇」「七二」にいへり。

○下瀨爾　舊本「クダリセニ」とよみたれど、代匠記に「シモツセニ」とよめるとよしとす。その故は「上瀨爾」の條を見よ。下流といふ意にみるべし。

○流觸經　舊板本「ナカレフルフル」と訓し、古寫本中には「ナカラフルフル」(西本願寺本)「ナカラフレフル」(溫故堂本)などよみたり。契沖は舊訓によりたれど、その後の諸家多くは異說を唱へたり。考は「ナカレフラヘリ」とよみ、玉の小琴は先づ「ながれふれふるとよめるはひかごとなり」といひ、考の說を否定してさて「是はふらばへと訓べき也」といひ、古義は一面本居說に贊成を表しつつ、自己は「ナガレフラフ」とよむべしといひ、なほ本居說の如くよまむには流觸羽經といふ「羽」の字脫たるならむといへり。さて本居の說は古事記雄略卷の歌に「本都延能延能宇良婆波、那加都延爾淤知布良婆閉、那加都延能、延能宇良婆波、斯毛都延爾、淤知布良婆閉」とあるに基づきたるものなるが、「觸經」を「フラバヘ」とよみうべきか如何。本居の說には「經の字はへとかふとかは訓へし」といひたるが、その點はよしとして、「觸」を「フラバ」の語に宛つることをば如何にして說明しうべきか。本居說を繼承せる諸家の說を見るに、この點につきては多くは無責任なり。ただ新考には本居說をあげてさて曰はく「此說に基づきてナガレフラバフとよむべし。經はハフとはよまれねば、もしハフとよむべくば、經の上に羽を補ふべしと云へる人(古義)もあれど、日ヲフ絲ヲフなどのフは元來ハフの約なれば、經の字は安んじてハフとも訓べし」といはれたり。この說一往聞えたるやうなれど、よく考ふるに、「フ」が「ハフ」の約なりといふ事の證は一も存するを知らず。されば、吾人の立脚地としては從ひ難き事なり。かくの如きことなれば「フラバフ」といふ語をあらはす爲に「觸經」の二字を用ゐたりとは如何にしても考ふべからざるなり。さて

又一歩を譲りて、この二字を「フラバフ」とよみうるものと假定して、さて、その「フラバフ」といふ語が果してここに適するか如何を顧みむ。古事記傳(四十二)に「淚知布良婆閇は落觸なり。布禮を布良婆閇と云は延て活かしたる言なり」とありて今のこの歌を例としたるなれど、果してこの説の如く、信じて可なりや。しかも古事記の歌なるは、とにかくに上枝の葉が、落ちて中枝に觸れ、中枝の葉が落ち下枝に觸るることと解するものとして、さてこの歌の玉藻は如何。木葉の落るが如く、切れて流れて、藻が下つ瀬に觸るといふ義なりとするか。然らば、下つ瀬に觸るといふ事は如何なる事をなすにか。木の上枝中枝下枝の如く明かに、空間的に個別的なる場合にこそ落ちて觸るともいふべけれ。水流の如きは一連續をなせるものなり。若しある瀬に觸るといふ事をいふべくば、そは、水面より上にあるものが、落ち、又は垂れて水面に觸るる場合の外には瀬に觸るるといふことあるべきにあらず。この故に「フラバフ」といふ語が「觸」字の意義あるものとしても、吾人は之に從ふべき所以を知らず。されば吾人は本居説は何等從ふべき理由を知らずといはむとす。(文字のよみ方よりいひても、文字の意義よりいひても)然らば之を如何によむべきかといふに、余は大體に於いて舊のよみ方をよしと思ふ。さてその意義について契沖曰はく「流フレフルとは、上瀬の玉藻のなびき下て、下瀬の玉もにふれふるるなり　經の字日本紀に觸と同じくふると訓す。又此集第十二にも、妹とふれなむと云に、二つのふれに此字を用たり。字書にいまだ見及ばすといへども定て子細あるべし。假令、此所は觸の訓ならで經歴のふるを借て用と云とも子細なし」とあり。契沖は、上つ瀬の玉藻のなびき下て下瀬の玉藻にふれふるるなりといひたれど、下瀬の玉藻といふべきものは歌に全くあらはれてあらぬ事なり。惟ふに契沖も亦觸字にとらはれてその字義にて説かむとせるが故にここに窮せるなり。彼の契沖に反對する諸家も亦「觸」字の義にとらはれてその範裡を脫することと能はざるなり。余思ふにこの觸字は所謂宛字にして「フリ」といふ語を示す爲に用ゐしならむ。抑も「觸」字のあらはす意の動詞「フル」は普通に下二段活用なれど、古くは四段活用なりしなり。その證は、本集卷二十「四三二八」に「於保吉美能美許等可之古美伊蘇爾布理宇乃波良和多流、知知波波乎於伎弖」などにて知るべし。されば、こはその連用形とし「フリ」とよみうることは疑ふべからず。かくて下の經は「フ」とも「ヘ」ともよむべきが、又その連體形として「フル」とよむべきは更に疑ふべきにあらず。ここに余はこの「觸經」の二字は「フリフル」といふ語をあらはす爲の借字と思ふ。その義は、觸にも經にもあらずして「振」の字の動詞を重ねて「ふりふる」といへるなりと思ふ。その意は左に振られ、右に振られ、ゆら〳〵と水流のままに靡きふることを重ね言としていへるならむと考ふ。かくの如き詞遣の例は卷一「二」の歌に「けぶりたちたつ」かまめたちたつ」といへるにても知るべし。この故に余は「ナガレフリフル」とよみて、上の如き意に釋すべきものと主張す。さてこの句の下に脫せる句ありとて、守部は「下瀬爾生玉藻者上瀬爾靡觸經」を補ひ、さて曰はく「此四句十三字今何れの本にもあらざるはやく同字の多かるを見て下の四句と混へて脫せる也　此は上の四句と合せて八句二聯の對なれば調べにとりても必ずなくては有るべからず。又此四句なくては次の彼依此依靡相之と云る序辭の例に叶ひがたし。故今

補之。もし是を私事と見ん人は古への歌を聞わくる耳も目もなき心也。人麿大人の御魂はよろこびましなんかし」とまで極言せり。されど、こはただ對句を調へたりといふまでにして必ずかくせずしては歌にならずといふ程の大事件にもあらず。按ずるに、こは本居の說の如く「ながれふらばへ」とよみては、かの古事記の歌を誰人も思ひ出づれば、それにひかれて、今一二句の對あらまほしく思へるが爲なるべきが下つ瀨に生ふる玉藻の上つ瀨に靡きふるとは何の義ともいふべからず。水の逆流するをいへるにか。殆ど常識にては考へられぬことなり。而して、次の「彼依此依靡相之」といへる序辭の例に叶ひがたき由いへるは、自ら「流ふらばへ」とよめばこそあれ。余がよむ如くにせば、更にかかる强言をなす必要あらず。

○玉藻成　「タマモナス」とよむ。その語は、卷一「五〇」にいへり。「靡相之」さまを形容するに用ゐたる語なり。

○彼依此依　「カヨリカクヨリ」とよむ。本卷「一三」の歌に「彼緣此依」とかき、「一三八」の歌にここと同じ文字にてかけるが、意はそこと同じ。この語を導く序として、上に「流れふりふる」といひたるなるが川の藻が靡き流れて水流にゆられて彼方にこなたにより、此方による如くといへるなり。

○靡相之　舊板本「ナヒキアヒシ」とよみしを考に「ナビカヒシ」とよめり。按ずるに、これ「ナビキアフ」といふにあらずして「ナビク」を波行四段に更に活用せしめて、その事の繼續する事をあらはせる語なれば「ナビカヒシ」とよむをよしとす。この「ナビク」は上(一三五)に「玉藻成靡宿之兒乎」とある「靡き宿」ぬる由をいへるなり。卽ち傍に添ひ臥したるをいふなり。「一三五」を見よ。

○嬬乃命乃　舊板本「イモノミコトノ」とよめり。古寫本には神田本に「ツマノイノチノ」とよみ、温故堂本に「ツマノミコト」とよめるが代匠記には「ツマノミコト」とよめり。「嬬」を「ツマ」の語に用たる例は卷一「一三」にいへり。ここは「ツマノミコト」とは何方をさすかといふに、契沖は「此嬬は假てかけり。注に依るに河島皇子の御事なれば、正しく夫の字を書べし」といへり。古事記上卷の八千矛神の御歌に「和加久佐能都麻能美許登能」とあるは女性をさし、又卷十七「三九六二」に「波之吉餘之都麻能美許登能」とあるも、おほくは女性の方にいへり。されど、かく決定的にいふべきにあらず。下の「玉も」といふ語に照せば、この歌の主題となれる人は女性なれば、それに對してここはなほ男性にして夫の義なるべし。

○多田名附　「タタナツク」とよむ。この語の例は、卷六「九二三」に「立名附青墻隱」卷十二「三一八七」に「田立名付青垣山之」といひ、古事記景行卷に「多多那豆久阿袁加岐夜麻碁母禮流夜麻登志宇流波斯」日本紀景行卷にも「多多儺豆久阿烏枷椹夜摩許莽例屢夜麻苫之于漏波試」とあり。これを枕詞なりといへり。如何にも「青垣」に對しては枕詞の如くなれど、今のここには枕詞とはいふべくもあらず。この場合には、攷證に「和らかなる單衣などの身に親しく疊り付を妹が膚の和らかになびきたたなれるにたとへていへる也」といへる如き意と見ゆ。

○柔膚尙乎　舊訓「ヤハハタスラヲ」とよめり。攷證には荒木田久老の說によりて「ニコハタ」とよむべしといひ、古義に「ニキバダ」とよむべしといへり。按ずるに「柔」字は柔和の義にて「ヤハシ」の

語幹として「ヤハ」ともよむべく、又「ニギブ」の語幹にて「ニギ」ともよむべきなり。而して意も大抵異なることなければ、いづれと定むべきかといふに、なほ本集中の假名書のものを主としてハ何」といへるはなく「ニギ何」といへるに假名書のはなく「ニコ何」とあるは卷十一「二七六二」に「蘆垣之中之似兒草爾故余漢」など「にこよか」といへる語多けれど、これは草の名又は副詞なるべければ、必ずしも據とすべからず。さねば「ニギテ」古語拾遺に「和幣」に「古語爾伎弖」「ニギミタマ」日本紀神功哀紀に「和魂此云珥伎瀰多摩」などの例に准じて「ニギハダスラヲ」とよむをよしとすべし。かく膚の柔なるをたたふるは古來主として女性につきていへれば、上の「ツマ」は女性なる如くなれど、下の「玉」もに照せば必ずしも然らざるを見る。「尙乎」は「スラヲ」とよめり。「尙」は漢語にては「猶」と通用する義あるものを國語の副詞「スラ」にあてたるなり。「スラヲ」といへる例は卷九「一六九八」に「春雨須良乎間使爾爲」卷五「八九二」「寒夜須良乎」などあり。又卷三「三八二」に「雪消山道尙矣名積叙吾來並二」とかけるは今の例なり。これは後世までも用ゐたる助詞にして、一事をあけて他を類推せしむる意を以て下に來る用言の意義を裝定するものなり。

○劒刀　「ツルギタチ」とよむ。本卷「二一七」に「劒太刀身二副寐價牟」とあり。又卷十一「二六三七」に「劒刀身副妹之思來下」又卷十四「三四八五」に「都流伎多知身爾素布伊母乎等里見我禰」などいへるいづれも同じ趣の語なり。之を枕詞といへるが、これは卷四「六〇四」に「劒太刀身爾取副常夢見津」卷十一「二六三五」に「劒刀身爾佩副流大夫也」などは事實をいへるものなるが、ここは「身に副ふ」といふ語を導く爲におけるなり。卽ち刀劒は人の身を放たず、取りおぶるものなればなり。

○於身副不寐者　「ミニソヘネネバ」とよむ。「於」は漢語の助辭にして國語の「ニ」に似たるものなるが、それを漢語の本來の意義と用法とによりて「身」の上に置きたるなり。その夫君の逝去せられて、ひとりねなるをいはれたるなり。

□烏玉乃　流布本「烏玉」に作れど義をなさず。大多數の古寫本「烏」に作るをよしとすれば、今改めたり。「ヌバタマノ」とよむ。この語は本卷「八九」に「奴婆珠乃」とある條又「一六九」の「烏玉之」の下にいへり。そこにていへる如く、これは射干といふ草の實なるが、小き黒色の球狀をなせるによりて「烏玉」とかけるなり。その草は和名抄に「本草云射干一名烏扇」とあり。卷四「六三九」に「夜干玉能」卷十一「二五八九」に「黒玉夢不見」などみな然り。「夜」の枕詞とするはもと「黒き」の枕詞とするより夜は暗きによりて轉用したるなり。

○夜床母荒良無　「ヨトコモアルラム」とよむ。夜床は夜の臥す床なり。日本紀仁德卷に「瑳用廼盧烏那羅倍務者彌破」と見ゆるも「サ」は接辭にして同じく夜床なり。本集卷十八「四一〇一」に「奴婆玉乃夜床加多左里」などの例あり。「あるらむ」は攷證には上の「荒備勿行」「一七二」と同じ意の由にいへども、「荒ぶ」と「荒る」とを同一語とするは不當なり。これは上の「一六八」の「皇子乃御門之荒卷惜毛」の「荒る」と同じ意なり。考に曰はく「古へは旅行しあとの床をあやまちせじと謹む也。死たる後も一周はしかすれば塵など忌みてはらはねば荒らんといふ也」といへり。以上第一段、この歌によめる主人公の境遇を想像したるなり。「らむ」といふ語はこの爲におけり。

○一云何禮奈牟　一本の說をあげたるなるが、この文字のままならば「カレナム」とよむべし。然るに「何」字類聚古集神田本等には「阿」とせり。然らば「あれなむ」なり。然れども、本行の方まされり。

○所虛故　「ソコユエニ」とよむ。この語の事上の「一六七」の條にいへり。これは第一段に述べたる點をうけてそれをさして「そこ」といへるなり。

○名具鮫魚天　舊訓なほこの下の「氣留」までを一句として「ナクサメテケル」とよみ、なほ下の方を「敷相屋常念而」を「シキモアフヤトトオモヒテ」とよみたるが、かくて讀み下しうるやうなれど、意通ぜず。古來難解の一として諸說紛々たり。今一々之をあげず。略解に荒木田久老の說をあげて云はく「魚は兼の誤留は田の誤にて、なぐさめかねてけたしくもと訓べしといへり。しかあらたむれば、或本の公もあふやと有にもよくつづけり。」といへり。いかにもこの說の如くなるべし。然るに、今傳はる諸本一も「魚」を「兼」につくれるものを見ざれば、確にしかと定めがたけれど、かく考ふればその意よく通じ然せずば意通ぜざるが故に今姑くこれに從ふ。但し本文は漫りに改むべくもあらねばなほ後の研究を待つ。鮫は今も「サメ」とよみ、和名抄に「佐米」の注あり。かくて借字とせしなり。「ナクサメカネテ」は自ら心を慰めむと欲して、しかも慰むるに能はぬをいふ。

○氣田敷藻　「田」字流布本「留」字とせり。舊訓は上にいへるが如し。而して久老の說は「留」は田の誤にして、「ケタシクモ」とよむべしといへり。古寫本中金澤本類聚古集に「田」字をかきたれば、田

の字を正しとして、久老の說を當れりとすべし。「ケダシクモ」といへる例は卷十二「三一〇五」に「蓋雲吾戀死者(ケダシクモワガコヒシナバ)」卷十七「四〇一一」に「氣太之久毛(ケダシクモ)安布許等安里也等(アフコトアリヤト)」とあり。なほ卷四「六八〇」卷七「一二九」卷十「二一五四」に「蓋毛」とかけるも皆この語なり。その意は今の「けだし」と同じ意にして、萬一の場合を推量想像するものなるべきが、この頃はかく「く」の形をとれること「もし」に對して「もしくは」といふ形の語のあると趣稍似たり。

○相屋常念而　舊訓にいへり。久老の上の訓につれて、ここを攷證などには「アフヤトオモヒテ」とよめり。古義は「ここは皇女の御うへを申せる語なれば、かならず御念(まもひ)とあるべき所なり」といひて「御」字を補へり。されど、さる本一もなければ從ひがたきのみならず歌には必ずしも敬語を用ゐぬものなれば從ひがたし。見え逢ふことありやと思ひてなり。

○一云公相哉登　一本の說に「キミモアフヤト」とありとなり。考にはこれを本文に立てたれど、必ずしも改むるに及ばず。

○玉垂乃　「タマタレノ」とよむ。下の「越」の「ヲ」の枕詞なり。さて玉垂とは如何なるものか。倭訓栞には「珠簾の略なるべし。」といひ、楢の嬬手には「玉に緒をつらぬきてたるるをいふ」といへり。この玉に緒をつらぬきてたるるものとは如何なるものにして何に用ゐるものかこれを明確に說明せるものを見ず。又「玉すたれ」といふ說は本集に「玉たれのをす」といへる語(卷六「一〇七三卷十一「二三六四」同卷「二五五六」)あるより後世あやまれるものなるべきが、そは「小簾」全體に關するものにあらずして、ただ「を」といふ語のみに關するものなることは、この歌と次の歌とによ

りて知るべく又「眞玉付ヲチコチ云々」といへるにても知るべし。さてそは玉を緒につらぬくより「を」にかけて枕詞とせりといふ事は疑なけれど、玉垂といふ名を有する實物は未だ明かなりといふを得ず。筑後國に有名なる高良玉垂神社ありて、高良玉垂命を祭れりといへども、その祭神實は詳かならず。「高良」は但し「カワラ」にして甲冑の古名なれば、ある著しき神の遺物を神實とせしか。然るときはその「カワラ」と「玉垂」とを祭れりといふべきに似たり。その「玉垂」といふもの若服飾とせば、支那にいふ玉佩といふものをさすにあらざるか。これは當時唐風の服飾として、禮服には必ずあるべきものたりしなり。姑く記して後の參考に供し、且つ後賢の研究を待つ。

○越乃大野之　舊訓「コスノオホノノ」とよみたり。代匠記に「ヲチノオホノノ」とよめり。これは反歌の一説に「乎知野」とかき、又左注に「越智野」とあるに同じ地をさせるものたるべく、代匠記の説をよしとす。「越」を「ヲチ」にあてたるは字音を用ゐたるなり。卷五、六七四に「眞玉就越乞兼而」などを見て知るべし。さてその「ヲチ」といふは何處ぞといふに、今の大和國高市郡に今越智岡村ありてその大字に越智及び北越智といふ地ありてその邊の野原をさせるものと見ゆるが、今その大字「越」とかきて「こし」とよべるは卽ち古の「ヲチ」を「越」字にてかけるを後世に讀みあやまりしものと考へらる。この地には皇極天皇の山陵ありて、延喜式には「越智崗上陵」と記せるが、これをば日本紀天智卷第六年に「小市岡上陵」と記せり。「小市」「越智」同じ語なるなり。この御陵は越智の南の丘陵の南の部にありて、よくその名にあへり。

「大野」といへるはたたへ語なり。ここは蓋し、その夫君の葬所たるべし。

○旦露爾　「アサツユニ」とよむ。「朝の露に」なるが、草原を分けて來れば朝露にぬるるものなる故にいひたるものにして、これは藤原都より越智野に來る途上をうたへるならむ。

○玉藻者敷打　舊板本「タマモハヒツチ」とよめり。古寫本中に「ヒチヌ」と訓ぜるもままあり。されど「打」を「ヌ」とよむべき道理なければ從ふべからず。まづ「玉藻」の「藻」は借字にて「玉裳」なるなり。「玉」は美しき由のたたへ詞なり。裳は女性の禮裳の一にして、袴の上につくるものなり。この語によりて、この歌の主人公と立てたるものは女性なることを知る。「敷打」を「ヒヅチ」とよむは「ヒヂウチ」の約まれるものなるべし。「敷」は「泥土」の二字の合したるものなるが「泥」の俗字なる由、廣韻に見えたり。類聚名義抄に「泥」に「ヒヂ」の訓あり。今いふ「ドロ」の古言なり。「敷打」とかけるは卷三、四七五にも「展轉敷打雖泣」とあり。又卷十三、三三二六には「展轉土打哭杼母」とあり。この「土打」も又「ヒヅチ」とよめり。さて果して「ヒヅチ」といふ語ありて、ここをかくよみてよきかといふに、卷十五、三六九一に「安佐都由爾毛能須蘇比都知由布疑里爾己呂毛豆奴禮豆」卷十七、三九六九に「赤裳乃須蘇能波流佐米爾爾保比比豆知底」といふ假名書あるによりて、當時かくいへる語あるのみならず、この假名書の例はいづれも、裳なれば同じ趣の事をよめりと見えたれば古の訓のあたれるを見るべし。さて、その語の意は如何といふに契沖は「ヒヂ」なりといへり。「ヒヂ」は濡るる事なり。其れより後種々の説あれど、要するに「ヒヂ」と同語なりとするにありて、その説明は「つちの反ちなれば、びちを延ていへる言にて

ひたす意なり。「攷證」といふが如きものなり。されど、「ヒヂ」が延びて「ひづち」となれりとは語法上いひうべき說にあらずして、學問上理なきことなり。古義には「ヒヂ」を活したるものといひて、「タギツ」「モミヅ」の例をあけたるがその說も無理なる故に全くは從ひかぬるが假に「ヒヂ」卽ち泥土の活用せる語として見れば、泥によごれたる由にこそいへ、水にぬれたる由にのみいふは不條理なりとす。われ思ふに、「ヒヅ」と「ヒヅチ」とは同じ源の語にあらずして意義もまた別なるべし。今この語の假名書なるものの外の例を見るに、上にあけたる「泥打」「土打」の外には、この卷「二三〇」に「玉桙之道來人乃泣涙霑霖爾落者白妙之衣泥漬而」又卷七「一〇九〇」に「吾妹子之赤裳裾之將染時乎」又「今日之雨緜爾吾共所沾名」とありて他の書きざまなるものはなし。されば、これはいづれにしても泥土に關する義をもてる語なりと考へらる。さて、略解には、上の卷七の歌の條に、「染泥は物に濕つ中の一方に就る書さまなり。」といへり。古義は之を駁して、「染泥は偏なり。略解の說など大誤なり。」といひたり。されど、上にあけたる如く、義をもてかけるには「泥」「土」の字必ずありて他の書きざまのもの一つもなし。そのうち「泥打」「土打」は「ヒヂウチ」の音をかりたりといふことをうべけむ。されど「泥漬」「染泥」の二つは、疑ひもなく、その意義によりてかけりと見られ、又然見ずしてはこれを「ヒヂチ」とよまむ由もあらざるべし。されば、これは「泥に染み漬る」意なるべきを思ふと同時に「泥打」「土打」も本義によりてかけるものなりと思はる。かくて考ふれば、「ひづち」と「ひづ」とは別の語にして別の義なるべければ、略解の卷七の釋もすぎたるものといふべし。然るに古義にはこの歌の條に曰はく「泥字につきて泥に漬てぬるゝことと思ふことなかれ。比豆都は雨露涙などをはじめ何にもぬるることに云り」といへり。この義は果して從ひうべきか。今上の諸例につきてひづちたるものと、そのひづちたる因緣と事情とを對照して見れば、

（この歌）
アサ露に　玉裳は　ひづち　（卷十五）
同　赤裳の裾　ひづち　（卷十七）
春雨に　赤裳の裾　にほひひづち　（卷二「二三〇」）
涙(二)　白妙之衣　ひづち　（卷七）
こさめ(二)　赤裳裾　ひづち　（卷三、卷十三）
？　？　こいまろびひづち　（卷十三）

の如くなるが、その卷三卷十三なるは何事とも明かに示されねば、論は如何樣にも立てうべきが故に別として、その他の例を見るに、卷二は「衣」といひたるにて稍異なれど、他はすべて裳にいへるを注意せよ。しかもその裳も多數が裾なるに注意せよ。ここに吾人はその「ひづち」といふ事を起す原因が、雨にせよ露にせよ。(涙は雨露に准じたるものなれば、論の外なり。)そのひづちといふ事實を生ずるものは裳の裾なることを注意すべきを思ふ。裳といへるはその全體をさし、衣といへるは更に衣服の總體をいへるにてその實にひづちする物は衣服のうちにも下部の外面なる裳にあり、裳にてもその下部の裾にありと見るべきにあらずや。而して、屋內

のことにあらずして、野外の道路の上の事にいへるは諸例に通じたる現象なり。かくてその原因として雨露をいへり。さればそれらを綜合して考ふるに道路の上にてある事にして、雨露によりておこることにして、泥土の作用にして、裳の裾にあらはるることにして、しかも、「染」字「漬」字にて示さるる事實といはざるべからず。かく考ふるときは、これは吾人が雨天にぬかるみを行くときに、衣の裾が、泥土に汚れ、染みつかる事にあらずや。この事以外に上述の諸の條件にあてはまる事はあらざるべし。かくて之は衣にて泥を打つといふ事をさすとみる時にはその「堰打」「土打」の文字はまさしく實事を適切にあらはしたる語にして、これこそ本義にして、他は義により書きたるものと考ふ。卽ち泥の點々を裳の裾をばぬかるみの泥土に打ちつくるさまにして染み汚すことをば「ヒヂウチ」といひ、それを「つづめて「ひづち」といひたるものと考ふるなり。ここに於いて、卷三卷十三なる「こいまろびひづちなけく」といへるも、道路にふしまろびて、今の所謂泥まみれになるをいへるものと考ふるなり。かくの如く解して、はじめて、「ひづち」と「ひづち」とは同義同語にあらざるを知るべし。而して、契沖が、禮記の曲禮にいへる「送葬不避塗潦」といふ語を引けるも由ありといふべし。塗潦は道路のぬかるみなり。この精神にて、人の葬を送るには道路のぬかるみにて裳の裾の泥まみれになるをも知らず、悲しみの爲に(又は少々は知りても、直路に行きて避けず(謹愼と禮儀との爲に)ぬかるみをばさ〳〵ふみてゆくさまを想像しうべきにあらずや。

○夕霧爾　「ユフギリニ」になり。「アサツユニ」「ユフギリニ」と對していへる例は、卷十五「三六九一」の例にて知るべし。これは下にいへる旅宿の夕のさまをいふなり。

○衣者沾而　「コロモハヌレテ」なり。衣の霑るるは霧のみにあらず涙もあるべし。以上四句對句をなせり。

○草枕　「クサマクラ」「旅」の枕詞なること、卷一にいへり。

○旅宿鴨爲留　舊訓「タビネカモスル」とよみて異論なかりしが古義には「留」は元「須」とありしを誤れるならむといひて「タビネカモセス」とよみ「こは皇女の御事を申し、ことに、その皇女に獻れる歌なれば爲留(スル)と云むはいと不敬(ナゲ)ならずや」といひたれど、上にもいへる如く、歌には必ずしも敬語を用ゐぬものなり。古義が既に引ける如く、卷三に「皇者神二四座者天雲之雷之上爾廬爲流鴨」(二三五)とあるにも「セル」とよむべしといふ說あれど、必ずしも然らざるなり。この故に古來の訓のままにてよしとすべし。「カモ」は疑の助詞にして之に對して「スル」と結べり。藤原都より越智野まではさほど隔れる所にあらねば、ここは遠き旅に出でたまふ由にていふべきにあらず。さらばこの旅ねとは何をさすかといふに、考に「古へは新喪に墓屋を作りて一周の間人しても守らせ、あるじもをり〳〵行て或はそこに住人も有しなり」といへるが、その頭注に記せる如く、日本紀舒明卷に「蘇我氏諸族等悉集爲島大臣造墓而次于墓所」「爰摩理勢臣壞墓所之廬退」「蘇我田家而不仕」などあるによりて、墓所に廬を作りて住みしことを察すべし。

○不相君故　「アヒハキミユエ」とよむ。童蒙抄に「アハヌキミカラ」とよみたれど、從ふべからず。幽明、境を異にして再びあはぬ故によりての意なり　これは上に「けだしくもあふや」と思ひて